

博士論文

国民国家形成を目指す外山正一（1848-1900）の教育改革と対外認識

(An Inclusive Nation-State: Toyama Masakazu on Educational Reform and World Affairs)

WAKABAYASHI MEGUMI

若林 恵

序文	4-12 頁
第一章 人物紹介	13-32 頁
第一節 ミシガン大学時代の影響	
第二節 教育者と社会との関わり	
第三節 帝国大学という独特の位置	
第四節 対外認識と「文野の戦争」	
第五節 思いやりの軍国主義	
第二章 西洋文明の受容と逆利用	33-45 頁
第一節 キリスト教：警戒から逆利用へ	
第二節 「己を知り彼を知らざる者は敗を取らん」	
第三節 東京女学館と学士の妻	
第三章 政治制度の改良	46-61 頁
第一節 国会開設：『民権弁惑』	
第二節 任他主義の奨励：「政府職権の範囲」	
第三節 英米系政治学	
第四節 大学と学問の独立	
第四章 地方教育振興と学制改革	62-72 頁
第一節 東京大学予備門とその改革	
第二節 高等中学校の二重構造	
第三節 高等中学存続・大学予科教育拡張の主張	
第四節 教員養成の試み	

第五章 逆説的思考にみる小国主義	73-87 頁
第一節 社会結合	
第二節 日独伊の近代国家形成の過程	
第三節 ロシアの大恩	
第四節 小国主義と楽観的アイロニー	
第五節 三国干渉と怨恨のアイロニー	
終章 結びに代えて	88-91 頁
手書き史料翻刻	92-96 頁
史料・文献リスト	97-102 頁

初出一覧：

序文 新稿

第一章 新稿

第二章

“‘Crazy Verse about Christianity in the New Style’: Translation and Source Analysis.” *Windows on Comparative Literature*. No. 9, April 2013. Comparative Literature and Culture Program, University of Tokyo, Komaba.

“‘Think in English’—Toyama Masakazu and Mombushō Conversational Readers.” *Komaba Journal of English Education*. Vol. 6, 2015. Department of English Language, University of Tokyo, Komaba.

第三章 新稿

第四章 新稿

第五章 新稿

終章 新稿

凡例：

一、本稿では、日本国内の事項に関しては基本的に和暦をもちいるが、グレゴリオ暦採用以前は、西暦を（）で併記した。西洋史の文脈は、西暦を用いた。

一、本稿の引用史料の下線は、特に注記がない限り、筆者（若林）による。

一、本稿で引用した日本語史料は、一部で筆者が適宜に句読点を補った。旧字は、原則として、常用漢字に改めた。

一、本稿で引用した英語史料は、原文を註に記し、本文では、原則として筆者による日本語訳を用いた。

一、本稿の最後に掲げた史料翻刻は、すべて原文のままとする。

一、『\山存稿』所収の外山の史料の内、刊行済みの物は本文中で『』をつけた。

序文

外山正一（1848-1900）は、『民権弁惑』（明治13年）や『藩閥の将来』（明治32年）の著者であり、また、研究者の間では近代西洋社会学の移植者としても知られている。ところが、明治期における彼の活動やその他の事歴に関しては、学界において軽視される傾向が認められる。東京大学総合図書館所収の史料は、東京大学百年史編集室が刊行した『外山正一史料目録』に列挙されているが、そのなかで『山存稿』に掲載されたもの以外は、ほとんどが研究の対象とされてこなかった。また、外山が東京大学から帝国大学への移行期に総長代理を務め、帝国大学文科大学長、後に総長、ついには第三次伊藤内閣の文部大臣にまでのぼりつめたにもかかわらず、教育改革・政治思想・神代の歴史研究などの領域で断片的に論及されるにすぎない。教育に関して言えば、大学自治の歴史的経緯や井上毅（1843-1895）文部大臣の政策などの文脈において、外山の意見書類の存在が紹介されるという程度にとどまっているのが現状である¹。明治期の教育界や政治界、特に対外認識については、今までほとんど検討されてこなかった。明治期の変動期において、何を問題視し、社会改良のために個人・政府それぞれがいかなる役割を担うべきかを考え、どのように教育制度の改革を試みたかといった点に関して、彼の思想と行動の全体像は依然として不明瞭なままである。さらに、彼が日本における「社会学の祖」であることは間違いないが、先行研究の評価に対して修正を加える余地がある。本稿では、従来の研究成果を継承しつつも、上記に掲げた外山に関する欠落部分を掘りおこし、新しい外山像を示す。

まず、外山の果たした役割とその歴史的意義に関する先行研究を筆者なりに簡単に整理・分析すると、便宜上大きく三つに区分できる。

I) 主に賛同者の手による、外山を幾分偉人として賞賛する伝記的著作とその後の修正

II) 日本における近代西洋社会学を伝承した文脈に外山を位置づけた上で、彼の著書を批判的に分析し、その影響について推測する研究

III) 明治期の大学行政に関する論稿

¹ 寺崎昌男『日本に於ける大学自治の成立 増補版』東京、評論社、2000年（初版は1979年）。海後宗臣『井上毅の教育政策』東京、東京大学出版会、1968年。山本幸彦編『帝国議会と教育政策』京都、思文閣出版、1981年。所澤潤「文学部長外山正一の建言『大学へ天下の人材を輻輳せしむるの法』明治15年2月」『東京大学史紀要』第13号、1995年。（原文は、『文部省往復』Mo50、625-639頁。）

I) 外山の直弟子にあたる、歴史学者の三上参次（1865-1939）と社会学者の建部遯吾（1871-1945）は、それぞれが恩師と接した明治10年代と20年代を評伝的な「外山正一小伝²」（1908）と「教育家外山正一先生³」（1933）にまとめた。

三上は、明治22年に帝国大学和文学科を卒業し、学内の臨時編年史編纂掛に就職した⁴。東京大学は、当時文科大学長であった外山の意向で、明治政府の史料収集と国史編纂事業を受け継いでいた⁵。三上は、明治42年に外山の遺稿集『山存稿』前編と後編の二巻を編修・出版し、巻頭に「外山正一小伝」を収録した。この伝記は、外山の生い立ち、二回の海外留学、東京大学・帝国大学時代の活躍、特に外山が英米系教師のアーネスト・フェノロサ⁶（1853-1908）とエドワード・モース⁷（1838-1925）と親しかったことなどを生き生きと描いている。両教師との交流を通して、外山は外国人の視点から日本を再発見する作業を強いられたと本稿は推測する。日本での日々に言及したモースの *Japan Day By Day*⁸（1917）の中で、特筆に値する事例は、東京から横浜に向かう途中にモースが大森貝塚を発見したさいに外山も同行していたことである。多くの留学帰国者が西洋一辺倒に走った時代に、日本にも西洋人が注目するほどの遺産があるという事実や、外国人が漢字の難しさを指摘することで、日本人の低学歴者や子供が効率よく学習できるための工夫の必要を実感するなど、後の文字改良論やローマ字会につながる知の連鎖をここから読みとることも不可能ではない。

三上によれば、政治面では、外山は早期国会開設を帰国直後の明治10年から主張した。教育面では、大物政治家・実業家・お雇い外国人等を巻き込んだ女子教育奨

² 三上参次「外山正一先生小伝」『山存稿』（前編）東京、丸善、1909年。

³ 建部遯吾「教育家外山正一先生」『教育』第1巻、第9号、1933年。

⁴ 三上参次『明治時代の歴史学界：三上参次懐旧談』東京、吉川弘文館、2001年。

⁵ 明治21年に帝国大学文科大学の臨時編年史編纂掛が、明治28年には史料編纂掛となり、現在の東京大学の史料編纂所にいたる。「修史及史料事業に関する意見」明治26年4月14日『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909、151-154頁。

⁶ フェノロサは、ハーバード大学で哲学を専攻すると同時に、スペンサー倶楽部でも大いに活躍した。卒業後はボストン博物館付属の美術学校（Normal Art School）でデッサンを学んだ。明治11年8月から明治19年まで東京大学の教壇に立った。明治11年9月から哲学、政治学、理財学（経済学）などを講じた。明治11年から明治13年にかけて担当した政治学の授業の前提として、社会学を重視した。教科書はスペンサーの『社会学原論』第1巻（1876）、*Social Statics*（1850）、や W. Bagehot *Physics and Politics*（1872）、L.H. Morgan *Ancient Society*（1877）などを用いた。秋山ひさ「明治前半期の社会学——フェノロサと外山正一——」『神戸女学院論集』第24巻、第1号、1977年。

⁷ エドワード・モースは、ハーバード大学のL・アガシー教授の下で動物学を修めた。後に、ピーゴディー・アカデミーの主事を1868年から1871年まで務め、メイン州立大学、ボードウィン大学、ハーバード大学などで比較解剖学と動物学教授を歴任した。明治10年に来日し、東京大学に新設された理学部の生物学科に教員として迎えられた。モースは *The Shell Mounds of Omori* を明治12年に刊行し日本の考古学や生物学に大いに貢献した。Dorothy G. Wayman. *Edward Sylvester Morse: a Biography*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1942.

⁸ エドワード・モース著、石川欣一訳『日本その日その日』東洋文庫171、172、179東京、平凡社、1929年。

励会を立ち上げ、英語のカリキュラムに重点をおいた私立女子中学校東京女学館や、神田乃武（1857-1923）と共に正則予備校という私立の男子中学校を設立した。また、新体詩やローマ字会などを通して、矢田部良吉（1851-1899）とともに漢字廃止運動や学科の整理と合理化に尽力した。これは、文部省が西洋で行われている教育方法や教科書を輸入するだけの姿勢に終始していたことに対する抗議でもあった。即ち、三上は、明治十年代の欧化政策の時期を中心に、外山は旧弊を壊し、新しい制度や運動を打ち立てる開拓者、極めてリベラルかつ急進的な改革者としての側面を強調している。

一方、明治29年に帝国大学哲学科を卒業した建部は、同年、外山と共に近畿地方の山陵を巡拝し、皇族の御墓、功臣の墳墓などを訪れた⁹。建部は、後年桂太郎首相に対して、対露強硬論を提出した七博士の一人でもある。そして、大学院在学中の明治30年に、帝国大学総長となった外山の後任が定まるまでの間、社会学講座概論と特殊講義を担当した。三上の描写とは対照的に、建部は、日清戦争以降の師を新しい時代の精神（Zeitgeist）にあわせて、「尊皇学者・敬神教育家」として謳歌する¹⁰。即ち外山は、「気魄の人」・「力強き、燃ゆるが如き改革的精神の人格」者・「明治教育会の最も大なる、最も強き、指導者・揮擲者・木鐸」であり、「大小公私幾十の『大学』」のなかで帝国大学が真の「最高学府即最高教育府」となったのは「斯人に頼らざるば能はざる事」とまで外山を賛美する¹¹。すなわち、あたかも外山が帝国大学を頂点とする近代的教育制度を作り上げたかのごとく、諸手を挙げて賞賛するのである。日清戦争後の外山の問題関心は、死生観・厭世心・愛国心・「尽忠報国の義務」などが中心となったが¹²、建部は、師のこうした問題関心を幾分か受け継いだといえる¹³。伝記のなかで、彼は、遼東半島の返還を露・独・仏に訴えた外山の「忘るゝな此の日を」から長文を引用して、その「護国詩人・愛民歌人」ぶりを誇張する。

三上と建部の伝記を併読すれば、外山が、その生きていた時代の風潮やバイアスから逃れられなかったことが分かる。欧化政策から国家主義へと社会が変化していくなかで、旧弊を破壊しようという、当時にあっては急進的ともいえる外山の姿勢が、時間を経るに従って皇室の御陵の保護を帝国議会で建議するなど、「保守化¹⁴」していった。双方の評者がこれを皇国思想への傾斜と捉えたものの、外山の思想的展開をおおむね進歩的と位置づけ賞賛した。

⁹ 「古墳墓保護に関する建議案」明治30年2月26日、3月1日 貴族院 第10議会本会議 第12号、第13号。

¹⁰ 建部遯吾「教育家外山正一先生」『教育』第1巻、第9号、1933年、125頁。

¹¹ 建部遯吾「教育家外山正一先生」『教育』第1巻、第9号、1933年、123頁。

¹² 「人生の目的に関する我信界」明治29年4月『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、601-650頁。

¹³ 建部遯吾「尊王愛国の社会学説」秋山悟庵編『尊王愛国論』東京、金尾文淵堂、1913。

¹⁴ 三上参次「外山正一先生小伝」『山存稿』（前編）東京、丸善、1909年、57-58頁。

上記のような個人の体験に基づく伝記的記述に反し、秋山ひさの「外山正一とミシガン大学¹⁵」(1982)は、ミシガン大学に残存する学籍簿を調査し、三上の「外山正一小伝」に思い切った修正を迫る。たとえば、三上は、外山がミシガン大学「最初の日本人学生」であり、学士号を取得して帰国したとするが、実際には外山に先行する日本人留学生が在籍していたことを秋山は示した¹⁶。さらに、学籍と卒業の有無に関しては、外山は、ミシガン大学文理学部の鉱山学コースに選科生として三年間在籍していただけで、学士号は取得しなかったことも判明した¹⁷。明治19年に、名誉修士号を受けとった経緯について秋山は、以下のように推理する。ミシガン大学のジェイムズ・アンゲル学長(1829-1916; 1871-1909)が来日した際、元留学生であった外山が、明治の一大教育者へと飛躍的に成長していたことを知り、ミシガンにもどった後に、名誉学位を贈ったものであると。

II)外山をとりあげた代表的な論文としては、戦前の清水幾太郎¹⁸(1936)、戦後の山下重一¹⁹(1976)、齋藤正二(1948)²⁰、秋山ひさ(1977)²¹、清水瑞久(2003)²²などが挙げられる。

まず、時期的には前後するが、便宜上、戦後の早い段階に発表された齋藤正二の見解を検討する。外山の神代研究に注目した齋藤正二は、本居宣長(1730-1801)を始めとして、近世国学者が『古事記』や『日本書紀』の言語上の解釈など考証学的な考察にとどまったのに対して、外山が、原始時代の神々の生活習慣や活動や政治・社会制度を読み取った点について、明治期を現在の視点から検討したと指摘し、これを高く評価する。また、社会学独自の学問方法が未確立で、生物学などで使われていた自然科学的実証主義を用いることが19世紀の欧米では一般的であった

¹⁵ 秋山ひさ「外山正一とミシガン大学」『神戸女学院論集』第29巻、第1号、1982年。

¹⁶ 1900年9月2日付けの新聞『ザ・デトロイト・フリー・プレス』は、ミシガン大学最初の留学生はナガイ・サイスケであるとしている。大学の名簿にも、1872年の選科生のなかにはナガイ・サイスケ(クワナ)とある。これは桑名出身の「多芸誠輔」であると秋山は推測する。トヤマ・マサカズ・ステハチ(シズオカ)は1873年から在籍し、同年にはナガサキ・ミチノリ(出身地不明)もいた。しかし、史料が整理、保存されているのは、外山の分のみである。秋山ひさ「外山正一とミシガン大学」『神戸女学院大学論集』第29巻、第1号、1982年、2頁。

¹⁷ 履修履歴には、主に自然科学系の科目がめだつ。また、東京大学時代に外山が教えた心理学、歴史学、社会学を外山はミシガンで何一つ学んでいない。英文学(English Literature)、英語(English Language)と英作文(Essays)は履修している。秋山の論文のなかに履修科目表が残っている。秋山ひさ「外山正一とミシガン大学」『神戸女学院大学論集』第29巻、第1号、1982年、4頁。

¹⁸ 清水幾太郎『日本文化形態論』東京、サイレン社、1936年。

¹⁹ 山下重一「明治初期におけるスペンサーの受容」日本政治学会編『日本における西欧政治思想』東京、岩波書店、1976年。

²⁰ 齋藤正二「外山正一博士の社会学論」『日本法学』第14巻、第92号、1948年。

²¹ 秋山ひさ「明治前半期の社会学——フェノロサと外山正一——」『神戸女学院論集』第24巻、第1号、1977年。

²² 清水瑞久「外山正一にみるメディアと芸術：透明化されるメディアと国民の創生」『マス・コミュニケーションズ研究』第63号、2003年。清水瑞久「外山正一の歴史社会学」『社会学評論』第54巻、第3号、2003年。

ために、外山も積極的にそれに倣った、という²³。神々を限りなく人間に近い存在として描いた神代の研究と、政府の圧政を批判した明治13年の『民権弁惑』との間には、「自由主義」という概念が共通していると齋藤は考える。ここでいう「自由主義」とは、齋藤の外山解釈に従えば、压制束縛からの解放という意味での「自由」と、ダーウィンがいう下等動物の間の「自由」な競争、そして、神代の女性の「自由」結婚という習慣が含まれる。これらの意味において、外山は、ダーウィンの自由競争の原理や、スペンサーの軍務型社会から産業型社会への発展という枠組に「忠実なる信奉者²⁴」であったが、齋藤はそれを外山の限界であるとする。また、明治13年の『民権弁惑』についても、「諺に曰、『前車の覆るを見て後車の戒めとなす』と。今日の政治下にして英史を読み佛史を読むものは一般人民をして手足を切断して刃物の恐るべきを知り、半身を火傷いて熱湯の恐るべきを知るが如き遭際を得せしめざらんことに深く注意せずばあるべからず²⁵」、という部分から、齋藤は、「外山博士の社会の変革理論」が、暫定的なものでしかないと厳しく裁断している²⁶。

次に、戦中の清水幾太郎に端を発した、進歩主義をめぐる問題提起について見てみる。山下重一の分析によれば、戦前から戦後にかけて著明な社会学者・清水幾太郎の関心事は、「社会学会にも国家主義的な傾向の抬頭が著しかった昭和10年前後に、その源流をわが国の社会学成立史の中に探」ることである²⁷。外山との関連において、清水幾太郎の『日本文化形態論』が示唆するパターンは、スペンサーの（進歩的）自然法的側面を自由民権運動が、（保守的）有機体的側面を明治政府が、それぞれ受容したが、最終的には自然法的側面が有機体的側面に克服されたという、（山下からすれば）残念な結果となった。一方、山下の「明治初期におけるスペンサーの受容」（1976）は、清水幾太郎の立論に種々の修正を試みるものである。第一に、清水が自由民権と明治政府との二グループに着目したのに対して、山下は、自由民権運動・東京大学・明治政府の三グループに分けてスペンサーの思想の受容の差異を検討する。さらに下は、スペンサー自身の政治思想の諸特色と日本での受容形態との対応関係を実証的に追及する過程において、東京大学のなかでも、フェノロサと外山との間には、スペンサーの解釈に違いがあるという点を指摘する。例えば、政府による極度の圧政が存在するところに自由民権が起こる、と外山が論評した『民権弁惑』（明治13年）や新体詩²⁸の内容には、スペンサーの社会進化論に基づく漸進的社会改良の重要性が説かれている。また、フェノロサを、急

²³ 齋藤正二「外山正一博士の社会学論」『日本法学』第14巻、第92号、1948年、84頁。

²⁴ 齋藤正二「外山正一博士の社会学論」『日本法学』第14巻、第92号、1948年、91頁。

²⁵ 「民権弁惑」明治13年『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、433頁。

²⁶ 齋藤正二「外山正一博士の社会学論」『日本法学』第14巻、第92号、1948年、97頁。

²⁷ 山下重一「明治初期におけるスペンサーの受容」日本政治学会編『日本における西欧政治思想』東京、岩波書店、1976年、78頁。

²⁸ 「新体誌抄」明治15年8月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、203-232頁。

進的なスペンサー解釈から漸進的な解釈に転化させたのは外山である、と山下は結論づける²⁹。

つまり、斎藤・清水幾太郎・山下は、進歩性のある程度認識するが、そのために暫定性・漸進性の限界も強調する。2000年代に入り、メディア論に着目する清水瑞久は、外山を明治政府のイデオログとして位置づけ、その研究方法は、斎藤のような実証主義的・自然科学的なものではなく、むしろ文学的物語論であると自認する(2003)³⁰。斎藤が指摘する幾分進歩的な「自由主義」に対して、清水瑞久は、外山の「自由」とは国家によって圍繞された限定付きの「自由」であり、臣民として国家に帰属する「自由」でしかない、と真っ向から反対する³¹。清水の解釈では、外山が最優先に考えたのは、人民の明治政府からの解放ではなく、美術や詩などのあらゆるメディアを通して上から効率的に「国民国家」を創出することであり、詩や絵を通して人を「感動」させて人々を「国民」として陶冶することは、内面から秩序を立ち上げることである、とする。美術や道徳は、「籠絡」と「陶冶」を通して支配者が人心を収攬する手段に他ならない。清水によれば、外山の思考のなかでは、進化の原理は、自然・社会や昔・今の区別なく働く歴史的必然である。この法則に即して、社会の秩序を形成・維持する学問が社会学である。神代に行われた天皇制という政治制度が明治維新を経て復活したのも歴史的必然である。そして、神代において「上に暴君無く、下に乱臣無き」国は、「天下広と雖も、本邦の外には決して一つも在らざるならむ」といい、日本の特殊性として「稀代の調和」と「真正の臣民」とを挙げる³²。さらに、清水瑞久の見解に従えば、神代から秩序の歴史的発展の到達点が、「今」の明治の世であるから、神代の社会に存在した上下の軋轢も男女の軋轢もない秩序を明治にも求めるべきだと外山は考えていたという。外山の社会思想に対して清水瑞久は、神代の秩序にみられるのは暗黙のうちに臣民の君主に対する忠義と、妻の夫に対する貞節とに支えられた秩序だと論ずる。神代の研究を含む外山の言説、とりわけその「物語」は、国民国家への帰属意識を喚起・発達させるものでしかなく、人民統制のための「巧妙な手法」に他ならない、と批判した³³。このように、清水のいう「自由」は、斎藤がいう「自由」の解釈とは大きく異なっている。しかし、これは変化のない非歴史的分析だ。

外山が日本の社会学の祖として注目されるなか、秋山(1977)は、フェノロサを外山と並べて分析し再評価する³⁴。フェノロサは、英米中心の政治学およびその前

²⁹ 山下重一「明治初期におけるスペンサーの受容」日本政治学会編『日本における西欧政治思想』東京、岩波書店、1976年、96頁。

³⁰ 清水瑞久「外山正一にみるメディアと芸術：透明化されるメディアと国民の創生」『マス・コミュニケーションズ研究』第63号、2003年。清水瑞久「外山正一の歴史社会学」『社会学評論』第54巻、第3号、2003年。

³¹ 清水瑞久「外山正一の歴史社会学」『社会学評論』第54巻、第3号、2003年、253頁。

³² 「神代に於ける政治思想及び制度」『山存稿』(前編、上)東京、丸善、1909年、345-346頁。

³³ 清水瑞久「外山正一の歴史社会学」『社会学評論』第54巻、第3号、2003年、256頁、260頁。

³⁴ 秋山ひさ「明治前半期の社会学——フェノロサと外山正一——」『神戸女学院論集』第24巻、第1

提としての社会学を講じ、哲学においては東京大学のなかで初めてヘーゲルを中心としたドイツ観念論を紹介し、東洋の美術発展史の従来の考え方を覆した。フェノロサにとって、美術は政治の道具ではなく、相手を感動させることそれ自体が目的である。フェノロサのこれらの功績を秋山は高く評価する。外山の美術論もフェノロサに影響され、彼の持論を外山は自らの演説に用いた³⁵。このことを秋山は、より具体的に演説と史料を比較しながら検討し、外山を否定的に評価するのではなく、むしろ、その背後にあるフェノロサからお雇い外国人から受けた影響に注目する点で齋藤や清水の外山像とはかなり異なるものになっている。

社会学説史という文脈からみると、明治・大正（三上、建部）、戦中と戦争終結後（清水幾太郎、齋藤正二）、戦後（山下、秋山、清水瑞久）と時を経るにつれて外山の評価が大きく変遷したことがわかる。日清戦争後に建部は、外山の皇国ぶりを大いに讃えた。日中戦争勃発直前の1936年に清水幾太郎は、戦中の国家主義の源流を明治初期のスペンサーの社会学思想の受容に起因すると考える文脈から外山を批判した。これに対して、第二次世界大戦終結後の1948年に、齋藤は、国家主義に対抗する外山の「自由」思想を肯定的に評価する。そして、清水瑞久は、メディア史という観点から外山が国民を「籠絡」し「陶冶」したとして、否定的な評価を提示する。昭和の天皇制国家と外山の社会思想を関連付けたのが建部であり、その考え方を清水瑞久も齋藤も受け継いだといえる。しかし、以上のような著しい評価の変遷は、外山の責任ではなく、各研究者の置かれた歴史的・政治的状况によるものが大きいと考えられる。

III) 大学行政や教育改革の歴史研究書は多数あるが、研究書は専門性が高く、細分化が顕著であることから、短命な文部大臣に終わった外山の教育改革論に焦点を当てた著述は、管見の限りでは出版されていない。しいていえば、一般向けの著書では竹内洋の『学歴貴族の栄光と挫折』（1999）が、学術誌の論稿では寺崎昌男「帝国大学形成期における指導的大学の大学観——加藤弘之・外山正一——」（2000年）がある。また、最近の研究では、永添祥太『長州閥の教育戦略』など、外山が注目していた明治期の教育と薩長閥の関係を主題とする著書も存在する³⁶。

竹内は、高等（中）学校の発展と拡大に伴う受験競争の激化という、現代社会の現実的な関心から、学歴貴族と戦前には呼ばれていた人々の出身階層を分析した³⁷。その文脈のなかで、外山の『藩閥の将来』を短く取り上げている。つまり、薩長の藩閥支配を打破するために各都道府県が、地方教育を拡張し、特に高等学校を設立する必要があるということが外山の主な主張であった。これは、それまで研究

号、1977年。

³⁵ 外山の美術論は多くの批判を受けた。詳しくは、秋山論文を参照。

³⁶ 永添祥太『長州閥の教育戦略』福岡、九州大学出版会、2006年。

³⁷ 竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』東京、中央公論新社、1999年。

者が見落としていた発見である、と竹内は力説する。寺崎論文は、後の帝国大学を頂点とする「官立総合大学」の制度の起源を（東京）帝国大学の建設期に求める。そのうえで、加藤弘之と外山正一という大学行政に最初から立合った二人の演説や行政文をもとに、大学の社会的機能・学科の内容・研究と教育の両立の必要性・海外の大学のモデルとの比較などに関する発言を分析する。両者は、大学とは単科大学（college）にとどまるべきではないという「ヨーロッパ的総合大学観³⁸」や学問的研究と教育の実践が大学において切り離せないものだという認識を共有していたと寺崎は主張する。

しかし、立脚点、動機などを異にする側面も存在した。まず、学科の内容について、1880年代の加藤は、大学とはあらゆる学問を「全備」する機関であるから、西洋の学問と従来の日本の学問とを均衡的に取り入れる必要性を認識していた。また、日本の大学であるから、日本古来の学問も包摂しなければならないというナショナリスティックな意識のもとに古典講習科設立を訴えた³⁹。他方外山は、古典講習科の設立は「種の保存」、つまり、将来の国学者・漢学者を絶やさぬために、大学で研究者の卵を養成する必要がある、という進化論的な発想からこれを肯定したにすぎなかった⁴⁰。外山の考えの裏には、高等（中）学校の課程までは、漢文などを学習する必要はなく、むしろ、英語が必要だという認識が存在したものと推測される。この点を考えると、森有礼文相の、大学教育の内容は「洋学」を中心にすべきだという意見と、できるだけ幼い時から英語を勉強させるべきという外山の発想とは、一致していた。

また、加藤の場合は「社会進化論」やヘーゲルのアーリア人種至上主義の影響から、旧士族という階級の平民に対する遺伝的優位性を認識し、高等教育を平民に拡大することは進化の理に反するという危機感を覚えていた⁴¹。但し、寺崎は、1880年代の東京大学在学者の半数以上が平民であったことを考えると、加藤の考えは事実と反すると指摘している。これに対して外山は、教育の中央集権化こそが藩閥を温存し自由競争を阻むものであるとして危険視し、一貫して高等教育の地方への拡張・高等中学校の新設・総合大学の新設などを主張した⁴²。しかし、これは井上毅文部大臣の高等中学校を専科カレッジにするという構想と衝突した。

³⁸ 寺崎昌男「帝国大学形成期における指導的大学人の大学観——加藤弘之・外山正一——」『日本における大学自治制度の成立 増補版』東京、評論社、2000年、355頁。（初版は1979年。）

³⁹ 古典講習科については、品田悦一「近代日本の国学と漢学：東京大学古典講習科をめぐって」

『University of Tokyo Center for Philosophy Booklet 24』Tokyo: University of Tokyo Center for Philosophy, 2012 参照。

⁴⁰ 寺崎昌男「帝国大学形成期における指導的大学人の大学観——加藤弘之・外山正一——」『日本に於ける大学自治の成立 増補版』東京、評論社、2000年、361-362頁。（初版は1979年。）

⁴¹ 寺崎昌男「帝国大学形成期における指導的大学人の大学観——加藤弘之・外山正一——」『日本における大学自治制度の成立 増補版』東京、評論社、2000年、359-360頁。（初版は1979年。）

⁴² 寺崎昌男「帝国大学形成期における指導的大学人の大学観——加藤弘之・外山正一——」『日本における大学自治制度の成立 増補版』東京、評論社、2000年、362-363頁、366頁。（初版は1979

以上の先行研究者は、限られた小数の代表的な著書、それも活字になったものを取り上げて、外山の文章内容や思想構造を把握し、理論的にこれらに関連づけるという思想史の研究手法、あるいは、外山に影響を与えたであろう人物の思想と外山の発言とを関連づけようとしている。しかし、その結果として、外山に対する理解は断片的なものにとどまってしまっているように思われる。換言すれば、一握りの史料（主として『民権弁惑』と『藩閥の将来』）をもとに、外山を全体的に再構成しようとするが故に無理が生じている。即ち、これら以外の一次史料（たとえば、『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』など）を検討しないことから、誤解や恣意的な解釈が生じている。筆者から見れば、外山は、独特の逆説的思考⁴³を駆使することにより、聞き手や読者に自分の本当の意志や主張をストレートに明かさず、趣旨を巧妙な隠喩的表現・アイロニーを使って伝える傾向がある。このため、史料を幅広くかつ注意深く読み、これらの関係性を解析する必要がある。

そこで、本稿の特徴として、①従来の研究よりも広範囲な一次史料を読破し、②上記の逆説的思考や隠喩的表現を解説・通釈するかたわら、③豊かな対外認識・国際的視野を持った教育改革者として外山に注意しつつ、その思想と行動にいついかなる変化が起こったのか、またどの部分に断続性があったのかを明らかにしようとする。このような作業を通して、中等から高等教育の接続を円滑にすること、教育の格差是正に努めたこと、暫定的改革を通して英米政治制度を実施し、シヴィル・ソサイエティの創出に努力したこと等が本稿で明らかになる。他方で、従来見落とされてきたのは、日清戦争直後の三国干渉を契機とした対外認識の変化である。特に彼は、従来の楽観的なアイロニーを捨てて、皇室崇拜とナショナリズムが結合した怨恨の逆説的思考へと変わったと結論付ける。

外山の意見書類などを一つひとつ丁寧に読むことは、一見徒勞に見える。しかし、明治期諸制度の問題とその背後にある富国強兵の思想との関係を論じる視角は、従来の教育史の文脈からは見出すことはできず、本稿は、新しい視線での発見に到達したものと考える。なお、史料としては、三上参次が編集した『山存稿』と、東京大学総合図書館所蔵の史料群に収められている彼の意見書や演説が多数残されているほか、帝国議会議事録上の発言を主に用いる⁴⁴。

年。)

⁴³ Peter Gay は *Style in History* のなかで、イギリスの歴史学者ギボン (Edward Gibbon 1737-1794) の叙述方法を分析し、彼が多くアイロニーやパラドックスを用いたことを指摘する。アイロニーやパラドックスとは、一見ある主張をしているように見えるけれども、実は本当の主張が別にあるような場合に使う叙述方法である。Peter Gay, *Style in History*. New York: Basic Books, 1974.

⁴⁴ 『東京大学百年史史料目録② 外山正一史料目録』東京大学百年史編集室、1977年。三上参次編『山存稿』前編(上、下)後編(上、下、英文史料)東京、丸善、1909年。東京大学総合図書館所収の史料(A006562)

第一章 人物紹介

第一節 生い立ち、アメリカ留学とその影響

外山正一の幼名は捨八、号は、山。外山家の出自は藤原⁴⁵、祖先は、室町幕府に仕えてのち三州（現、愛知県）額田郡に移り、徳川家康のもとで外山小作が武功を挙げ、二代将軍秀忠の大坂夏冬両陣にも出陣した。家禄は二百二十石。享保八（1837）年には廩米二百二十俵となる。外山の父忠兵衛は、大番の士を務めた。正一は、文才を認められ、文久元（1861）年に十四歳の若さで蕃書調所（後の開成所）に入学した。オランダ語ではなく、英語の習得に努めた。同所での試験選抜を経て、幕命により慶応2年8月（1866年3月24日）にイギリスに留学し、同地で森有礼（1847-1889）の知遇を得た。その後、王政復古の報を聞き、フランスの博覧会に派遣されていた幕府使節団と共に慶応4年4月（1868年4月26日）ロンドンを発ち、6月に横浜に着く。他の旧幕臣と共に駿府（静岡）に移住し、静岡藩管理下の静岡学問所⁴⁶で洋学科の三等教授、後に一等教授兼学部長となる⁴⁷。幕府の開成所と静岡の学問所は、旧幕臣のための施設でありながら、諸藩から官費貢進生や私費留学生を受け入れ、純粹に学問に没頭できる開かれた空間であり、「学位」が立身出世と連結しないなかでの自己の好奇心に任せた学問追及型の教育施設であった。

新政府の元に、外山は明治3年閏10月（1870年11月）、弁務使森有礼の計らいで矢田部良吉（1851-1899）と共に渡米した⁴⁸。森は、米国滞在中にアメリカのおもだった教育者から意見書を受けとった⁴⁹。その翻訳作業を通して、外山もこれらの意見書に精通していたと思われる。また、岩倉使節団の田中不二麿（1845-1909）が欧米教育制度の調査をしたときに、密航の罪を許された新島讓（1843-1890）が同行

⁴⁵ 三上参次の伝記によると、外山の祖先の出自は藤原とある。三上参次「外山正一先生小伝」明治41年8月『山存稿』（前編）東京、丸善、1909年。

⁴⁶ 静岡学問所は静岡藩によって設けられ、明治元年の十月に開校された。津田真道を学長、西周を顧問格とし、国漢洋の各部門があり、教員のなかには中村正直や外山正一などの幕府派遣の海外留学帰国者達があった。名目上の頭取は向山隼人正。後に洋行した目賀田種太郎など300名の旧幕臣子弟が就学していた。後に同校は師範学校となった。石附実『近代日本海外留学史』東京、中公文庫、1992年（初版はミネルヴァ書房、1972年）、43頁、384頁。

⁴⁷ 三上参次「外山正一先生小伝」明治41年8月『山存稿』（前編）東京、丸善、1909年、17頁。

⁴⁸ 明治3年12月22日布告の「海外留学規則」（太政官布告第958号『太政官日誌』第65号、明治3年）に基づき、留学中の諸事務を取り扱う在外の弁務使が設置された。明治3年閏10月にイギリス、フランス、プロシアの留学生を鮫島尚信が、アメリカの留学生を森有礼がそれぞれ統轄するため、現地に赴任した。森有礼に従事した外山の仕事の一つは、留学生の対応や明治5年の岩倉使節団を迎える準備などであったと思われる。アメリカで外山は、日本人留学生の世話役のC.ランマン（Charles Lanman）とも接触があり、外山や他の留学生の文章がランマンの手によって出版された。石附実『近代日本の海外留学史』中公文庫、1992年（初版はミネルヴァ書房、1972年）、184頁。Charles Lanman, *The Japanese in America*. New York: University Publishing Company, 1872. (reprinted in Y. Okumura ed., *Leaders of the Meiji Restoration in America*. Tokyo: Hokuseido Press, 1931.)

⁴⁹ 『森有礼全集』に英文の意見書が収録されている。意見書のなかには、明治6年（1873）に来日し、教育令の作成に貢献し、東京大学の整備、女子師範学校・幼稚園・博物館・図書館の創設・整備にも貢献したDavid Murray（1830-1905）の意見書もある。大久保利謙編『森有礼全集 第1巻』東京、宣文堂書店出版部、1972年。

した⁵⁰。外山もアメリカ国内を視察した可能性が高い。明治4年8月、外山は学務権大録に昇格するが、翌年2月、願いにより官を辞して一介の留学生となる。また、明治期に外山が留学に選んだのは、当時日本人が多く滞在した宗教色の強い東海岸ではなかったことも注目に値する。慶応期の最初の洋行の際、日本人が一カ所に固まっていたのは外国語学習の障害となるので分散してイギリス人の家庭に住むべきだという意見を述べ、イギリス人の世話役と対立したほどである⁵¹。彼は、まず、ミシガンの高等学校に在籍し、その後、ミシガン大学に入学した。

先行研究では、三上の伝記も含め外山のアメリカ留学時代が軽視されている。しかし、留学経験が外山の人格形成に多大な影響を及ぼしたのみならず、日本を出国することで初めて日本人としての確固たる自覚を持ち、日本と諸外国だけでなく、同時代のヨーロッパの国際情勢を視野に入れて考察できるようになったと考えられる。こうして外山は、日本列島に布教の手を伸ばそうとするキリスト教信者や植民地獲得競争を推し進める西洋列強による帝国主義の脅威を敏感に察知するようになった⁵²。とはいうものの、西洋人との間に一種の共通の認識を持つこととなった。例えば、ミシガン大学ジェームズ・アンゲル（1829-1916）学長とは、教員養成や分科大学の重視という点に加えて、一握りの知識人が知を独占する社会の在り方は国家の発展にとって必ずしも有益ではないというヴィジョンを共有していた。だからこそ、一般人を迷信や宗教から引き離し、実学と理性に引き付けるといふ教育者の役割が重要となる。教育者・知識人など「上等社会」の人々の行動が、一般人が自覚をしないところで社会を半開から開化へと進化させる。外山自身も「上等社会」の一員として、教育制度改革を通してのメリトクラシーの徹底をはかった⁵³。

現在のミシガン大学アナーバー校の前身は、1817年にミシガン準州立法府がデトロイトに建設された教育施設である⁵⁴。1837年3月に、ミシガン州の許可のもとで理事会が設立され、その後、法・医・文理の三学部制の大学となった⁵⁵。アメリカ合衆国では、南北戦争（1861-1865）以前から、人間の精神・人格・趣味を形作るとされ、過去からの最良の遺産と受け止められていた古典科目と、科学などの社会の実際のニーズにあった実用科目とのどちらを重視するかという議論が盛んであった。時に選択科目制の導入のような斬新な改革を最初に実施したのは、ハーバード大学のエリオット学長であったが、その後、シカゴ、ミシガン、コーネル大学がこ

⁵⁰ 同志社編『新島襄書簡集』岩波、1954年、81-82頁。

⁵¹ 三上参次「外山正一先生小伝」『山存稿』（前編）東京、丸善、1909年、14頁。

⁵² “Raid on the Missionaries.”『山存稿』（後編、英文史料①）東京、丸善、1909年、1-9頁。

⁵³ 「上等社会」「下等社会」は、外山がスペンサーの影響を受け、使いはじめたと思われる。ここでいう、上下とは、永久的な上下関係ではなく、人の努力によって上へ進むことが前提とされている。

⁵⁴ Wilfred B. Shaw ed., *The University of Michigan: An Encyclopedic Survey Volume 1*. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1942, pp. 35-8.

⁵⁵ Wilfred B. Shaw ed., *The University of Michigan: An Encyclopedic Survey Volume 1*. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1942, p. 32.

れに続いた⁵⁶。ミシガン大学文理学部では、ラテン語などの古典科目と実用教育とが一つの学部であり、生徒による科目選択の自由があることが特長であった。

ミシガンで生活は明治3年から9年にかけての長きにわたった。アンゲルは明治4年からミシガン大学の学長として、一方では前学長の志を引継ぎドイツ流の大学をつくろうとし、カリキュラムの改革にも取り組んでいた⁵⁷。例えば、制度の面では、大学全体の発展拡張のために分科大学のもととなる学部を発展させた。そして、文系理系ともに新しい専門分野の学部を多く新設した。より良い教育方法を研究し、学校管理に関する学問を教える必要を痛感し、1879年にアメリカで初めて大学に教員養成のための学部を新設したのも彼である⁵⁸。高等学校の校長や教員がその立場にふさわしいか否かを判断するなど、高等学校と大学の連携にも気を配った。そのみならず、女子の大学入学をも許可した⁵⁹。また、古典科目のなかで重要であったラテン語とギリシャ語を必須から外すなどの大胆な改革を遂行した。学生の自主性を尊重した選択科目の制度・セミナーシステムという学習方法・単位制なども積極的に導入した。何よりも、アンゲル学長は、「一般の人に対する特殊な教育⁶⁰」を高等教育ヴィジョンとして掲げた。

アメリカで、森有礼に仕えていた時期及びミシガン大学在学中に、アメリカの最新の教育改革を肌で感じ、6年間を現地で過ごした体験が、外山に教育と社会改良という二つの課題を自覚させた。外山も、アンゲル学長と同じく伝統から近代へと変遷する教育階梯や内容を適宜に選択し、小学から大学までの連携を整え、将来の高等教育への需要の増加を予想して教員養成にいち早く取りかかった。また、両名は女子教育の推進者でもある。文部大臣時代に外山は、アメリカ婦人クラブから日本人女性を連合大会に派遣するよう要請を受け、津田梅子他一名を派遣した⁶¹。

アンゲル学長が、ミシガン大学在籍中の外山を親しく知っていたかどうかは不明である。しかし、先行研究によれば、名誉修士号所得の経緯や外山からアンゲル学長に宛てた手紙などが示すように、帝国大学文科大学長就任後の外山とアンゲル学長とは交流があった⁶²。「一般の人に対する特殊な教育」という言葉にもあるよう

⁵⁶ Charles W. Eliot 学長は、1869年に選択科目制度を導入した。

⁵⁷ Wilfred B. Shaw ed., *The University of Michigan: An Encyclopedic Survey Volume 1*. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1942, pp. 63-75.

⁵⁸ Department of the Science and the Art of Teaching のこと。Wilfred B. Shaw ed., *The University of Michigan: An Encyclopedic Survey Volume 1*. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1942, pp. 63-75.

⁵⁹ ミシガン大学には1870年から女性の入学も許されていた。ミシガン大学に女性が初めて在籍したのは1870年2月からである。秋には11人がLiterary Department、3人がDepartment of Pharmacy、18人がDepartment of Medicine、2人がDepartment of Lawに在籍した。Flexner, Eleanor. *Century of Struggle: The Women's Rights Movement in the United States*. Harvard University Press, 1959, p. 123.

⁶⁰ 原文は、“uncommon education for the common man.” Wilfred B. Shaw ed., *The University of Michigan: An Encyclopedic Survey Volume 1*. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1942, pp. 63-75.

⁶¹ 明治31年5月30日～明治31年12月22日「亜米利加国婦人倶楽部連合大会解説ニ付津田梅子他一名参列一件 附英国へ応招ノ件」外務省外交史料館所収

⁶² 秋山ひさ「外山正一とミシガン大学」『神戸女学院論集』第29巻、第1号、1982年、9頁。

に、中等以上の人間が一通りの教育を受け、生まれ持った能力を発揮するチャンスを与えられることが、国の進歩に不可欠であるという認識を両者は共有していた。

講義に出席するかたわら、チャールズ・ディケンズ（1812-1870）やウィリアム・シェイクスピア（1564-1616）を読んだ外山は、実社会の観察、知識人の演説、あるいはその他の文芸作品の鑑賞などを通して、プロテスタントの倫理道徳がアメリカの強さの根源をなしていると理解した。勤勉・努力・神のご加護により、貧しいストリートチルドレンでさえも中流階級に入ることができるという物語を100話近く残した、当時の著名なアメリカ人文学作家ホレイシオ・アルジャー（1832-1899）は、主人公に以下のような台詞を語らせる。「君に豊と成功を望むよ。自由の国アメリカでは、若い時の貧困は何の妨げにもならぬ。[自らの少年期に]印刷会社に勤務していた頃、お金よりも大切なものがあることを知った。それは勉学と知識の追求である⁶³。」また、アルジャー自身が、以下のようなメッセージを読者に呼びかける。「自分が自分に課した目的が、とても長い歳月と忍耐とを必要とするが、自分の力を信じ、頼る以外に目的達成の道はない。だから、一生その教訓を最大限に生かそうと覚悟を決めた。これが人生の成功を十中九、決めるのだ。」と⁶⁴。

全ての国民が人並みの幸せを得られる社会こそ富国強兵の源である。アメリカで見た教育の機会均等の理念に従えば、個人は、能力と努力に応じた適切な教育を受けられなければならぬ。底辺から中流、上流へと人の移動が促進されるためには、制度面とに止まらずこれ支える人身の内面的改良が不可欠だ。ミシガン大学での体験、特に男女共学という事実なども含め、外山のヴィジョンに大きく影響したであろう。しかし、アメリカで行われていた教育改革を鵜呑みにすることはしなかった。帰国後、明治10年代の東京大学時代の改革、明治19年と明治23年の諸学校令（案）、明治27年の高等学校令など、政府主導で教育制度の枠組みが完成されていたが、それは必ずしも外山の思い描くものではなかった。それでも、その時々の実態に最も適していると自身が判断し、かつ、日本特有の問題も考慮しつつ、自身の教育理念と合致する範囲で提案をし続けた。

第二節：教育者と社会との関わり

明治9年にアメリカ留学から帰国した外山は、浜尾新（1849-1925）の勧めで開成学校（後の東京大学法理文三学部）に就職した。東京大学法理文三学部と医学部

⁶³ “I hope, my lad, you will prosper and rise in the world. You know in this free country poverty in early life is no bar to a man’s advancement. ... there was one thing I got while I was in the printing-office which I value more than money.... A taste for reading and study.” Alger, Horatio, Jr. *Ragged Dick and Struggling Upward*. Viking Penguin Inc., 1985. (*Ragged Dick* originally published in 1868), p. 55.

⁶⁴ “His street education had sharpened his faculties, and taught him to rely upon himself. He knew that it would take a long time to reach the goal which he had set before him, and he had patience to keep on trying. He knew that he had only himself to depend upon, and he determined to make the most of himself, -- a resolution which is the secret of success in nine cases out of ten.” Alger, Horatio, Jr. *Ragged Dick and Struggling Upward*. Viking Penguin Inc., 1985. (*Ragged Dick* originally published in 1868), p. 98.

に、工学部と農学部が加わり、明治 19 年の帝国大学となる。明治 14 年には、東京大学初代文学部長、明治 19 年には、帝国大学初代文科大学長、明治 30 年には帝国大学総長となる。明治 24 年 7 月には、東京都知事富田鉄之助（1835-1916）の後任として東京市学務委員に選定された⁶⁵。同月には、尋常師範学校・中学校・高等女学校の学力試験委員に就任し、また、小学校新設の意義について演説も行った⁶⁶。さらに、勅選貴族院議員としても活躍した⁶⁷。例えば、議会では教員待遇改善、市民も使える図書館への投資、古墳保護の必要性の訴え、格差社会の是正のための義務教育の無償化など、教育や国民形成全般にわたって発言している⁶⁸。

外山は、帝国議会内外の教育家との協力の労も厭わなかった。例えば、明治 30 年 9 月 18 日の『毎日新聞』によると、高等小学校から尋常中学校への接続を円滑にするため、文部省は尋常中学校教科細目調査委員を設置し、外山がその委員長となった⁶⁹。外山が文部大臣に就任した直後の同年 4 月に上記調査が終了した。文部省は、5 月から実業学校・高等女学校・尋常中学校についての研究を始めたが、内閣総辞職となったために中断された⁷⁰。

西園寺公望（1849-1940）は晩年の回想において、自身が文部大臣であった頃、よりリベラルな教育勅語の必要を実感し明治天皇に上奏したが、成案ができる前に内閣が辞職したという⁷¹。外山自身は、教育勅語の改正について言及していないが、文相就任に際し、同じ旧幕臣の勝海舟（1823-1899）を訪れ、短命に終わるだろう内

⁶⁵ 明治 24 年 7 月 30 日「文学博士の外山正一を東京市学務委員に選定 知事就任の富田鉄之助の後任」『毎日新聞』。明治 24 年頃「本校設立の主意」A00 6562。明治 30 年 6 月 10 日「文部省中教員検定試験」『読売新聞』。

⁶⁶ 明治 24 年 7 月 3 日「尋常師範学校、中学校、高等女学校の学力試験委員に外山正一ら 25 人」『毎日新聞』

⁶⁷ 渡辺彰は、オックスブリッジで行われているような政府や政党から独立した一勢力として帝国大学勅選議員を帝国議会内につくことを提案した。渡辺彰「大学独立の策について」明治 22 年 5 月 16 日、5 月 17 日『東京日日新聞』原則として各分科大学から二名の大学勅選議員が選ばれ、貴族院の一大勢力として活躍した。外山も、第一回から第十四回議会まで活躍した。

⁶⁸ 外山は、「普通教育のことは地方の負担であって、国庫では寧ろそれ程直接に負担すべきものではなく、まず「補助の事業」として監督するべきであるといった牧野伸顕の意見に同意しつつ、かさねて、教員の俸給を国庫で補助することは「地方経済を助ける」ことではないといった。中央政府が補填する分、地方政府が補助を軽減しては、問題の解決にならない。だから、教員の実質収入が増加するように、「特別な法律」を設けることも視野に入れるべきだ。明治 29 年 2 月 28 日、同年 3 月 6 日「市町村立小学校教員年功加奉国庫補助法案特別委員会」貴族院 第 9 議会本会議 第 23 号、第 29 号。明治 30 年 3 月 1 日、同年 3 月 24 日「古墳墓保護に関する建議案」貴族院 第 10 議会本会議 第 13 号、第 26 号。明治 29 年 2 月 13 日、同年 2 月 14 日「帝国図書館を設立するの建議案」貴族院 第 9 議会本会議 第 20 号。

⁶⁹ 明治 30 年 9 月 18 日「尋常中学校教科細目調査委員」『毎日新聞』

⁷⁰ 明治 31 年 5 月 14 日「三学校令立案」『読売新聞』によると、「西園寺侯の文相たりし当時実業学校、高等女学校、尋常中学校令を發布するの必要を認め、夫々取り調べ中なりしが、外山新文相も之を是認し、目下実業学校令は実業教育局、高等女学校令は普通学務局、尋常中学校令は高等学務局にて分担立案なり。」

⁷¹ 木村毅『西園寺公望自伝』講談社、1949 年、116-117 頁。

閣で思う存分改革をする心づもりを語った⁷²。帝国大学総長の職を辞してまで、第三次伊藤博文（1841-1909）内閣の文相西園寺公望の後任として外山は入閣した。それには、旧幕臣として藩閥政府に対する強い覚悟や大学に奉職しては実現できないような、初等から高等教育に至る教育期間の連携の改善など、制度全体を網羅する改革構想を実現したいという強い意志が存在したと本稿は推察する。

二ヵ月にも満たない文部大臣の任期中に、彼は、教育行政の安定的な運営と私立学校と公立学校との格差是正のため、いくつかの改革を実施した。世論が高く評価したのは、明治29年に設置された高等教育会議の権限拡張である⁷³。従来から、彼は政権交代や文相更迭とは無関係に政策を進行する必要を実感していた。教育の議題を秘密裏にではなく公論に基づいて定めるために、彼は高等教育会議を「行政の最高顧問府たる効力を実現せしむるに足るの組織に改め、その権能を拡張して、大臣の意思を拘制し、教育の基礎を鞏固ならしめんことを計」った⁷⁴。つまり、「政治は公共的事業」であるのという点に着目し、同会議を通して「世論」を教育政策に反映させ、「教育事業の伸長を政界に促」し、「文部の法令規則と雖も高等教育会議を通過したるものは、実施上自ら一部の反対を予防する」ことを期待した⁷⁵。具体的な権限強化としては、文部大臣が諮問しなくとも、原則として教育議題全般が会議を経ねばならぬことが決められた。従来は、委員は文部大臣にしか意見を具申できなかったが、改革後は他の大臣にも意見を述べるのが可能になった。そして、以前は含まれなかった私立学校関係者も数名選ばれた⁷⁶。

また、私立学校関係者を公論の場に招き入れることや、官立と私立学校卒業生の間の格差の是正などに励んだ。例えば、私立学校卒業生の教員免許所得に関しては、外山の文部大臣在任中の明治31年6月に哲学館、国学院、東京専門学校の三校が中等学校教員検定資格の問題を協議し、その後、教員免許の無試験検定の付与に関する決議が文部省に陳情された。運動の継続の結果、明治32年4月5日の文部省令第25号により規定が改正され、教員免許の私学への解放が実現した⁷⁷。外山自身が文部大臣は十分に自身の考える教育改革を遂行できなかったが、尾崎行雄（1858-1954）・犬養毅（1855-1932）の後任として文部大臣に就任した樺山資紀（1873-1922）に対して、最高の人材として沢柳政太郎、上田万年（1867-1937）、岡田良平

⁷² 勝海舟『氷川清話』講談社、1974年、139頁。

⁷³ 明治31年6月19日「高等教育会議規則の改正の要点」『読売新聞』

⁷⁴ 「教育行政上高等教育会議の利益を論ず」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、297頁。

⁷⁵ 「教育行政上高等教育会議の利益を論ず」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、297頁。

⁷⁶ 明治31年6月22日付の日記によると、高等教育会議員になることを承知したのは、加藤弘之、谷子爵、杉浦重剛、江原素六、島田三郎、浜尾新で、辞退したのは福沢諭吉と久保田讓等である。柳生四郎「外山正一の日記（六）」『UP』東京大学出版会、1977年5月、55号、23頁。

⁷⁷ 三浦節夫『井上円了——日本近代の先駆者の生涯と思想』教育評論社、2016年、395 - 399頁。

(1964-1934)の三名を推薦した⁷⁸。彼等によって、義務教育の二年延長など様々な計画が継続された。外山自身は、文部大臣を辞職してから地方教育会での講演や執筆に専念した。そして、明治32年12月に『藩閥の将来』、明治33年に『教育制度論』を刊行した。

上流社会の人の意識改革は、彼の日本帰国当初から一貫した課題であった。政治権力に対する盲目的な追随主義を脱して、常に世の中の情勢を見極め、批判的な視点で政府の政策に意見する。そのような社会層、換言すれば、「思慮ある⁷⁹」者・「パブリックメン⁸⁰」を多く創出することが肝心となる。筆者が考えるに、封建制度の旧武家階級が持っていた治者としての自覚から、新しい明治の日本人としての自覚への移行が目指したものは、西洋社会にみられるシヴィル・ソサエティーの一種を想起させる。外山は当然、社会的上昇を可能にするブルジョア階層の創出と、それに伴って生じる政府外の結社の活躍に期待した。即ち、過激な民権家の革命思想とも、強硬にドイツ国家学を導入しようとする藩閥政府とも異なる、暫定的な改革を目指す「中道の道⁸¹」を外山は模索した。

よりよいシヴィル・ソサエティーを作るためには、上流社会の知識人が無意識に縛られている「封建時代」の考え方を改めさせる必要がある。明治20年3月に学士会員となった直後、外山は、法科大学の穂積陳重教授と共に贈答禁止会を設立した⁸²。また、キリスト教が奨励する一夫一婦制は、結婚という儀式を神聖化することで実現可能だとローマ字会の演説で訴えた⁸³。帝国議会でも、議員俸給の増減について、高所得者に対しては所得税として報酬の一部・全額を返上させ、議員のなかで生活が困難である者には、これを増額するなど、限定的な富の再分配も提案した⁸⁴。彼は、一度財産を手にした者がこれを固定資産とし、その子孫は固定資産と学歴をもって社会の枢要の地位を独占するという状況を警戒した。「同国民中に、一方は誇慢、他方には卑屈畏縮嫉妬などの悪感情を特に養成」し、その結果、本来は社会的地位に就くべき無資産の賢者は圧倒される⁸⁵。江戸時代の商家の娘に財産相

⁷⁸ 新田義之『沢柳政太郎』京都、ミネルヴァ書房、2006年、86頁。

⁷⁹ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、61頁。

⁸⁰ とくに「選挙人」に関する項目で、「代議士の良否は、選挙人の良否に依るのである。選挙人が相当の知識があつて、而して、能く良心的に投票を為す如き場合においては、善良なる代議士を得る（後略）」と述べた。「修身大綱々目」『山存稿』（後編、前）東京、丸善、1909年、472頁。

⁸¹ 「中道の道」とは、筆者が使っている言葉であつて、外山が使ったものではない。第五章の「小国主義」も同様である。

⁸² 明治20年2月15日「外山正一ら組織する改良会 長年の習慣廃す贈答禁止会を設立」『毎日新聞』

⁸³ 明治19年3月「改むべき或礼式」『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、373-379頁。

⁸⁴ 「議員歳費額改正意見」明治31年8月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、490-494頁。

⁸⁵ 「市町村立小学校授業料について（自由教育論）」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、85-106頁。

続権があったように、武家社会の規則だけを明治に再生させるのではなく、より柔軟な発想でこの問題に取り組む必要を外山は暗示する。

「唯々良運の結果として良機会を得」た富者が、その機会に恵まれぬ者に対し、「哀憐」や「補助」をすることは「文明社会における人の道だ⁸⁶。」それなのに、授業料を多く収める富者が公立学校を「専有」し、貧者の子は不完全な私立学校に追いやられている。もし、すべての子供が「国の宝」であると富者が自覚し、皆一様に教育を受けられるように教育費を捻出したならば、個人々々は、己の本然の職能を發揮し国家の安定と繁栄を支える「良民」となる。世の中に不良の民が多いことは、富者の地位と財産を危うくする。だから、貧者を救済することが富者の「義務」であり「利益」でもある⁸⁷。義務教育の無償化に向けて富裕層の自発的な支援に外山は期待した。第九議会で清国賠償金の一部を小学校教育に充てるべきだと外山が提案したとき、彼は、この基金は「市町村を励まし」「授業料に依頼」という「精神」から脱却して、父兄や「市町村の公民が自ら奮って学校の為を計らなければならぬ、という精神を起こさせる」ことに繋がると主張した⁸⁸。しかし、日清戦争の頃の政界では、拝金主義が蔓延り、上流社会の愛人を囲う習慣は続いた。「専門の学科に熟達した野蛮人⁸⁹」による、これら封建時代の名残ともいえる行動が社会の団結を妨げている、と外山は危惧していた。そして、明治33年の『教育制度論』で、「文明社会上流の士人は、一方においては専門の知識があり、他方においてはブロードカルチャーが無ければならない。そして専門の知識は機械的のものではならぬ。理性ともって会得したものでなければならぬ。」とも言った⁹⁰。

第三節：帝国大学という独特の位置

明治14年の政変以降、伊藤博文、井上毅、山県有朋ら明治政府首脳部は、プロイセン・ドイツを範とする近代国家の体制構築を進めた。英米系思想が自由民権運動を激化させていると懸念した井上は、御用新聞の発行、漢学の復興、ドイツ学の奨励、そして、地方に変則中学校を設けて書生が東京に集中することを防ぐなどの教育面の対策をとる。他方で、国家体制の基本理論を打ち立てるにあたっては、小野梓の「国憲汎論」にあるような英国風の天皇が君臨するが統治しないという構造で

⁸⁶ 「市町村立小学校授業料について（自由教育論）」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、85-106頁。

⁸⁷ 「然れども、彼等父母にして其の責任を尽す能はざる場合は如何。（中略）教育なき貧困無頼の徒の多からんには、国家の安念は之を維持すること能はざるならん。富者の位置、富者の財産は決して安全なる能はざるならん。されば、貧者の子弟を教育するは国家を愛する志士の任じて以て其義務とすべきところなり。また、富者の以て其の利益とすべき所なり。」『市町村立小学校授業料について（自由教育論）」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、92頁。

⁸⁸ 「清国賞金の一部を市町村立小学校の基本金は充るつの建議案」明治29年1月20日 貴族院 第9議会本会議 第6号。

⁸⁹ 「高等中学存廃に関する意見」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、112頁。

⁹⁰ 「教育制度論」明治33年『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、674頁。

はなく、プロイセン流の憲法の採用に向けて積極的に動いた。そして伊藤は天皇に直属する官僚制の創出を急いだ。

官僚制の確立にあたっては、明治18年の内閣官制、翌年の官等俸給令、翌々年の官吏服務規律などが定められた。明治18年2月の「文官候補生規則案ノ説明」によると、陸軍は士官学校、海軍は兵学校でそれぞれ士官を養成し、司法省は法学校で裁判官を工部省は工部大学校で技術官を養成している。にもかかわらず「独り行政官ニ至リテハ、之ヲ養成スルノ場所ナキガ如シ。蓋、文部省ノ大学ハ即チ此ノ任ニ当タラザルヲ得ズ⁹¹。」この観点から、文部省直属の東京大学（後の帝国大学）が高級官僚の養成場となることが決まった。明治20年7月の文官試験試補及見習規則は、帝国大学法科・文科大学学士に無試験で奏任官（高級官吏）の見習になる特権を与えた。

次に、文部省は私立学校を帝国大学の配下におくことで、従来の私立学校の排除という政策から文部省の統制を受ける特定の私立学校を保護する姿勢へと変わった⁹²。明治19年8月25日付の森文部大臣から帝国大学にあてた達「私立法律学校特別監督条規」の第一条によると、「文部大臣ハ東京府下ニ於テ適当ト認ムル私立法律学校ヲ選ヒ特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアルヘシ」とある。帝国大学長は法科大学長が兼任した。この達は、明治21年5月に廃止され、特別認可学校規則に置きかえられる。明治20年7月の文官試験試補及見習規則第七条は、「帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法律学校」、すなわち専修学校・明治法律学校・東京専門学校・東京法学校・英吉利法律学校の五法律学校卒業生に無試験で判任官（下級官吏）の見習になる資格を与えた。このように、明治18年から20年にかけて、帝大学士を主力とし、特定の私立学校卒業生が補佐これをする官僚制が形成された。民党は帝国大学を「伊藤伯の子分製造場⁹³」と酷評したほどであった。

伊藤と外山とでは帝国大学の役割を巡って思想の差異がみられる。まづ両者が求めた知の在り方についてみると、伊藤は実学を重視した。他方でも前節で紹介したように外山は、専門的知識ばかりを詰め込むことに警戒を示し、リベラル・アーツ（教養主義）を通して青年に自国・他国の人に対するエンパシーを植え付けることの重要性を強調した。これは、大学の社会的役割の捉え方の違いともいえる。伊藤が必要としたのは、国制知（国家の方針を示すものとしての憲法）を支える行政の力であり、そのためにはドイツ法学の知識を備えた専門官僚の養成こそ最優先であ

⁹¹ 大島太郎「官僚制」『日本歴史』近代4、岩波書店、1962年、19-20頁より再引。『秘書類纂 官制関係史料』復刻版 東京、原書房、1969年、15-16頁。（秘書類纂刊行会、昭和9年刊の複製）

⁹² 利谷信義「日本資本主義と法学エリート（一）——明治期の法学教育と官僚養成——」『思想』第493号、1965年、886-898頁。利谷信義「日本資本主義と法学エリート（二）——明治期の法学教育と官僚養成——」『思想』第496号、1965年、1376-1391頁。寺崎昌男『日本における大学自治の成立』東京、評論社、1979年、176-178頁。

⁹³ 寺崎昌男『日本における大学自治の成立』東京、評論社、1979年、236頁。

った。他方で外山は、学士の役割を官界に限定せず、シビル・ソサエティの担い手として広く社会にでて活躍することを期待した。

森有礼や伊藤博文は経済的合理主義の観点から帝国大学を国家の最高学府と位置づけ、大学と高等中学校に人材とお金を集中させた。対して外山は、帝国大学を近代的学校体系の頂点に置くことに異議はなかったが、教育の目的をより広義にとらえ、長期的な視野に立って日本社会全体の知識の底上げを重視した学校体系や教育課程の改正、教員の養成など多面的な政策を思考したといえる。伊藤と外山の両者は、このようなタイムスパンや優先順位の違いはあるものの、国民の政治参加を保障する立憲政治（国民が自己の利害を主張し、それに立脚して政治活動を行うことを保障する政治の在り方）を肯定している点で共通していた。

外山の教育意見を検討する上で重要なのは、学校令の改正が議論される際の意見書である。以下では、本稿に翻刻された3点の史料（明治23年頃のもの2点と明治27年のもの）を中心に紹介する。結論を先に述べると、外山は一貫して藩閥の再生産を阻止するため、より開かれた高等教育への道を提唱したのである。文部省が改革案として作成した明治23年の五学校令案（諸学校令案）は、大学校、専門学校、中学校、師範学校、小学校の五つの法令案である⁹⁴。外山も、意見を求められた⁹⁵。

第一に、明治23年頃と推定される外山の「分科大学新設意見」（翻刻史料①）は教育の中央集権化に対する批判と大学増設の提案である。まず二、三の分科大学を建て、そこで良質の教員を養成し、その後、分科大学を増設することで総合大学に発展させることが大切であると外山はいう。大木文部卿も第三高等中学校に法学部の開設を計画していた頃である⁹⁶。この史料で筆者が注目した点は、外山は新設する総合大学の母体としての分科大学を官立学校に限定していないことである。明治24年1月の「高等中学存廃に関する意見」も彼は、善良な学校であれば官私の別は問わないとして、全国に均等に高等中学校を設置することの方がその学校の種類よりも大切であることを強調した⁹⁷。

⁹⁴ 佐藤秀夫「明治23年の諸学校制度改革案に関する考察」『日本の教育史学』第14巻、1971年、4-23頁。「専門学校令案」（文部省原案）『近代日本教育法の成立』東京、風間書房、1969年、912-918頁。「大学令案」（文部省原案）『近代日本教育法の成立』東京、風間書房、1969年、918-922頁。

⁹⁵ 佐藤の推定では「専門学校令」は明治23年3月8日以降6月12日までの間にできあがったとする。しかし、外山の「専門学校令案に関する意見」には、明治23年8月の日付けがある。外山は、中学校令案に関する意見も書いているが、その史料はまだ見つかっていない。

⁹⁶ 明治21年12月に第三高等中学校はその一分科として法科を設けた。大木文部大臣は、明治24年10月頃に新たに京都に大学新設に向けて動いている。文部省編『学制五十年史』東京、中外印刷株式会社、1922年、184頁。「大木文部大臣が、京都に新たな大学設置の意見」『読売新聞』明治24年10月25日。

⁹⁷ 明治24年の「高等中学校存廃に関する意見」については、本稿第四章第三節で論じた。

山口県の五学校制度とは、地元の青年を山口高等中学校に入学させ、その後、帝国大学に送り込むために作られた制度である。この学校制度があったために、外山が明治32年の『藩閥の将来』でも述べたように、帝国大学の山口県出身者の数が他の県よりも多かったのである。外山は文部大臣退官後の地方演説で、藩閥出身者ばかりが力をつけていることを嘆くよりも、各県が主体となって高等学校は中学校のように各府県ごとに一校を建て、大学は数県連合で立てなければならないといった⁹⁸。高等中学校が高等学校に代わってからも、外山は全国に均一に高等教育機関を配置することが、人材を一か所から供給するより優位であると強調し続けた。

本稿が、「分科大学新設意見」（翻刻史料①）でもう一点注目する点は、文部省が計画していた大学を五年以内に立てるということではなく、地方教育の拡張・充実のために必要な学士（教員）の養成に外山が重点を置いたことである⁹⁹。

第二に、「専門学校令案に関する意見」（翻刻史料②）で外山は、私立学校のなかでも大学に準ずべき学科を持つ「高等専門学校」があると認めている。ここでの「高等専門学校」とは、帝国大学の一分科大学に相当するレベルを備えた学校があることを認めているものと思われる。明治19年の帝国大学令が帝国大学を唯一の大学と認めたことで、同じく総合大学を目指していた同志社、東京専門学校、慶應義塾などは大きく競争に出遅れた¹⁰⁰。しかし、国の後ろ盾なく総合大学を作ることは経済的に不可能に近かった。専門学校のなかで大学に匹敵する学科を持つ「高等専門学校」を定めるなどの私立学校の整備は、私学のレベルを引き上げ、将来的に官立私立学校生徒の自由な競争を奨励するステップと考えられる。

翻刻史料②のなかで外山は、帝国大学に限らず私立学校に対しても、中等教育と専門教育は根本的に違うことから、専門学校に対する文部省の過度な「干渉」は有害であると主張した。この主張は、学科課程の制定や学位授与の権限などは文部省ではなく大学が持つべきであるという大学自治論とも受け取れる。そして、明治23年の改革は、帝国大学の閉鎖的な面をより開かれたものにすることが一つの目的であったと解釈できる。というのも、従来は、「学生」という言葉は帝国大学の正規生にだけ使われたが、明治23年の文部省原案では高等専門学校生にも適用されている¹⁰¹。それだけではなく、学力重視の学位制度が検討されている。これによって「学士」号を私立学校卒業生へも拡張する試みが認められる。文部省原案では、「学士ノ試験」を受けられるのは帝国大学在学学生以外に「高等専門学校」の学力優

⁹⁸ 「大学及高等学校の増設」東京大学総合図書館（A00 6562）（『中学世界』第2巻16号 - 61頁）

⁹⁹ 外山の教員養成に関する努力は、本稿第四章第四節でも書いた。

¹⁰⁰ 明治22年9月には東京専門学校が文学科を創設し、和・漢・洋の三文学を設けた。明治23年1月に慶應義塾に文学・法律・理財を講じる大学部が開校した。明治24年には同志社に法律学校がおかれた。文部省編『学制五十年史』東京、中外印刷株式会社、1922年、184-185頁。

¹⁰¹ 大学令案：第十六条 各学部ノ学生ハ高等中学校ノ卒業証書ヲ有シ若クハ之ニ等シキ認定証書ヲ有シ大学ノ学籍ニ入ルノ許可ヲ得タル者タルヘシ。専門学校令案：第三十七条 高等専門学校ノ入学者ハ大学ノ学生ニ順ジ学生ト称スルコトヲ得。

等な卒業生に限られるとある¹⁰²。他方、高等専門学校の卒業生でも、学力が優等でなかった者やより程度の低い専門学校の卒業生は、「得業士」の称号を与えられた。このような学力重視の制度は、東京大学時代にも議論された¹⁰³。

過去に私立学校生が「選科生」として高等中学校の全学科試験を及第し、帝国大学分科大学の試験を経て学士号を得る仕組みは存在した¹⁰⁴。選科規定によると、「第一 法科工科文科理科の各分科大学課程中一課目又ハ数課目ヲ選ヒテ専修セント欲シ入学ヲ願出ル者ハ各級正科生ニ欠員アル時ニ限り選科生トシテ之ヲ許可ス」とある¹⁰⁵。しかし、この従来の選科生の制度は正科に欠員がある場合にのみ適用されたために、私立学校から帝国大学分科大学学士号への安定的なバイパスとはなり得なかった。特に、明治 24 年に各都道府県に一校の尋常中学校の設立が義務付けられからは、高等中学校受験者の増加が確実であり、欠員も減ると予想された。他方で明治 23 年の改革案では、欠員の有無には言及がなく、より安定的に私立専門学校生徒に学士号を与えることが想定されていたと考えられる。

学位授与の権限が文部省にあるか大学にあるかという点に関しては、明治 23 年の大学令案第二十六、第二十七条は、大学の学位を「学士」と「博士」の二種類とし、学科内容、生徒の定員など、学部（の教授の意見）をもとに評議会が決めたことに対して、文部大臣が許可をするとある¹⁰⁶。学位の授与も同様であろう。

¹⁰² 専門学校令案：第四条 専門学校ニシテ大学ノ学部ニ準スヘキモノヲ高等専門学校トス。大学令案：第三十条 大学ノ学部ニ準スヘキ高等専門学校ニ於テ卒業シ高等中学校ノ卒業証書ヲ有シ若クハ之ト同等ナル認定証書ヲ有スル者ハ学士ノ試験ヲ受クルコトヲ得。専門学校令案：第三十八条 高等専門学校ノ卒業生及尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者、マタハ、之ニ等シキ認定証書ヲ有スル者ヲ入学セシメ其学科課程試験法教員其他ノ設備具ハル所ノ専門学校ノ卒業生ニハ文部大臣ノ許可ヲ得テ得業士ノ称号ヲ授クルコトヲ得ル。

¹⁰³ 「明治十六年二月十三日ニ得業士ノ学位ヲ設ケ現時法理文学部ニオイテハ第一学年、医学部ニオイテハ五等学生ノ卒業期ヨリ始メ爾後各科卒業ノ者ニ授与スルコトトシ、従前授與セン法理医文学士ノ位号ハサラニ高等ノ諮問ヲ歴テ登第スルモノニ限り授与スルコトト定ム。」「得業士学位創設」『東京大学年報第三号』起明治 15 年 9 月止同 16 年 12 月、25 頁。倉沢剛『教育令の研究』東京、講談社、1975 年、534-541 頁。

¹⁰⁴ 「選科生」の実例として法科大学を 25 年 7 月に 26 歳で卒業した高根義人（1867-1930）がいる。東京専門学校を卒業後、帝国大学選科生として二年間勉強し、第一高等中学校において予科と本科の計五ヵ年分の全科目の試験をすべて受けて及第した。これにより正規の高等普通教育を修了した学力証明を得て、法科大学正科三学年に編入され、翌明治 25 年に卒業し、学士となる。その後、大学院に進学してヨーロッパ留学を経て、明治 32 年には京都帝国大学法科大学教授に就任した。東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 通史②』東京大学出版会、1984 年、127-128 頁。

¹⁰⁵ 東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 通史②』東京大学出版会、1984 年、124 頁。

¹⁰⁶ 大学令案：第二十六条 学位ハ大学ニ於テ之ヲ授与ス。第二十八条 学士ノ学位ハ学部ノ学科ヲ卒業シ其試験ニ及第シタル者ニ之ヲ授与ス。第三十二条 学位及其試験并定期及卒業試験ニ関スル規則ハ総長学部ノ意見ヲ開キ評議官ノ会議ヲ経文部大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム。

第三に、翻刻史料③「大学予科教育に関する意見」（明治27年7月）では、大学予科課程を官立高等中学校に限定せず、特に法科・分科大学の予科は私立学校にも開設するべきと書いた。

本稿に翻刻した史料や明治23年の諸学校令案に関する意見は、これら私立学校の在學生にも学士号所得の道をあたえることで競争を促し、官吏に登用される人材の裾野を広げる試みである。外山の教育の中央集権化に対する批判的態度や、帝国大学の学生を官立学校にかぎらず幅広く採用したいという主旨であったことを考えると、官僚養成を帝国大学にだけ委ねるよりも、私立大学もそれに参加させるほうが良いと考えたと推測できる。学士号の授与を成績に基づいて出すという考え方も、明治26年の大学予科課程を私立学校に開設して、そこから帝国大学に進学させて「学士」号を広くあたえるという考えも、つまりは高等中学校から帝国大学に進学する者を増やすことである。このように斬新な考えは、帝国大学関係者のなかでは少数派であったと推察する。

中野実の研究によると、初代文部大臣森有礼は明治19年の帝国大学令をはじめとする諸学校令に一定の改革の必要を認識していた。その改革の結果が明治23年の五学校令であったことは推測できる。そして、木場貞長の手記にも書かれているように、森は「大学の根本的改革」に関して加藤弘之東京大学総長と意見の不一致があり、加藤は元老院に転任し、旧東京府知事の渡辺洪基（1847-1901）が初代帝国大学総長となった¹⁰⁷。加藤と森が何をめぐって対立したかは断定できないが、渡辺総長着任まで外山が総長代理として大学行政を担当している¹⁰⁸。換言すれば、森文部大臣の信任が厚い外山が、森を補佐する重要な役割を担ったといえる。

森文部大臣の死後、榎本文部大臣が明治23年の改革を継続した。しかし、山県有朋（1838-1922）内閣成立を期に、明治23年5月から芳川顕正が文部大臣に就任した¹⁰⁹。そして、結局、明治23年の外山の考えはすぐには実現できなくなった。森文部大臣に起用されて小学校令案に携わっていた江木千之の回想によると、芳川の文部大臣就任後間もなく小学校令案から外され、その後、案は大幅に改正された。加えて、他の四つの学校令案は沙汰闇となった¹¹⁰。教育勅語の発布を期に教育議題において勅令主義が主流となる¹¹¹。芳川が最初に行った大学人事は、山県の縁戚でもある加藤弘之の帝国大学総長復職である。

¹⁰⁷ 「『帝国大学令』制定に関する木場貞長氏の手記」『明治文化資料叢書 第8巻教育篇』東京、風間書房、1961年、184-186頁。滝井一博『渡辺洪基』京都、ミネルヴァ書房、2016年。

¹⁰⁸ 任期は以下のとおり：明治19年1月11日～2月末実、東京大学総理事務取扱。明治19年3月1日～3月9日、帝国大学総長事務取扱。

¹⁰⁹ 芳川文相の就任後間もない明治23年5月20日、加藤弘之が帝国大学総長に復職した。中野は、帝国大学をめぐる力関係を以下の様に分析している。①森——菊池——外山、矢田部。②加藤——浜尾——（穂積？）。③渡辺——木下広次。中野実「帝国大学体制形成に関する史的研究——初代総長渡辺洪基時代を中心にして——」『東京大学史紀要』第15号、1997年、5頁。

¹¹⁰ 江木千之経歴談刊行会編『江木千之翁経歴談 上巻』非売品、1933年、138-139頁。

¹¹¹ 山本幸彦編『帝国議会と教育政策』は、議会が民意を反映する形で勅令とは別ルートで教育行政

芳川は「高等教育に関する意見」で、以下のように述べた。

畢竟大学ニ於テ諸般ノ學術ヲ一括シ其蘊奥ヲ講究スル所以ノモノハ、蓋シ學問ノ統一上分離スヘカラサルト、國務上政府ニ於テ一齊ニ統理セサルヘカラサルトノ必要ニ由レルナリ。反之英米等ニ於テハ法律政治ニ私立学校アル所以ノモノハ、其國ノ沿革習慣等ニ由テ起ルモノナレハ、歴史ヤ習慣ヲ異ニスルノ邦國ニ於テハ漫ニ模倣スヘカラサルモノアリ。今ヤ我特別認可学校ノ弊ハ、唯一一大学ノ害ト相倚伏シテ將ニ測ラレサルモノアラントス。是、国体ヲ維持シ民俗ヲ養成シ國家ノ福祉ヲ無疆ニ保持スルノ点ニ於テ、深ク慮ラサルヘカラサルヲ得サルコトトス。依テ之ヲ既往ニ照ラシ将来ニ稽ヘ之レカ匡正ノ方法ヲ案スルニ

(一) 政府ハ国体上國家ニ必要ナル學問ノ統理ヲ図ルモノナレハ、政治法律ハ總テ本邦ノ成典慣行ヲ基礎トシ、全國ノ需要ニ応スヘキ學士ヲ養成スルカ為メ、學術ノ程度ヲ推輓シテ、國家ノ品位ヲ高尚ニ維持スルカ為メ、數個ノ大学ヲ設置スルコト欧州大陸諸國ノ如クシ、之ヲ民間ノ私立学校ニ委放スヘカラス¹¹²。

この意見書は、私学排除の姿勢が鮮明であり、「専門学校ノ如キハ、其与ル処の業務ノ性質タル既ニ教育ヲ授クルニ非ラズシテ、第一學芸ヲ授クルニアルガ故ニ、之ヲ整理スルニ、中学校ニ於ルト同一ノ主義ヲ以テスルノ必要無キノミナラズ、却テ益無クシテ害アルモノト云ルベキガ如シ」という外山の明治23年の意見とは対立する¹¹³。そして、芳川は、英米の習慣が日本のそれとは相容れないものと断定し、フランスとドイツで行われているような、国家が学問を「統理」する制度を日本は導入しなければならないという強いドイツ主義への傾倒が顕著であった。

芳川を文部大臣に任命した山県首相は、政党に強い不信感を持つ超然内閣主義者である。帝国大学総長に復職した加藤は、明治16年頃の下関賠償金問題を巡って、私学排除の立場を明確にした人物でもある¹¹⁴。ドイツ留学から帰国後間もない法学部の穂積八束(1860-1912)などの影響もあったと推察できる。明治23年の大学令案が、「大学は諸般の學術技芸を教授し、その蘊奥を考究する所」とだけ規定し、明治19年の大学校令には存在していた「國家の須要に應ずる」との限定句がとり除

機能を補ったことを実証した。山本幸彦『帝国議会与教育政策』京都、思文閣出版、1981年参照。外山は、帝国議會開催後の活躍、文部大臣在任中の高等教育會議規則改正などを通して、首相・文相・政權が勅令によって政治を強引に進めるといふ勅令主義よりも、帝国議會での公的な手続きを経た法令や一般の公議世論に耳を傾けるといふことを一貫して重視したといえる。

¹¹² 芳川頭正閣關係文書38「高等教育に関する意見」国会図書館憲政資料室所収

¹¹³ 「専門学校令案ニ関スル意見」明治23年8月東京大学総合図書館 A00 6562

¹¹⁴ 加藤弘之「米國ヨリ返還ノ下関賠償金ヲ東京大学ノ財本トシテ下附ヲ請フ上申」明治15年10月3日『重要書類彙集』自明治11年至明治24年、132~138頁。

かれている点と比較すると、芳川文相の国家主義的な立場が顕著だといえる¹¹⁵。文部省は、その後学制短縮の方向に向かうが、外山はこれを表面的な制度上の改革に過ぎないと批判した。代わって、地方教育の拡張と発展、これに関連した教員養成と賃金面での待遇改善や社会的地位の向上などを文部省に迫った。また、学制改革が意図した専門教育の早期実施に代わって、語学を含みベラル・アーツ教育を通じて、個々人が政治的判断や行動がとれる日本人を生産することに傾倒した。

第四節 対外認識と「文野の戦争」

明治23年頃には、清朝に対する親近感や同胞という意識が、外山には強く存在していた。例えば、「支那と我とは兄弟の如き者である、決して支那を敵とすべきものではありません¹¹⁶」とまでいった。しかし、日清戦争の頃になると、「支那」という言葉には、相手を見下すニュアンスが加わった。その変化は、決して民族的蔑視感情によるものではなく、「文明」という客観的基準に照らしながら、日本の進歩を測っていたのだと本節では論じる。

1880年代を通じて、外山は、日本帝国臣民の皇室に対する忠節や、今後も続くであろう進歩と開化や教育の普及に、おおむね満足していた。明治23年3月の「志願兵諸君に告ぐ¹¹⁷」という、帝国大学卒業生一年志願兵に対する演説で、西洋諸国では、民権の拡張に伴う君主制の衰微や、各国が軍備増強に動いていることに対し、いささか警戒していた¹¹⁸。しかし、世界情勢に対しては、大きな不安はなかった。その証拠に、条約改正に伴う内地雑居など、取り立てて問題視することはなかった。また、壬午軍乱（明治15年）、甲申事変（明治17年）、清国水兵長崎暴行事件（明治19年）や、ノルマントン事件（明治19年）などの国内外で勃発した事件をめぐって、排他的ナショナリズムを示すことはなかった。甲申事変では、民間人も含め27名もの日本人が殺害された。それを受けて、民権派の『自由新聞』は、報復戦争を鼓舞する過激な論説を明治18年1月に掲載した。いわく、「天皇陛下の行使を犯し、我日本帝国を代表せる公使館を焚き、残酷にも我同胞なる居留民を殺害」した敵国を武力で「蹂躪」すべし¹¹⁹。また、『時事新報』で、福沢諭吉以外の論説委員が「豚尾児」、「ちゃんちゃん」などの民族蔑称をしきりに用いた¹²⁰。そ

¹¹⁵ 「大学令案」（文部省原案）『近代日本教育法の成立』東京、風間書房、1969年、918-922頁。

¹¹⁶ 「社会学上の問題」明治23年12月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、405頁。

¹¹⁷ 「志願兵諸君に告ぐ」明治23年3月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、104-115頁。

¹¹⁸ 「志願兵諸君に告ぐ」明治23年3月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、105-106頁、108-109頁。

¹¹⁹ 牧原憲夫『日本近現代史②民権と憲法』東京、岩波書店、2006年、117頁より再引。

¹²⁰ 平山洋は、このような蔑視の表現を使い、対外強硬論を唱えたのは、石河幹明などの後の編集者であり、彼らはこれらの記事を福沢の筆であるかのように書いたという。平山洋『福沢諭吉の真実』東京、文芸春秋、2004年、7-26頁、98-106頁、120-125頁、145-151頁、159-162頁。それに対して、月脚は、「朝鮮改造論」「同系発展の観念」「文明論」などから、やはり、福沢は朝鮮を見縊ってい

れに引き換え、外山は感情的な主戦論を張ることも、アジア人を見縊るような振る舞いをするようなことはなかった。

日清開戦以前に外山が作詩した「我が海軍¹²¹」と「豊太閣¹²²」は、アジア人への民族的軽蔑も明朝の軍事力への蔑みも見られない。逆に「我に三十倍の国土を有し、我に十倍するの人口ある¹²³」清国に対して、あえて「東洋人」と自称して、清末の自強運動による軍備増強を「大に喜ぶべき」と素直に認めた。そのうえで、「吾が帝国の為に甚だ恐るべき」ものを禁じえないと清朝の軍事力を評価した¹²⁴。丁汝昌 (? - 1895) 提督率いる北洋艦隊の「定遠號」に貴族院議員として招待された外山は、「是に匹敵する」軍艦は東洋には「殆んど無」く、帝国海軍の「高千穂」も到底及ぶものではないとの感想を明治 23 年に述べた¹²⁵。

こうして、清朝やロシアのような大国に直面した小国日本は、その安全保障がイギリスの庇護下でのみ保障されると外山は信じた。イギリスからみても、他の西洋諸国（特にロシア）の東アジア進出を阻止するにあたって、日本を庇護・利用することは、それなりの戦略的価値がある、と外山は樂觀視していた¹²⁶。本稿第五章第三節以降で詳細に論じるが、明治 22 年 2 月には、日本がイギリスの保護下にいることに安住する一種の東アジア本土非干渉主義・小国主義を外山は唱えた¹²⁷。日本の世論が朝鮮の「独立党」に同情的であったのに反して、外山は、清朝よりの「事大党」に肩入れし、たとえ「事大党」の政権運営が朝貢冊封体制の部分的な維持につながるとしても、この方が日本の利益になるとの鋭い見解を有していた¹²⁸。

ところが、日清戦争期に入ると、外山の樂觀的対外認識が激変を遂げた。明治 28 年の三国干渉後は、弱者であることが罪だと自覚する¹²⁹。そして、親清感情もまた、「支那」蔑視に取って代わられた。「支那」蔑視の理由は、①陸海戦で驚くほど容易く清朝に勝利を収めたこと、②広島で清朝の兵士と捕虜に接した経験、③ロシア主導による三国干渉により、遼東半島が剥奪されたこと、④庇護国であるはず

たと主張する。月脚達彦『福沢諭吉と朝鮮内政問題』東京大学出版会、2014 年、6-11 頁、19-29 頁。

¹²¹ 「我が海軍」『\山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909 年、298-299 頁。

¹²² 「豊太閣」『\山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909 年、266-267 頁。

¹²³ 「旅順の英雄可児大尉」（明治 28 年 1 月）『\山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909 年、300-307 頁、300 頁。

¹²⁴ 「志願兵諸君に告ぐ」明治 23 年 3 月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909 年、112 頁。

¹²⁵ 「社会学上の問題」明治 23 年 12 月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909 年、401 頁。

¹²⁶ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909 年、97-98 頁。

¹²⁷ 外山は、西洋史を丁寧に勉強し、1814-1815 年のウィーン会議以降の安全保障として機能していたバランス・オブ・パワー・ポリチックや、イギリスの本土非干渉主義・非公式帝国主義などに倣い、日本も朝鮮問題に関して清朝と争うよりも、小国主義をとるべきといった。「小国主義」という言葉は筆者の言葉である。

¹²⁸ 詳しくは、本稿第五章第三節、第四節参照。

¹²⁹ 詳しくは、本稿、第五章第五節参照。

のイギリスが、三国干渉を非情にも黙認したことなどのこと、が挙げられる。以下、明治27年6月以降に執筆された日記や歌詞の一部を適宜に紹介・分析する¹³⁰。

明治27年10月13日に外山は、広島の本営にきていた。日記によると、貴族院議員として赴き、「我負傷者270、病者共1060」の日本兵に会ったが、「負傷者ハ皆余程元気ニ在リ、就中士官等ハ一日モ早く全快シテ再び戦場ヘ向ヒ度ク思フ者ノ如シ」と書いている¹³¹。一方、「支那人捕虜及ビ負傷者上陸五四二中一一一負傷者」というから、残り431名は健常者ということになる。以前、「定遠號」の視察に乗船した際、水兵の評価はさほど高くなかったが、将帥や高級士官の振る舞いには感服し、また、北洋艦隊の戦闘能力に敬意を惜しまなかった¹³²。ところが、日本社会で一般的に蔑称に変わりつつある「支那」という言葉を、外山も好ましくないニュアンスで用いるようになっていた。

明治27年10月13日のこの体験は、以前、抱いていた清朝に対する尊敬の念を断つほど強烈だった。まず、呆れるほど衛生面で劣っている：「支那人ノ不潔ハ実ニ驚クベシ。負傷者ノ臭気ハ実ニ甚悪」。日本人看護人が「繃帯取換消毒手術等ヲ施ス」も、捕虜は感謝の気持ちがなく、置かれた捕虜の立場も忘れて、「窃盗杯ヲ働カントスルノ傾向アリト云フ、悪ムベキ者ナリ¹³³。」日本軍関係者から聞いたところ、「支那人ノ負傷ハ往々背部ヨリ受ケタル者ナリ¹³⁴。」言い換えれば、卑怯・臆病にも背を向けて逃げだしたから、後ろ傷を受けたに他ならない。また、「支那人一人モ軍服ノ者無之、捕虜トナル前ニハ皆ナ軍服ヲ脱シ、商人ナリト云フテ免カレント企ル由ナリ¹³⁵。」結局、「日本ト支那トノ異同ハ、特リ戦場ニ於ケル優劣而已ナラズ、我ガ敵ノ捕虜及ビ負傷者ヲ取扱フノ如何ト、彼レガ日本人ノ捕虜ヲ取扱フノ実ニ残忍ナルコト、其モ亦彼我異同ノ甚シキ者ニテ、我ハ文明人ニシテ彼ハ全々タル野蛮人ナリ¹³⁶」と外山は結論づけた。

外山も日本軍も、敵方に降伏することや捕虜となることを不覚とも恥とも自覚しなかったことがこれらの事例から確認できる。降伏することは、西洋文明の習慣としてむしろ当然であり、従って、捕虜として病死した場合、不名誉には当たらず、靖国に合祀される資格があるとされてもさして不思議ではない。つまり、外山が文明・野蛮を測る指標は、安川寿之助が福沢に対して主張する露骨な民族差別とは異なる¹³⁷。

¹³⁰ 明治27年6月にこだわるのは、大陸に派兵が閣議決定され、広島に本営が設置された関係から、筆者が日清戦争の開始点ととらえているからである。また、派兵の決定と本営の設置は、性質上、明治天皇の関与が不可欠であるから、皇室尊崇が深まる晩年の外山にとって、意味深長である。

¹³¹ 柳生四郎「外山正一日記4」『UP』第53号、3月、1977年、27頁、29頁。

¹³² 「社会学上の問題」明治23年12月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909、401頁。

¹³³ 柳生四郎「外山正一日記4」『UP』第53号、3月、1977年、27頁。

¹³⁴ 柳生四郎「外山正一日記4」『UP』第53号、3月、1977年、27-28頁。

¹³⁵ 柳生四郎「外山正一日記4」『UP』第53号、3月、1977年、27頁。

¹³⁶ 柳生四郎「外山正一日記4」『UP』第53号、3月、1977年、28頁。

¹³⁷ 安川寿之助『福沢論吉のアジア認識』東京、高文研、2000年、155-170頁、241-315頁。

この新しい態度は、今日俗にいう、特定の民族や人種に対する「差別」とは異なり、客観的で万国共通（と看做された）価値基準に基づいた「差異」である。要するに、清潔を保ち、対戦国の捕虜に人道的な取り扱いをすることは、文明人の行いである。それが、国と国の文明の度合いを示す。清朝にも日本にも当てはまるものであるから、日本とて、それを無視して、文明の価値基準を満たさない行いをすれば、嘲りを甘受しなければならない。この普遍的と見做された「文明」というメルクマールで測れば、軍隊は、戦闘中に過度な残虐行為を控えねばならない。こうした「文明」の原則は、後年、ハーグ会議（明治32年と明治40年）で国際法という形で確立することになるが、それに先立って、明治28年に「文明」の原則に沿って、外山も日本軍も、「リベラル」かつ「進歩的」である、といっても差し支えない。しかし、外山亡き後、1930-1940年代になると、「皇軍」化した日本軍の方には、変化が起きた。

それに加えて、平服を脱いで「商人」に成りすました清国兵士に関する外山の記述は、数年後の東京裁判で弁護側の釈明論理を彷彿とさせる。つまり、みずから軍服を脱いで市民を装い、ゲリラ活動に従事するという行為は、国際法上、戦闘員に付与されるべき保護や権利をみずから反故にしたのだから、日本軍が1937年に南京で行った中国便衣兵「虐殺」は国際法違反に当たらない。一ノ瀬俊也が指摘するように、日清戦争から日中戦争（1937-1945年）にかけて、例えば同様な議論がみられる¹³⁸。また、その意味合いで、（当否は別として）藤村道生が早くから日清戦争を「第一次日中戦争」と命名した¹³⁹。

また、敵国の民間人に対して暴行を働くのも、外山にとっては、野蛮な行為であった。日記は明治27年11月から明治28年5月の部分が抜けているから、他の史料に依拠しなければならない。「征け征け日本男児¹⁴⁰」という詩で、再度、日清戦争は文野の戦争だという。清朝は「文明の大敵、蛮族の巢窟」、日本は「東洋文明を進むる」者と形容されている¹⁴¹。清朝の行為が傲慢、野蛮、罪悪である。自ら「大国とこれ誇り、小国をこれ犯す、野蛮をばこれ極め、非道をばこれを尽す」清軍兵士は、「悪むべし、我敵の悪逆は比類なし、辜なきを虐殺し、婦女子をば辱かしむ」、という具合に、無垢の日本人婦人や子供に対して非道な仕打ちをした¹⁴²。要するに、清国兵の残虐行為は文明国の規範から大きく逸脱する。外山の目には、異民族故ではなく、野蛮な行為をほしいままにしたから、清朝は野蛮であるとした。

ところが、外国人新聞記者は、日本も清国の非戦闘員を虐殺したと報じた。例えば、明治27年11月、ニューヨークの『ワールド』で、三日間にわたって虐殺が旅

¹³⁸ 一ノ瀬俊也『旅順と南京：日中五十年戦争の起源』東京、文芸春秋社、2007年、11-12頁、215-224頁。

¹³⁹ 藤村道生『日清戦争』東京、岩波書店、1973年、230頁。

¹⁴⁰ 「征け征け日本男児」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、295-297頁。

¹⁴¹ 「征け征け日本男児」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、297頁。

¹⁴² 「征け征け日本男児」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、295-296頁。

順で行われたと報じた。また、ロンドンの『タイムズ』も、同じく日本軍の虐殺の噂を報道し、一人の記者は、これは清国軍が日本兵の捕虜を処刑したとき、遺体の手足を切断したことに對する報復行為だと報じた¹⁴³。外山がこれら海外筋の報道を知っていたかどうかについては断定できない。もし知っていてこれらを見殺したのか、あるいは裏付けがとれない欠陥があると判断したのかもしれない。しかし、報道を知っていて、しかもそれが正確だと分かっているながら、一方的に清朝だけを野蛮呼ばわりしたとすれば、学者にあるまじきことで、正当な評価とはいえない。しかし、公平を期していえば、内村鑑三（1861-1930）でさえも、つとめて英文の作品を出して、対清戦争を「義戦」であると訴えた。その趣旨は、明治28年当時、日本人の多くが共有した見解であったが、日露戦争後、内村はそれを撤回した¹⁴⁴。

第五節 思いやりの軍国主義

明治27年から明治28年の間に書かれた他の外山の史料を丁寧に検討すると、当時の対外強硬論者と外山の相違点、つまり、いわば思いやりの軍国主義的な考え方が浮き彫りになる。「我は喇叭手なり¹⁴⁵」（明治28年4月）と「輸卒¹⁴⁶」（明治28年5月）では、軍内で軽視されがちな喇叭手や兵站部に対する外山の心づかいが前面に現れている。彼らの愛国心と戦場での働きぶりは、より評価されなければならない。なぜなら、彼らの働きなくしては、歩兵、騎兵など正規の部隊は、任務を果たせず、手柄を立てることも、国民の賞賛を得ることもないからである。

例えば、外山は、成歡の役で戦死した喇叭手「岡山懸人白神源次郎」を名指して取り上げた。当時、絵草紙にまでなったこのエピソードが、少年荒畑寒村（1887-1981）の知るところとなったが、寒村は同人物を安城渡で戦死した「白上源次郎」と看做した¹⁴⁷。その後、実際に戦死した青年の姓名は木口小平と判明したので、軍は訂正した。木口は後年、以下の通り国定修身教科書に登場する：「キグチコヘイ ハ テキ ノタマ ニ アタリマシタ ガ、シンデモ ラッパ ヲクチ カラ ハ ナシマセンデシタ。シンデモ ラッパ ヲ クチカラ ハナシマセンデシタ¹⁴⁸。」

一方、民間から雇われた輜重輸卒＝軍夫は、敵と兵刃を交える機会が少ないため見くびられていたが、外山の彼らへの思いやりは一層募った。「輸卒」で取り上げた人物も実名でいう。田庄台で戦闘開始に先立って落命した「茨城県人山崎由松」について、「皇軍の安危の外には更に余念なかりし」と称えた。死ぬ間際に山崎が言い残した言葉まで引用する：「我れの死は惜しむに足らず、此の馬、此の弾薬

¹⁴³ 原田敬一『日本近現代史③日清・日露戦争』東京、岩波書店、2007年、76頁。

¹⁴⁴ 隅谷三喜男『日本の歴史②大日本帝国の試練』東京、中央公論社、1966年、27-28頁。

¹⁴⁵ 「我は喇叭手なり」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、308-309頁。

¹⁴⁶ 「輸卒」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、310-313頁。

¹⁴⁷ 『新版寒村自伝（上巻）』東京、筑摩書房、1965年、25頁。

¹⁴⁸ 家永三郎『太平洋戦争 第2版』東京、岩波書店、1986年、43頁。文部省編『復刻版 尋常小学校修身 卷一 大正期』ノーベル書房、1970年、12頁。

は、戦闘上すべからくも欠くべからざるものなり。我が命脈あらん限りは、決して此の手綱を放つ能はず、卿等安心せられよ¹⁴⁹。」軍は、軍夫の死傷者数を集計するに及ばないとの考えから、記録になく、今日、その数を正確に知るすべがないが、数千にも上ったといわれる。外山の努力の甲斐なく、後には、「輜重輸卒が兵隊ならば、蜻蛉蝶々も鳥のうち¹⁵⁰」という戯歌にもあるように、輜重輸卒や兵站部に対する侮蔑意識は軍内で増していった。

戦陣で兵士の自殺と栄光について、外山は「旅順の英雄可児大尉¹⁵¹」（明治28年1月）で熟考する。可児大尉は旅順を攻略せよとの下命を受けたが、戦地に赴く途中、大病を患い、やむなく、一時任を解かれた。生きて旅順の占領を知ることとなった可児は、恥辱と自責の念に苛まれ、解任された地点に再び赴き、ライフル自殺を決行した。それを受けて外山が、「軍人の亀鑑」、「比類なき勇士」、「日本魂の何物なるかを指示する碑標」という最大級の賛辞を与えた¹⁵²。大江志乃夫をはじめ、多くの研究者が指摘するように、日清戦争の戦没者のうち、86パーセントは戦病死者であったが、捕虜として敵軍の拘留中、病死した者以外は、靖国神社に合祀されない仕組みであった。しかし、日清戦争後21ヵ月経過してから、ようやく、軍の規則が変わり、通常の戦病死者も合祀されるようになった¹⁵³。したがって、もし可児が解任されず、戦闘を継続するなかで戦病死したとすれば、合祀はかなわなかったであろう。

いくぶん、横道にそれるが、ここで強調したいのは、外山が明治28年に可児大尉を実名でその自殺を称えたことである。逆に、藤崎武男は、昭和20年、鄭州城外の戦場で自刃した精神薄弱のとある兵士を「木村一等兵」との変名を用いざるを得なかった。そればかりか、軍当局がその死因を情けで隠蔽しなければならなかった。「靖国神社に祭られるどころか…国賊とまで罵られることもありうる」、「自殺を自殺として報告し、措置することは、まずできなかった…たいていは、架空の戦闘状況をつくり、壮烈な戦死をしたことにする¹⁵⁴。」

こうして、50年の経過が、「軍人の亀鑑」を「国賊」に変えた。また、戦線で自殺した者の昭和期の遺族は、弔慰金や遺族年金の対象から外された。そのために沖縄戦の非戦闘員による、いわゆる集団自決も、「軍命令」で処理されなければならない事情があった。歴史における「変化」を明示する事例として、外山の問題提起は示唆的である¹⁵⁵。

¹⁴⁹ 「輸卒」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、312頁。

¹⁵⁰ 一ノ瀬俊也『旅順と南京日中五十年戦争の起源』東京、文芸春秋社、2007年、211-212頁。

¹⁵¹ 「旅順の英雄可児大尉」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、300-307頁。

¹⁵² 「旅順の英雄可児大尉」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、307頁。

¹⁵³ 大江志乃夫『靖国神社』東京、岩波書店、1984年、124-125頁。

¹⁵⁴ 藤崎武男『歴戦1万5000キロ』東京、中央公論社、2002年、150-152頁。

¹⁵⁵ ちなみに、昭和18年の憲兵司令部の史料によると日本軍の自殺は「世界で一番の高率」であり、「十万人について、三十人」に上った。吉田裕『日本軍兵士』東京、岩波書店、2017年、58-59頁。

第二章 西洋文明の受容と逆利用

明治9年に帰国した若き外山の目に映ったのは、煉瓦造りの建物や洋風の衣食住などの外見とは裏腹に、中身が封建時代のままの上流階層の日本人である。文明の進歩とは、「官能の発達」（現代語に訳せば、感性の敏感さ）、とりわけ相手を憐れむ「同情」や「シンパシー」、相手の立場にたって社会をみるという共感やエンパシーの発達を意味する¹⁵⁶。「この官能が主権を握ることができれば、道徳も自由も幸福もみな得ることができましよう¹⁵⁷。」従って、商業・実業・産業教育の重要性を十分に認識しつつも、外山は専門学科や技術面の教育に一方的に偏ることを警戒し、最も大切である文明的教育、換言すれば、人の感性や情を育てる高等な普通教育の振興に尽力した¹⁵⁸。

また、文明開化の度合いは制度ではなくて「人民の性質」による、というサミュエル・スマイルズ（1812-1904）と同様に、制度がいかに優れていても、一般人の民度が劣化しては意味がない¹⁵⁹。しかも、先進国の進んだ専門教育を受けたエリート洋行帰りの者は、ほとんどが旧態依然とした男尊女卑など野卑で封建的な認識を保持している。外山は彼等は開化人ではなく「専門の学科に熟達した野蛮人¹⁶⁰」と形容し、彼等を改良する手段としてキリスト教を利用しようとした。彼にとっての宣教師は、脅威から道具へと転換されていった。

第一節 キリスト教：警戒から逆利用へ

岩倉使節団のアメリカ訪問に先立ち、アメリカ滞在中の外山は、“Chinese Ambassador in France”と“Raid on the Missionaries”という英作文を執筆してキリスト教と帝国主義の密接な関係を暴き、警鐘を鳴らした¹⁶¹。普仏戦争（1870-1871）で負けたばかりのフランスが、弱国清朝の使節団に対しては「力は正義なり」（“might is right”）という尊大な態度で「小さいビスマルク¹⁶²」に扮している。これこそ *realpolitik* である。フランス大統領は、キリスト教宣教師が東洋諸国で活動しているのを「功德」と表彰したのに対して、大多数の宣教師は善良なクリスチャンには程

¹⁵⁶ 「政府職権の範囲」『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、482頁。

¹⁵⁷ 「政府職権の範囲」『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、482頁。

¹⁵⁸ 「教育制度論」明治33年『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、674頁。

¹⁵⁹ 「元来邦国は、人民によりて成り立ちたるものなれば、人民の性行の集まれるもの、結果成就して、律法となり、政事となることなり。さるからに、人民と政事とは、その善悪の位価は同等にして優劣なきことなり。（中略）邦国の優劣強弱は、その人民の品行に関係すること多くして、その国政に関係すること少なし。」中村正直訳『西国立志編』東京、講談社学術文庫、1981年、58頁。ス邁爾斯（スマイルズ）著；中村正直訳『西国立志編：原名自助論』第1冊～第8冊 明治4（1871）。

¹⁶⁰ 「高等中学存廃に関する意見」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、112頁。

¹⁶¹ “Chinese Ambassador in France” Charles Lanman, *The Japanese in America*. New York: University Publishing Company, 1872, pp. 69-75. “Raid on the Missionaries”『山存稿』（後編、英文史料①）東京、丸善、1909年、1-9頁。

¹⁶² “Chinese Ambassador in France” Charles Lanman, *The Japanese in America*. New York: University Publishing Company, 1872, p. 69.

遠く、むしろ、「無知蒙昧の根源」 (“fathers of ignorance”) に他ならないと外山はいう¹⁶³。「自由」を唱導する彼等は、実は「自由宗教の敵」 (“enemies of free religion”) であり、宗教を駆使して現地の異教徒・野蛮人を精神的に隷属させる¹⁶⁴。底辺の社会層を改宗させて、子供も、そのまた次の世代までも、無知蒙昧から永遠に逃れられないように仕向ける。例えば、「右の頬だけではなく、左の頬をもさしだす」ようにと教えるのは、無防備の状況におき、金銭も生命も国土まで奪う手立てに過ぎない。宣教師に「一步譲れば、二歩も三歩も譲ることになる」。また、外山は新体詩に、「インドの始末知る者や、亜米利加採れる顛末を、知りたる者は我言を、疑ふべきにあらぬなり。カラフト取らば蝦夷迄も、蝦夷を取つたら日本の、九州四国のはて迄も、取らねば心済ま¹⁶⁵」ぬ、と述べた。「敵を愛せよ」といいながら、アメリカの土人を「^{みなごろ}麤し」にした¹⁶⁶。西洋人宣教師は、救済の本当の道を知らず、真のキリストに対する逆臣であり、異教徒よりも酷い存在である¹⁶⁷。それら信教の逆臣は、国旗を後ろ盾にした「正義は力なり」という理念を悪用している。しかし、外山は、無差別に西洋人を非難したのではない。アメリカやヨーロッパの本国における善良なキリスト教徒と、東洋に出向いてきて私利私欲に走り、かつ、本国の植民地獲得政策を先導する宣教師とを区別して、警告を送った。

外山のこうした見解は、当時、決して例外的ではなかった。やや後れて、福沢諭吉 (1834-1901) も、明治8年に刊行された『文明論之概略』のなかで、統計をあげながらアメリカン・インディアンやハワイ島の原住民の大量殺戮にふれ、「人種を殲すに至るものあり。是等の事跡を明にして、我日本人も東洋の一国たるを知らば、仮

¹⁶³ “For the ignorant who have once fallen into this trap, the chance to get out of it would be as one to a thousand; but the worst part is not the fate of those who first fall into it, but that of their children and grandchildren, who are predestined for the same ignorance long before their birth... Those [nominal Christians] are to blame, nay deserve, to be cursed, who take advantage of their own superiority and the ignorance of others, endeavoring to keep them for ever so. Thus, priests are the fathers of ignorance.” “Raid on the Missionaries.” 『山存稿』 (後編、英文史料①) 東京、丸善、1909年、6-7頁。

¹⁶⁴ “You shout ‘free religion,’ yet you your free religion means the slavery of minds... What I understand by free religion is to let the people believe any religion whatever, without any foreign influence, without intimidation or enticement. The proper way to free religion is, first to educate the people, to enlighten their thoughts, and to enlarge their views, so that they would not be influenced either by any groundless fears or flattering insinuations; and then, let whatever missionaries come, whether the Jesuits, the Methodists, the Episcopalians, the Baptists, or the Unitarians. Till the time, free religion is worse than a mere idle phrase. The educated people alone can enjoy free religion.” “Raid on the Missionaries.” 『山存稿』 (後編、英文史料①) 東京、丸善、1909年、7, 8-9頁。

¹⁶⁵ 「新体耶蘇狂詩」明治15年『山存稿』 (後編、下) 東京、丸善、1909年、243-4頁。翻訳は、Wakabayashi, Megumi. “‘Crazy Verse about Christianity in the New Style’: Translation and Source Analysis.” *Windows on Comparative Literature*. No. 9, April 2013. Comparative Literature and Culture Program, University of Tokyo, Komaba. 参照。

¹⁶⁶ “genocide”という言葉は1933年にRaphael Lemkinによってつくられた。外山は“genocide”という言葉は使っていないがそれを連想させるような「おしこめて皆殺しにする」という意味の「麤し」をいうことばを「新体耶蘇狂詩」で使っている。Kuper, Leo. *Genocide: Its Political Use in the Twentieth Century*. (New Haven: Yale University Press, 1981), p. 22.

¹⁶⁷ “A traitor is worse than an enemy, yet these ‘nominal Christians’ are such.” “Chinese Ambassador in France” Charles Lanman, *The Japanese in America*. New York: University Publishing Company, 1872, p. 73.

令ひ今日に至まで外国交際につき、甚だしき害を蒙ることなきも、後日の禍は恐れざるべからず」と書いた。また、植木枝盛（1857-1892）も、明治13年の『無上政法論』で、同じハワイ原住民の甚だしい人口減少に言及して、「一千七百七十八年以来（中略）島民の種族を失うこと五十年間を通して毎年大なり。凡百分の八を減じ」という¹⁶⁸。三者とも、現在、ジェノサイドと表現されている危機をも含めて、布教活動を隠れ蓑に侵略を目論む西洋諸国の姿を早期に見抜いて、国民に警戒を促した。尚、イギリス公使館付属の外交官アーネスト・サトウ（Earnest Sato 1843-1929）も、清朝の太平天国の乱（1851-1864）がキリスト教の大なる影響を受けて起こったことを例に、キリスト教と帝国主義の一体性を指摘した¹⁶⁹。

明治政府は、留学生を送り出す際にキリスト教への改宗を警戒して「五箇条書」（明治2年）をだしてこれを戒めた¹⁷⁰。外山も渡米前にはこれを手にしたと思われる。政府には、宣教師を怪しむに足る根拠があった。当時、アメリカの一流大学の大半は、宣教師養成の学校として出発している。ラトガーズなど、日本人留学生を多く受け入れる大学は宗教色が濃厚であった。外山からすれば、布教活動の下準備をなしているという可能性は排除できない。大学関係者のアメリカ人が、いかに善良なキリスト教徒であっても、既にアジア各地に派遣された多くの布教者が、キリスト教精神に背いていることを外山は熟知していたために、宣教師を東アジアに送る前に、自国内の宗教精神を改めるべきだ、と酷評した。

“Raid on the Missionaries”に記された、キリスト教に対して日本がとるべき対抗策は、以下の通りである。半開の庶民がいまだ迷信を抱いている当分の間、さながら寛永期の宣教師入国禁止立法が必要である。理学や実学の知識がない未開人ほど、迷信を信じ、国家に帰属する意識が薄弱で、自国を超越する偶像神や神仏などを信じやすい。そこで、私利私欲を満たそうとする宣教師は、この隙に付け入ろうとする。だからまずは、物書き、読書、そして、理学の専門知識の初歩的な教育を充実させ、庶民を「頼他心」から「頼自心」へと導く¹⁷¹。つぎに、庶民が惑わされない

¹⁶⁸ 福沢諭吉「文明論之概略」明治8年『近代日本思想体系② 福沢諭吉集』東京、筑摩書房、1975年、222-223頁。家永三郎編『植木枝盛選集』東京、岩波書店、1974年、59頁。

¹⁶⁹ “Nor can it be wondered that Japan ... which had seen the humiliation of China consequent upon disputes with a Western Power arising out of trade questions at the very moment when she was being torn by a civil war which owed its origin to the introduction of new religious beliefs from the West, should have believed that the best means of maintaining peace at home and avoiding an unequal contest with Europe, was to adhere strictly to the traditions of the past two centuries [sakoku and joi].” Sir Ernest Satow. *A Diplomat in Japan*. Rutland, Vermont, 1983, p. 44.

¹⁷⁰ 明治2年4月17日に政府は、海外渡航の手続きと心得を「海外旅行規則」に定めた。海外旅行（洋行、留学のすべてを含む）は、条約を結んでいる国に限定され、志願者は、府藩県を通じて東京の外国官か大阪、長崎、箱館（函館）、兵庫、新潟、神奈川の各外国掛へ願出で、「印章」を渡されるという手続きが必要であった。旅行者に公布される「須知書」（または、「五箇条書」）には、九項目の箇条が明記されている。そのなかに、「他国の人別に加わり候事」、すなわち、帰化はもちろん、「宗門相改候儀」、つまり、改宗も禁制であることが書かれていた。石附実『近代日本の海外留学史』東京、中公文庫、1992年、178-179頁。

¹⁷¹ 「民権弁惑」明治13年『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、420頁。

ように、国民国家の形成を心掛ける。人々が今、生きているこの世で、与えられた能力を十分に発揮し、国家と次世代に対する義務を遂行する行為が、己の幸せを求め、国家の発展に貢献することになるという自覚を促す。やがて、庶民が国民に成長すれば、個々人の尽忠報国の精神を一層引き出すことも可能になる。

外山にとって、教育も宗教も国家が国際競争に勝ち抜くための「方便」であった¹⁷²。明治10年代は、アメリカの思想の核心である四民平等の理想や、生物学における「応化」・「遺伝」・「自保率」が思想の中心にあった。それによれば、どこの社会も「遺伝」の側面を消し去る事はできない。さらに外山は、表面的な「応化」しかできぬ「下等社会の者」は、国家に対して税を収め、兵役につき、一生働いて社会の進歩に彼等なりに貢献するという「尽忠報国の義務¹⁷³」を全うするだけでよいが、「上流社会」は、孫子の兵法にあるごとく、敵に勝つために相手を研究せねばならないと考えるようになる。このような職分論、つまり、その人の能力相応の社会的地位と役割の肯定が晩年になるとより強くなる¹⁷⁴。

要するに、外山は当初から、キリスト教を敵視するとともに、その根底に利用し得るものを見出した。例えば、キリスト教を半開の風習を修正する方便と捉えた¹⁷⁵。教会堂で毎週集まり、神に祈りを捧げ、聖書を朗読し、讃美歌に興じることで「心を優美に為し、高尚なる情を起」させると同時に、「聴衆の心と心との間に同情を催す¹⁷⁶」。つまり、俗悪な邦楽に代わる西洋の優美な音楽を採用すれば、「社会進歩」に裨益がある。また、孤立する性質を持った半開人から、「群衆和合」と「同心協力」に基づく集团的行動を起こす開明人へと改善することができる。さらにいえば、一旦、戦争となれば、団結力に由来する「愛国心」まで強められる¹⁷⁷。その証拠に、アメリカ合衆国はもともとニューイングランド・ピューリタンがキリスト教を通して培った結合力により、イギリス帝国から独立を勝ち取った。一枚岩ではない西洋諸国をそれぞれ比較したとき、文明の度が最も発展しているのは、まさしく「欧米人なり¹⁷⁸」と率直に認めざるを得ない。欧米人は、上からの圧政を待つまでもなく、自ら団結して国を守る。このように国民国家の基礎にあ

¹⁷² 「女子教育の方針如何」明治30年11月『山存稿』（後巻、上）東京、丸善、1909年、56頁。

¹⁷³ 「修身大綱々目」明治32年1月『山存稿』（後編、上）丸善、1909年、457-458頁。

¹⁷⁴ 「応化」「遺伝」「自保率」については、加藤弘之と論争を繰り広げた。「加藤弘之の東洋の一大問題論を駁す」明治20年『山存稿』（後編、上）丸善、1909年、17-46頁。外山の晩年の職分論については、「修身大綱々目」明治32年1月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、457-487頁。

¹⁷⁵ 「社会改良と耶蘇教の関係」明治19年『山存稿』（後巻、上）東京、丸善、1909年、116-154頁。

¹⁷⁶ 「社会改良と耶蘇教の関係」明治19年『山存稿』（後巻、上）東京、丸善、1909年、145頁。

¹⁷⁷ 「社会改良と耶蘇教の関係」明治19年『山存稿』（後巻、上）東京、丸善、1909年、146-147頁。

¹⁷⁸ 「社会改良と耶蘇教の関係」明治19年『山存稿』（後巻、上）東京、丸善、1909年、148-149頁。

る帰属意識を高めるには、「下等社会の人」だけでなく、上に立つ者の心構えも重要である。これを養成するための高等教育である。

帰国当初から、外山は、西洋人とキリスト教文明との関連において、女子教育を重視した。「人の賢愚を知らんと欲する者は、何よりも先づその母の賢愚を問ふべし。国の開化を進めむと欲する者は、宜しく先づ其の国の婦人を改良することを務めざるべからず¹⁷⁹。」しかし、その後、女子教育は「時勢」に適合せねばならないことに気づく。スペンサー流の二段階発展説に沿っていえば、「軍務型社会」は「産業型社会」（「商業時代」ともいう）に移行する。徳川封建社会は「軍務型社会」に相当し、武士の娘は薙刀の稽古に励み、いざという時は自害する覚悟を幼い頃から教え込まれた。それは、戦いを担う武士の家にふさわしいとされる教育である。ところが、「産業型社会」に相当する明治期には、新しい目標と方針が求められる¹⁸⁰。上流階層の女子は、将来、学士の妻・夫の良き理解者となり、公共の場で「男子と同等のツキアイ」を外国人の面前で行わなければならない、旧来の「ヴァニチーの心（自惚れ）」を棄てて、「セルフリスpekトの心」を持つ必要が生じる¹⁸¹。したがって、女子教育は、学校の教室に限られたものではなく、外国人と直接接する生活の中で自然に身に着くものが大切であると外山は考えた。

新島謙（1843-1890）のように、純粹にキリスト教に傾倒した明治人もいた。彼らは、日本国内にいる善良なキリスト教徒の好意を直接日本の国益に繋げようとしたのであり、同志社大学の設立がその好例である。しかし外山には、もっと戦略的な発想があった。外山は、一種の逆説的思考に基づくトリックを考案した。明治19年6月に脱稿した「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く¹⁸²」で、スマイルズの「天は自ら助くるものを助く¹⁸³」に依拠して、皮肉を交えながら次の戦術を提示する。「今日世間の様子を見るに、基督教を餌に使ひて我が邦に実利を得むと欲し、為に基督教に恋慕をば仕懸むとする如き者、政府にも民間にも漸く起らむとするが如し。これ耶蘇教の為には実に失ふべからざるの時なり。この時に乗ずることを知らざる耶蘇教人は、自ら助くることを知らずして、徒らに天の助けを受けむことを願う如き愚か物と言はざる可からず¹⁸⁴」。逆説的ロジックがここの核心部分を

¹⁷⁹ 「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く」明治19年6月『山存稿』（後巻、上）東京、丸善、1909年、155頁。

¹⁸⁰ 「女子教育の方針如何」明治30年11月『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、47-63頁。

¹⁸¹ 「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く」明治19年6月『山存稿』（後巻、上）東京、丸善、1909年、163-164頁。

¹⁸² 「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く」明治19年6月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、155-172頁。

¹⁸³ 原文は、“Heaven helps those who help themselves.” Smiles, Samuel. *Self-Help*. London: John Murray, 1958, p. 35. (c. 1859.) 中村正直訳『西国立志編』東京、講談社学術文庫、1981年、55頁。

¹⁸⁴ 「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く」明治19年6月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、169頁。

占めている。つまり、日本人信者を確保したいという願望のある宣教師に学校の運営を部分的に任せてやることは、キリスト教にとって好都合と見えながら、その実態は、宣教師を欺き、かれらを国内女性の改良と国益の増進をさせるために逆利用する狙いを持つ。外山の論稿の内容は、二ヶ月後、英字新聞に紹介され大きな反響を呼んだ¹⁸⁵。

ともあれ、布教の願望を逆手に取り、外国教会の資金で女子中学校や高等中学校を設立する外山の策略は、東京女学館という私立女子中学校の設立に繋がった¹⁸⁶。学校の特徴は、小学校の卒業生を入学させる正規の課程以外に、既婚女性でも授業を受講できる変則の学科にあった。また、西洋風の家庭を持つ身として必要な「家事経済」と「家内衛生」の二科を、直接宣教師婦人から学ばせて、女子中学生を西洋の「風俗人情」に染めさせようとした¹⁸⁷。外山は「耶蘇教の勝利は必勝のことでありましよう¹⁸⁸」という甘言で宣教師を誘導し、巧みに操ることに成功した。こうした策謀が奏功して、宣教師と日本人と共営する学校（厳密にはミッションスクールではない）が、中等教育の発展に大きく貢献した。「中等以上」の婦人を多く教育するにあたっては、高次元な学科よりも普通教育を重視した外山は、東京の中心に5~6校の高等女学校を新設する計画だった。その目指す点は、男子と同等の学歴を積むことよりも、むしろ、長期間留学して西洋の風俗に慣れ、西洋人のような感性を持ち、洋風の考えを尊重する帰国学士の好みに合った妻となることにある。上流階級に限られる洋行よりも、学校建設の方が中流以上の女性を幅広く感化することができるという外山の戦略である。「女子の高等教育は之は宣教師社会に託するの他、別に上手段はあらざるならむ¹⁸⁹」、と結論した。

以上、アメリカ留学中に芽生えた強いキリスト教と帝国主義の関係に対する不信感が消えぬまま、外山は日本で布教活動に携わる外国人キリスト宣教師を逆に利用し、文明開化・富国強兵の糧にすることを考えた。外山に言わせれば、キリスト教諸国が主張する「布教の自由」は、「偽りの権利」に属し、東アジアの植民地化のための詭弁にすぎない。とはいえ、そこには外国語教育と中流以上の女子の改良を達成するために利用価値が十分あると見做した。また、それと同時に、高度な理性と外国語学習を男性の中流・上流階層にも奨励した¹⁹⁰。外山の女子教育に関する関心は、終生尽きることがなかった。

¹⁸⁵ “Professor Toyama on Female Education in Japan.” *Japan Weekly Mail*. August 28, 1886. Vol. 39, pp. 209-210. 詳しくは、本稿、第二章第三節などを参照。

¹⁸⁶ 東京女学館百年史編集室編『東京女学館百年小史』非売品、1988年。

¹⁸⁷ 「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く」明治19年6月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、166頁。

¹⁸⁸ 「耶蘇教拡張の新法」『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、173、177、180、183頁。

¹⁸⁹ 「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く」明治19年6月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、166頁。

¹⁹⁰ 「新体耶蘇狂詩」明治15年『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、233-264頁。明治17年「西洋語を学ぶことの必要」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、180-188頁。

第二節 「己を知り彼を知らざる者は敗を取らん」

イギリス統治下のインドで、行政の最高責任者トーマス・B・マコーレー（1800-1859）は、1835年に、現地の「土人」を改宗しようとする宣教師の活動に対してあくまでも非干渉の立場をとるとした上で、宗主国の統治原理を以下のように説明した。我々の「仲介人」たる小数のエリートは、血と肌の色は土人であっても、趣向、見識、道徳、知性においてはイギリス人とならねばならない。そして、その「仲介人」を通して我々は、この広大なインドを統治する¹⁹¹。マコーレーの述べた宗主国政府の方針、つまり、キリスト教徒の宣教活動に非干渉主義をとることは、支援までせずとも黙認することであり、西洋の文化や言語と併せてキリスト教の倫理や道徳がインド人のエリートに浸み込んでいくことを阻止できない。外山は、明治初期の洋学紳士と自負する知識人は、キリスト教の倫理道徳と帝国主義を支える国際秩序の原則との逆説的な関係に無頓着であることを鋭く見通していた。そして、次世代の日本人は、外国に心酔することなく、批判的な観点から交際することの重要性を示そうとした。

外山が何を考えていたのか、イギリスのインド統治を例に少し考察を加える。6千人ほどの現地駐在のイギリス人は、殆どが貴族階級出身者で、陸海軍の重要ポストへの一階梯として短期間インドへ赴任した。イギリスは、インドのエリート層を英国風に「改良」して、同じ民族・「土人」のなかのエリートと「下等社会」層との間に埋めがたい溝を作り、また、既存の統治構造を温存してインド人同士の争いも自国の利益のために利用した。この“divide and rule”という戦略は最小限の出費で最大限の貿易黒字を生み出した。イギリス本国の人やインド駐在者は、カナダやオーストラリアなど移民社会との文化的宗教的共通性を自覚しつつも、インドのエリートがいくら努力して英語を習得し、イギリスの大学に留学しても、彼は一生イギリス人にはなり得ないという蔑視の感情をこめて“babu”と呼んだ¹⁹²。清朝などアジアを舞台とした植民地獲得戦争においても、インドはイギリス帝国の“crown jewel”であり、また第一次世界大戦中はインド人がユニオンジャックを背負いイギリス本国のために戦わされにも関わらず、連邦（commonwealth）と植民地（colony）とでは同じイギリス帝国内部でも全く違う位置づけがなされた。

実は、外山の帝国主義とキリスト教との関係への着想は、決して奇怪で前例のない、極度に排他的なものではない。幕末の攘夷論者にも同様の指摘はなされてい

¹⁹¹ “Assuredly it is the duty of the British government in India to be not only tolerant, but neutral on all religious questions... We abstain, and I trust shall always abstain, from giving any public encouragement to those who are engaged in the world of converting natives to Christianity. We must at present do our best to form a class who may be interpreters between us and the millions whom we govern; a class of persons, Indian in blood and color, but English in taste, in opinions, in morals, and in intellect.” Thomas Babington Macaulay. “Minute on Education.” in Wm. Theodore de Bary ed. *Sources of Indian Tradition*. Vol.2 (New York: Columbia University Press, 1988), pp. 48-49.

¹⁹² John Merriman. *A History of Modern Europe: From the French Revolution to the Present*. 2nd edition. New York: Norton, 2004. Pp.927-931.

た。水戸学者の著作や大橋訥庵（1816-1862）の『關邪小言』など数多くがあげられる。また、維新後、外国人にも同様の指摘が見られる。例えば、イギリスの著名な経済学者 H.H.ジョンソンの記事が *Japan Weekly Mail* に転載されたが、ジョンソンも前述したサトウ同様、キリスト教と帝国主義を一体と見做した¹⁹³。従って、一部の西洋人も気づいたのである。しかし、外山の着想が個性的なのは、表向きは宣教師の布教活動を歓迎する態度に出ているながらも、孫子に教わった詭道「兵法にも『己を知り彼を知らざる者は敗を取らん¹⁹⁴』ことを説けるにあらざるや」を実践しようとしたことである¹⁹⁵。

加藤弘之との論争のなかで、外圧に対して「応化」能力に富む点では、清朝よりはるかに優位だと外山は強調した¹⁹⁶。進化論の影響を強く受けた初期の外山からすれば、自然界の法則に則り、変化する環境に適応するもののみが生存する。日本は過去にインドや中華文明から仏教、漢字、儒教道徳などを受容するに止まらず、これらを独自に進化させて外環に適応してきた。「下等社会」の者は己の好むことばかりを西洋から輸入する向きがあるかも知れないが、「上等社会」と中間層の人は、理性に基づく判断によって、国家の進化に必要なものを優先的に選択する。日本は団結ができる「大和民族」であり、「親和力」による「応化性」に富み、国民性の面でも、皇室を想い家族を想う性質を備えている。その上で、イギリス支配下のインドの上流階級が宗主国の「仲介役」となってしまったのとは対照的に、日本人が同じ轍を踏むことがないよう、自国の歴史と民族への誇りを絶やさぬ教育が必要だと外山は考えるに至る。

西洋諸国から、なにを、何歳から、どの程度の時間を割いて生徒に学ばせるべきか論議されていた明治 17 年 6 月の時点では、帝国大学に進学して学問を志す男子は、英仏独のうち二か国語が必要になるが、「普通教科中ノーツトシテ学バンニハ、無論英語」が必要である、と外山は提案した。よって、ドイツやフランス語よりも英語に重きを置いていたことがわかる¹⁹⁷。外山の推察では、世界の人口のなかで英米など英語を話す「上等社会」の国々が多いだけでなく、日本の歴史を振り返ると英米は最高に重要な条約締結国であり、また、これからもそうでありつづけ

¹⁹³ “Are Our Foreign Missions A Success.” *Japan Weekly Mail*. October, 5, 1889. Vol. 45, p. 311. (H. H. Johnson. “Are Our Foreign Missions A Success.” *Fortnightly Review*. April, 1889. Vol. 45, issue 268, pp. 481-489.)

¹⁹⁴ 「彼を知りて己を知れば、百戦して殆うからず。彼をしらずして己を知れば、一勝一負す。彼れを知らず己を知らざれば、戦うごとに必ず殆うし。」金谷治訳注『孫子』東京、岩波書店、1963年、41-42頁。

¹⁹⁵ 明治 17 年「西洋語を学ぶことの必要」『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、180-188頁。

¹⁹⁶ 「加藤弘之の東洋の一大問題論を駁す」明治 20 年『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、25頁。

¹⁹⁷ 外山正一「漢字を廃し英語を熾に興すは今日の急務なり」明治 17 年 6 月 25 日『東洋学芸雑誌』第 33 号、74 頁。

るだろう。それを見越して、東京大学予備門で英語を教えながら、どうしたら日本人の特性にあった英語教育を実践できるのか、を外山は考えた。

明治 11 年 9 月から明治 12 年 8 月の「東京大学法理文学部第七年報」によると、外山は大学一年生に毎週二時間英語を教えた¹⁹⁸。他の学科とは違い、学生の学力にばらつきが顕著で、大多数は文法を解せず、簡単な文章の意味もとれない。外国人教師が詩文や高尚な文章を学生に朗読させても、「原来其ノ當ヲ失ヘルモノ¹⁹⁹」である。従って、まず「現時【現代】活用ノ散文ニ熟達セシメ、然ル後、余時ヲ以テ諸名家等ノ高尚ナル詩文ヲ修読セシムルヲ可ナリトス。決シテ此順序ヲ転倒スベカラザルナリ²⁰⁰。」一年生には、専ら「英書ノ文意ヲ充分ニ解セシメンコトヲ目的²⁰¹」とする授業が必要と外山は考え、また実践した。日本人が漢文を読むように返り点を打って文法中心に読み替える「変則」に対して、文頭から文末まで意味を理解して読むことを「正則」と定義されたが、福沢諭吉が適塾で勉強した時の回想に、常に辞書と取っ組みあいをしたようなことが書かれており、変則的な外国語学習というものがこの時期も行われていたことがわかる。

明治 16 年 1 月東京大学予備門内に英語専修科が設置されたのも、私立学校の詰め込み主義的教育に代わる、正しい英語学習方法を実践するためであった。外山も「正則」的な外国語の学習を薦めた。明治 22 年、神田乃武（1857-1923）や元良勇次郎（1858-1912）と共に外山が設立した正則予備校の「正則」には、世間で流行している詰め込み主義的不完全な教育に対し、自分の私立学校こそ、正しい語学の習得方法を実践する教員により精神と人間性を育てる方法を実践している、という意気込みが込められている。明治 24 年の第一高等中学校受験に挑んだ本校生 8 名中 3 名が合格するという成績をおさめた²⁰²。帝国議会開始目前の明治 23 年 4 月、外山は同校内で日本教育研究会の発足を宣言した。

東京大学総合図書館所収の外山の草稿文のなかには、スペンサーや他の西洋書からの適訳が多く、まだヨーロッパでも新しかった五感を活用した教育、記憶の働き、心理学などに関するノートがなど多数存在する。また、同じ頃に活字になって一般的に読まれていた書物としては、明治 13 年出版の「斯氏教育論」などがある。スペンサーの教育論文四編を集めたもので、彼の実利的思想を紹介している。有賀長雄（1860-1921）訳、明治 17 年「如氏教育学」は、スイスの博物学者アガシー（1807-1873）の思想を受け継ぎ、自然科学を尊重し、心理学を基調としたジェーム

¹⁹⁸ 外山が同年出題した東京大学法理文学部の一年生の英語の試験問題も残っている。伊村元道『日本の英語教育 200 年』東京、大修館書店、2009 年、174 頁。（初版は 2003 年）

¹⁹⁹ 外山正一「東京大学法理文学部第七年報（自明治十一年九月至同十二年八月）」『東京大学史東京大学年報 第 1 巻』127-128 頁。

²⁰⁰ 外山正一「東京大学法理文学部第七年報（自明治十一年九月至同十二年八月）」『東京大学史東京大学年報 第 1 巻』127-128 頁。

²⁰¹ 外山正一「東京大学法理文学部第七年報（自明治十一年九月至同十二年八月）」『東京大学史東京大学年報 第 1 巻』127-128 頁。

²⁰² 「正則予備校」明治 24 年 9 月 14 日『読売新聞』

ズ・ジョホノット(1823-1888)の翻訳である。外山はこれらの西洋知識人の研究に依拠しつつも、鵜呑みにすることのないよう心懸けていた。

文部省初等読本編纂委員長として、外山は、T.プレnderガスト(1806-1886)やF.グーウィン(1831-1896)を研究し、明治19年から明治23年まで帝国大学で言語学を担当したB.H.チェンバレン(1850-1935)の校訂を経て『正則文部省英語読本²⁰³』全五巻を出版した²⁰⁴。高度な専門教育は、外国人が西洋語で原書を講義する形で行われてきたが、明治15年頃には、海外で大学の学位をとった留学生達の帰国により、日本人が、日本語で西洋の学問を伝授できるになった。その結果、原書を読むために英語を学習するという「英学」から、外国語を一つの科目として、一通り読み書きや会話を勉強するという「英語」に、語学学習の目的が変化したのである。そのために、日本人も正則の方法で「英語」を学習することが求められた。『正則文部省英語読本』の特徴は、子供が母国語を自然に覚えると同じ感覚で児童が外国人から正則の英語の発音をならいながら、独自に語彙を増やす習慣を獲得することである。綴り字の練習を行うことで、習字で字を覚えると同じ感覚で学習をする。教材は身近で直接に触れられるものから出発し、抽象的概念に進む。学級が進むと、短文・長文を通して生きた倫理の授業も行える。

しかし、明治29年に高等師範学校附属中学校に入学し、後に英語学者となった神保格(1883-1965)は、外山の教科書が中学生には物足りず、不評であったと回想している²⁰⁵。『英語教授法』(明治30年)とうい小冊子を附して、使い方や注意点を教師に示唆しても、なおこの教科書は不評であった。そもそも、子供に内在する好奇心を掻き立てようという姿勢から編み出された教科書は、その内容からして、小学校低学年には適していても中学生には不適切であった。

外山の主張によれば、より優れた文明を取り入れて独自に発展させて内在化することによって、日本は古代以来ずっと国際競争を生き抜いてきた。これは、社会進化論でいう「応化」性の強い民族である。これからも、植民地化を警戒しつつも西洋の有用な学問を意欲的に輸入し、外交交渉によって外国と渡り合うソフト・パワーとしての土台をつくる必要がある。そのためには、外国語教育のほかに、西洋諸国の実生活に即した女子教育が必要であると外山は考えた。

第三節 東京女学館と学士の妻

²⁰³ 文部省編『正則文部省英語読本』(英語教科書名著選集;第11巻—第12巻)東京、大空社、1993。

²⁰⁴ Wakabayashi, Megumi. “‘Think in English’—Toyama Masakazu and Mombushō Conversational Readers.” *Komaba Journal of English Education*. Vol. 6, 2015. Department of English Language, University of Tokyo, Komaba.

²⁰⁵ 伊村元道『日本の英語教育200年』東京、大修館書店、2003年、142-143頁。

明治20年1月に、内閣総理大臣伊藤博文の官邸で女子教育奨励会が発足した²⁰⁶。初期委員には22名が選ばれた。華族、財界人、官僚、帝国大学関係者、お雇い外国人などが会員・株主となり、入会者は180名近くまで上った²⁰⁷。この会を組織した中心人物が外山正一である。明治21年には東京女学館が設立され、英字新聞にも紹介された²⁰⁸。この学校の目的は、「日本人婦人ヲシテ欧米ノ婦人ノ享有スル所ト同等ノ教育及ヒ家庭ノ訓練ヲ受ケシムル」ことにあった。旧幕府が儒教を応用して「封建宗旨」という独自の倫理道徳と政治思想を作り出した結果、泰平が維持され、徳川独裁政権も継続した、と外山はいう。今や、「孔孟の教をして封建制度を助けしめたる如く、耶蘇教をして今日の社会改良を助けしむるは、決して失策にはあらざるならむ²⁰⁹。」西洋人の価値観、暮らし向き、言語まで修得するために、イギリス聖公会の伝道団・福音伝播協会 **United Society for Propagation of the Gospel** (1701年創設)を通して、女性宣教師兼教育者七名を雇用した。彼女達はいずれもイギリスで高等教育を受け、教師としての経験を積んだ者達であり、明治21年3月22日に日本に到着した²¹⁰。

尋常小学校卒業生が入学する普通科は、イギリス人教師が基本的には担当した。帝国大学の学士は、国語・国文学・日本史を日本語で教えた。特別科として音楽・図画・裁縫・衛生・看護・体操などが課された。東京女学館の特徴は、普通科以外にも、今まで西洋文明に触れる機会がなかった中流以上の既婚女性が、随意に科目を選択・履修できる「変則科」がおかれたことである。この制度は、必ずしも文部省が構想した一定のカリキュラムにそって学習できないような人にも、勉学の機会を与えようという新しい発想である。敷地内には、社交場としてサロンも設置された。正しい男女交際の道を次世代に身につけさせることは、広義の教育に相当する。学校という閉ざされた空間で、教師が生徒に一方的に教えるのではなく、人と人が社会のなかで交際することによって学ぶこととの大切さを外山は実感した。

男女交際や恋愛結婚も外山にとっては国家の団結の手段であった。彼によれば、徳川時代は「強制的団結」の時代であり、野蛮社会ほどこの特性が強い。目指すべきは自発的団結の社会である。封建的な家制度のもとでの「家長の権」や儒教が教えた「男女三才にして学を同じくせず」などの価値観は、男尊女卑の精神を強くし、文明社会への発展を阻んでいる。彼の目に映った英米社会は、一夫一婦制が徹

²⁰⁶ 明治20年3月9日付の伊藤博文宛てた外山の書簡が残されている。内容は女学校を作る場所の選定と、大阪でも「ショー氏」や府知事等の働きにより「同じ性質之女学校設立之運ひに相成候由」とのことである。「ショー氏」とは女子教育奨励会創立委員名簿にあるアレキサンダー・ショー（聖公会司祭）のようだ。伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書(内)』東京、塙書房、1978年、209-210頁。東京女学館百年史編集室編『東京女学館百年小史』非売品、14-15頁。

²⁰⁷ 東京女学館百年史編集室編『東京女学館百年小史』非売品、1988年、24-28頁参照。

²⁰⁸ “Society for the Promotion of Ladies Education.” *Japan Weekly Mail*. December 25, 1886. Vol. 34, p. 631.

²⁰⁹ 「社会改良と耶蘇教の関係」明治19年『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、143頁。

²¹⁰ 詳しくは *Japan Weekly Mail* の明治21年4月28日にある。“Untitled.” *Japan Weekly Mail*. April 28, 1888. Vol. 42, p. 383.

底された恋愛結婚にもとづく家族が国家のなかで最も小さな社会を構成しており、個人は有事の際には愛国心のために自発的に団結する。だから、古い武家の習慣である畜妾を廃止し、『演劇改良論私考』の出版などを通して、旧来の色恋に代わって西洋の恋愛を奨励した²¹¹。東京女学館は、翌年に設立された正則予備校という男子中学校との関連で考えた場合、いわば将来を担う学士とその妻の候補生を養成する目的で建設されたものと推測できる。外山の言葉を借りると、夫婦円満の秘訣は男性の意識改革以外に知識の「釣合²¹²」にある。女子の徳とは「柔順和従」であり、その徳を活用するべき場は「社会の裏面」であるという²¹³。「一家の家風」が、「一社会の風俗」や「世風」に至るのだから、女子教育の方針もその責務を全うできることを目的とするべきだ²¹⁴。この点で、ミシガン大学アンゲル学長と外山とは違っている²¹⁵。

内地雑居が条約改正交渉で浮上する際、国際結婚によって日本人の血が希薄化し、「我が消滅²¹⁶」を憂慮する加藤弘之等をよそに、国際結婚は「人種改良」の一方法にもなりうるとの立場から、外山は、恋愛は当事者に任せればよいとした²¹⁷。それは結婚が神聖なる儀式によって成立するキリスト教を通して、上流社会の男尊女卑を取り払おうという外山の考えの現れでもある。これに対して、婚外子や妾の存在は、夫婦の仲に不和を招き、一家の団結を危うくする。その結果、社会の団結もまた歪んでくる。夫婦円満の秘訣は、妻が夫の「よき理解者」となり、夫も妻に

²¹¹ 「演劇改良論私考」明治19年8月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、77-106頁。演劇に限らず、音楽や絵も西洋に倣って改良するべきだと外山は主張したが、これはより高尚な感情を見る・聞く人に呼び起させ、一家の団結から最終的には一国家の団結を促すことが目的である。なお、『演劇改良論私考』は *Japan Weekly Mail* でも取り上げられた。編集者フランシス・ブリンクリーの意見書も掲載されている。“The Society for Reform of Japanese Stage.” *Japan Weekly Mail*. October 23, 1886. Vol. 39, p. 405-6, p. 408.

²¹² 「女子教育奨励会主意書」明治20年2月19日『女学雑誌』第52号、40頁～40の3頁。

²¹³ 「御顛婆排斥主義（社説）」明治24年9月6日『読売新聞』

²¹⁴ 「御顛婆排斥主義（社説）」明治24年9月6日『読売新聞』

²¹⁵ ミシガン大学留学中に男女共学が許されたことは既にのべた。ミシガン大学アンゲル学長は、女子も男子と同じく学士号（Bachelor of Arts）をとることを女子が望んでいるだけでなく、このことが彼女たちの家庭内での・社会的な役割にも必要であるとしている。そして、アメリカの極一部の学校しか女子の入学を認めていないことを非難した。James B. Angell, “Shall the American Colleges be Open to Both Sexes?” *Rhode Island School Master*. Vol. 17, No. 8, August 8, 1871. 外山の生徒の沢柳政太郎は、東北帝国大学に着任した翌年の明治45年に、帝国大学令に女子の入学を禁ずるという項目がない以上は東北帝国大学では男子女子を問わず入学試験に合格したならば入学させる考えを示した。彼が京都大学総長に就任してからもこの考えは変わらなかった。結局、大正になって帝国大学に三名の女子の入学が許された。新田義之『沢柳政太郎』京都、ミネルヴァ書房、2006年、150-152頁。

²¹⁶ 加藤弘之の「人種改良の弁」明治19年2月25日『東洋学芸雑誌』第53号、385-390頁。「人種改良の弁（第五十三号の続き）」明治19年3月25日『東洋学芸雑誌』第54号、421-426頁。「人種改良の弁（前号の続き）」明治19年4月25日『東洋学芸雑誌』第55号、478-483頁。

²¹⁷ 「加藤弘之氏の東洋の一大問題を駁す」明治20年『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、17-46頁。

よく物事を相談し、「リスペクト」をもって接することにある。つまり、英米社会のジェントルマンがレディに接するのを模倣することだ、と外山は見た。

アメリカン・ボードから派遣された同志社の教師 J. H. De Forest は、外山の女子教育論が公刊されて以来、宣教師を教師として女子教育に当たらせたいという要望が日本全国から寄せられていると述べ、これから、日米関係がさらに良好となることを期待すると寄稿した²¹⁸。しかし、外山の意図が日本の醇風美俗をすべて西洋のものに代えるべきだと誤解した読者は、日本の女性に必要なのは、教育、食事、運動、交際の手当、財産所有権、親族から援助を受けずに自立して生計を立てるなどのことであり、これらさえ得られたならば、日本の女性は、西洋人としてではなく、自尊心をもった日本人として西洋人と交際できるとの意見もあった²¹⁹。

このように、西洋人と日本人との間でキリスト教を通しての社会改良についての見解が異なることを見越した外山は、「キリスト教拡張の新法」を世に問うた。それによれば、学士など「上等社会」の「応化」は、孫子の兵法に倣って、将来の戦争で有利に立つよう戦略的に行う。「上等社会」は、理性に基づいて行動することが求められる。ところが、外山が、女性を含む「下等社会」に求めたのは、封建的な精神を脱して、いわば「頼他心」を脱ぎ「頼自心」を養うことのみで、理性に基づいて行動することまでは期待されていない。その職分は、良妻となり、子を産み育てることである。従って、キリスト教との関係で論じられている文脈から察すると、結局、良妻賢母論の域を出なかった。同時代の西洋社会では、女性が参政権を求める運動を起していることなどを考えれば、外山のジェンダー論は、色あせて見えるといわなければならないが、そこまで外山に要求するのは、時代の制約を無視した時代錯誤に他ならない。

こうした外山のいわば限界を見抜いた新聞記事も見られる。性別も国籍も不明であるが、その投稿者人にいわせれば、外山の明治 19 年の「女子の教育を論じ併せて耶蘇教拡張の法を説く」は、理性の発達した男性は宗教に頼らないという偏見にもとづいた発案である。逆に、女性ならば理性が未発達な分、宗教になびくと外山は外国人宣教師にほのめかしている。これが、まさに外山自身が批判し、キリスト教を通して改良しようとしている男尊女卑的旧思想の現れに他ならないと、痛烈に外山の逆説的思考の矛盾を指摘した²²⁰。

²¹⁸ J. H. De Forest. "An Open Letter to Professor Toyama. (written September 4th)" *Japan Weekly Mail*. September 25, 1886. Vol. 39, pp. 315-316.

²¹⁹ "Professor Toyama is of opinion that purely Japanese customs should be indiscriminately replaced by foreign... The carrying out of Professor Toyama's proposed reform would, we fear, denationalize Japan... If asked what the Japanese lady needs, we reply - a sound school education, good food, plenty of exercise on horseback as well as on foot, greater freedom in social intercourse with her friends, both male and female, rights of property and of living independently of the assistance of relatives... Give here these she will be in a position to take her place in mixed Society with dignity and self-respect, but as a Japanese and not as a foreign lady." *A Radical View on Female Education -- Communicated.* *Japan Weekly Mail*. October 2, 1886. Vol. 39, pp. 335-336.

²²⁰ "...Professor Toyama, in common with many of his fellow countrymen, holds that the adoption of

第三章 政治制度の改良

東京大学と明治政府の関係が過渡期にあった明治10年代において、外山の主な問題関心は、国会の早期開設、「自由」競争の奨励、学問の独立、社会学の原理の紹介などであった。その最たるものが、明治13年の『民権弁惑』である。『山存稿』に収録されている政治思想に関する演説や論稿の多くは、イギリス流の議会を採用すべきだと断定はしないが、英米社会を文明の階梯のなかで一番高く評価し、目標としていたことは確かである。イギリスとアメリカは、上層市民から一般市民に至るまで、個人が愛国心を持ち、自発的に団結し、一国の独立を維持できるほどに、人民が知的にも道徳的にも進歩した「産業型社会」（「商業時代ともいう」）である。これに対して、フランス、プロシア、ロシアなどは、未だ「軍務型社会」特有の圧制による団結が強い。人類は、軍務型から産業型へと成熟するほどに文明が開けるというスペンサーの理論から、日本が目標とするのは英米の政治であり、採るべき議会体制は、普仏露のそれではなく英米流のものだ、と外山は断定した。このように、外山は、日本の特性に応じた制度の選択・統合と日本人の精神発達によって、文明開化・富国強兵が達成されると考えた。

第一節 国会開設論：『民権弁惑』

明治7年に板垣退助（1837-1919）等の民選議員設立建白書が新聞に掲載され、民権運動が盛んになった。明治14年には、第二の国会開設運動の昂揚が起こり、各地で私擬憲法が作成された。それに先立つ明治13年11月には、矢野文雄（1851-1931）が議長を務めた国会期成同盟第二大会で、全国から民権家の代表者が集まり、憲法見込み案を作ることが決まった。矢野は、福沢諭吉（1834-1901）門下、大隈重信（1838-1922）の憲法草案を起草したといわれている人物であり、また、明治12年に福沢が組織した交詢社の一員として同社の私擬憲法にも深くかかわった²²¹。

ここで、外山の最大の問題関心であった、国際競争を生き抜くためにどのように国内制度や人心を改革・改良するべきか、という問題の一断片として、外山の国会開設論をとりあげる。特に、明治13年の『民権弁惑』の読者である政府内の「権道家」と在野の「民権家」（ともに外山の言葉）、それぞれに向けた外山のメッセージに焦点をあてる。逆説的思考（アイロニー）と隠喩的表現は、外山の議論に強力なインパクトを与え、激しい論争を引き起こし、時には重要な誤解をも招いた。これは、外山の独特の言葉遣いによるものであり、相手を持ち上げているようで、実はさげすむような言い方をする点、一般的な理解では決して意味が取れないよう

Christianity would do no harm and might do good to the *women* of Japan, but that the *men* do not need it. This, we must not overlook, is a remnant of the line of thought the Professor wishes to supplant. It involves the hypothesis that the inequality of the sexes is irremediable, and that doctrines and dogmas which to the *man* appear puerile, may be offered to the *woman* as suitable food for her poor, weak intellect..." "A Radical View on Female Education – Communicated." *Japan Weekly Mail*. October 2, 1886. Vol.39, p. 335-336.

²²¹ ひろたまさき『朝日評伝選 12 福沢諭吉』東京、朝日新聞社、1976年、177-182頁。

な、人を少し愚弄するような表現が特徴である。国内の論敵に向けたメッセージも、読み間違いをしやすい。先行研究における『民権弁惑』の解釈は、斎藤がいう自由主義とも、清水瑞久・秋山が主張する体制側からの臣民の籠絡ともとれる。これに対して筆者が問題提起する逆説的思考・アイロニーは、今まで指摘されてこなかった新しい分析の視点である。

明治政府内で国会開設の議論が秘密裏に進められていたころ、政府の検閲外にある『日新真事誌』が、板垣退助の民選議員設立建白書を掲載した。これが引き金となって、明治7年に全国規模の論争が展開された。以後、政府は自由民権派による運動に対抗して、政府主導で立憲政治の実現を図る。明治8年の詔に「漸次立憲政体樹立」の基本方針が定められ、明治9年9月には元老院から「国憲」草案の起草を命ずる勅語が出された。また、伊藤博文（1841-1909）や大隈重信ら明治政府の参議と、天皇の侍補の一人である元老院議官元田永孚（1818-91）とでは、国会の形態をめぐる意見が対立した。元田は、明治12年6月に天皇に奉呈した意見書のなかで、「日本帝国の立憲政体」と「英国の如き立憲政体」を峻別し、将来の憲法は「天地の公道に基づき、祖宗の国体に由り、古今上下の民情風俗に適したる憲法」でなければならないと断定したが、その「国体」とは、「推古帝を拡充し、大化大宝の制令法度を潤色する」ことに通じるとしている²²²。

これに対して、黒田清隆（1840-1900）、伊藤博文、井上馨（1835-1915）、山田顕義（1844-1892）ら4名は、西洋型立憲政治を念頭に置いており、それぞれが明治13年末から明治14年にかけて、意見書を作成している。黒田は、国会開設よりも、民法や刑法の整備、学校教育の充実、農商務省の設立と農業の振興などをはじめとする諸産業の発展を優先するべきだ、という尚早論であった。彼は、国会開設運動の推進者達は、立憲主義の信念や愛国の情からではなく、ただ政権に預かりたくて国会開設を主張している、と非難した。黒田の意見とは対照的な大隈は、イギリスで行われている政党政治を肯定し、さらには国会を数年の内に開くべき意見であるといった。左大臣有栖川宮に密奏した大隈の意見書は、本来ならば公にされるはずではなかった。しかし伊藤は、この内容を知ることになり、大隈から相談を受けなかったことや意見書のラディカルな内容に激怒した。また、同じようにイギリスの議会政治を肯定していた政府内部の大隈重信と、民間の福沢諭吉との間に「大隈陰謀説」が飛び交っていた。折悪しく、官有物払い下げ問題が大隈の立場を困難にし、明治14年に大隈派は失脚した。それを機に、大隈とともに大勢の慶應義塾卒業の官僚が下野した。残された伊藤博文は、井上毅が強調したプロシア流の憲法採用に動きはじめる。明治14年の政変で下野した者のなかには、農商務卿河野敏鎌

²²² 鳥海靖『日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念』東京、東京大学出版会、1988年、108頁。

(1844-1895)、郵便総督前島密(1835-1919)、判事北畠治房(1833-1921)、統計院幹事兼太政官書記官矢野文雄などの他にも多くの書記官等がいた。

他方で、福沢は、明治14年1月に「交詢社」という官民一体の組織を立ち上げ、400名にも及ぶメンバーを誇るまでに成長させていた。運営メンバーの24名のなかには、『郵便報知新聞』の社説を担当した慶応義塾出身の藤田茂吉(1852-1892)や箕浦勝人(1854-1929)も入っている。明治14年2月に、『交詢雑誌』が刊行され、4月25日の第45号の紙面には、官民調和の場としてイギリス議会制度を採用することを提案する「交詢社私擬憲法案」の条文が載った。その内容は福沢の明治12年の「国会論」にも共通するものである。この条文の解説は『大阪新報』の加藤政之助、『郵便報知新聞』の藤田・箕浦、『静岡新聞』の伊藤欽亮らが執筆した。大隈のもとで、若手官僚であった人々も「交詢社」に入っていた。ひろたまさきによれば、交詢社は民権運動を押さえ込む性格を持つ組織であったという²²³。仮にひろたの主張が正しいとするならば、外山の民権運動を警戒しつつ、藩閥政府から独立する必要があるとの認識は、福沢のスタンスに最も近い。

鳥海靖は、明治14年の政変後に第二回の国会開設運動の昂揚が起こった理由を二つ挙げる²²⁴。一つは、江戸時代の封建的身分制が解体し、上下の流動化が激しくなり、このエネルギーを吸い上げるパイプが確立されていなかったこと。もう一つは、明治政府が行った近代化政策があまりにも急進的であったがために、新政府に対する不満の声が高かったことである。筆者が考えるには、身分制の解体に伴うエネルギーの吸収の一番の手段は、近代的教育制度の確立と学士の官吏への登用である。伊藤、井上は、文部省の直轄学校にすぎない東京大学を保護し、明治12年には学士号を制定して東京大学のみがこれを授与することができるようにした。さらに、明治19年の帝国大学令によって、同校を近代的教育制度の頂点に位置付け、これを上級官僚(奏任官)の唯一の供給源とし、他方で、文部省の統制を受け入れた私立学校卒業生を下級官僚(判任官)に充てた。

明治13年の『民権弁惑』で外山は、逆説的ロジックを使用して、過激な民権論とともに政府の圧政に異を唱えた。「其民選議員尚ほ早しとするの執政者は、却て論者をして益々盛んに民選議員の開設を主張せしむるの政略を施し、其頻りに民権を主張するの論者は、却て大に民権の伸暢を妨害せんとするが如き挙動をなすに至るを免れず。両者の迂闊共に憫ますばあるべからざるなり²²⁵。」民権論者が激しく衝突すればするほど、政府の弾圧を招く。他方、政府が新聞紙常例や讒謗律²²⁶など

²²³ ひろたまさき『朝日評伝選 12 福沢諭吉』東京、朝日新聞社、1976年、174-5頁。

²²⁴ 鳥海靖『日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念』東京大学出版会、1988年、84頁。

²²⁵ 「民権弁惑」明治13年『山存稿』(前編、上)東京、丸善、1909年、398頁。

²²⁶ 讒謗律とは、明治8年6月28日に太政官布告110号によって定められた。人の榮譽を害する事実を公然と指摘することや、事実を示さずに公然と悪罵することが処罰の対象とされ、天皇・皇族、官吏、一般人の三種類の名譽毀損罪があった。なお、「民権弁惑」では言及されていないが、明治12年5月9日には官吏まで政府を攻撃する演説を行っていたために、政談演説が禁止された。外山も官

で、自由民権運動に打撃を与えるための政策が、逆に「自由民権の伸暢に裨益²²⁷」を与えている。さらに、いかに「仁政²²⁸」と思われようが、「火災保険」や地稅などの経済的負担や、兵役や義務教育などの経済的・身体的負担は、却って国民の自由を損なうこととなり、予期に反して自由民権運動を勢いづける一因となる。

外山にいわせれば、こうした膠着状態を脱却するためには、双方に各種の「籠絡」を施すことが必要である。具体的には、第一に減税、それも、どれだけ税が重いのか、国民に分からせないように直接税を避ける。第二に、民間の私事に干渉しない。第三、善良な政策・「仁政」でも、民心が反対するものは強いて施行しない。しかし、『民権弁惑』の隠然たる最も重要な目標は、国会の早期開設であった。外山が意図した読者は、政府内の「権道家」のみならず、均しく民権運動の活動家でもある。『民権弁惑』で、西洋史において人民が王室から権利を勝ち取っていく過程を記述する箇所がいくつかある。たとえば、イギリスのジョン国王（1167-1216）の圧政が、歴史的に王室に対する臣下の権利を記した初の文章、「マグナカルタ」（1215）を生んだことや、ルイ十六世（1754-1793）の圧政が、フランス大革命を引き起こしたことなどがそれである。また、イギリス王室が圧政を施した結果として、アメリカが独立を得たこともあげられている。最後に、この様に言った。

夫れチャールスの压制ルウキーの压制たる大に世人をして自由を愛慕し民権を基調するの念を起こせしめたるものなりと雖も、斯の如きは手足を切断して刃物の恐るべきを知り、半身を火傷して初めて熱湯の恐るべきを知らしむると殆んど相擇ばざるものにして、決して人の悦ぶべきことにあらざるなり。諺に曰、『前車の覆るを見て後車の戒めとなす』と。今日の政治家にして英史を読み仏史を読むものは一般人民をして手足を切断して刃物の恐るべきを知り、半身を火傷いて熱湯の恐るべきを知るが如き遭際を得せしめざらんことに深く注意せずばあるべからず²²⁹。

明治13年、すなわち、明治14年政変の一年前という比較的早い時点で、外山が政府内の「権道家」に対して欧州王朝のように革命を回避したいのであれば、旧士族や平民の不満の声に耳を傾けるために早期に国会開設をし、それによって彼等のエネルギーを巧みに吸収すべきだ、と行間に暗示している。

他方、外山は、民権論者にも示唆的なメッセージを送った。すでに、明治10年3月の「開成学校講義室開席での演説²³⁰」にも『民権弁惑』に通底する言説がみられる。つまり、火遊びをする子供を叱ったり罰したりする親がいるが、子供の頃に紙

立の開成学校の教授であるからこの法令の対象であった。

²²⁷ 「民権弁惑」明治13年『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、431頁。

²²⁸ 「民権弁惑」明治13年『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、427頁。

²²⁹ 「民権弁惑」明治13年『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、432-433頁。

²³⁰ 「開成学校講義室開席での演説」明治10年3月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、3-11頁。

が燃えやすいことを覚えさせておかなければ、大人になってから家屋や人命を失う火事になることもある。身を守るためには、経験がなければならず、政治もまた同じである。人間は何事も模倣することから始め、徐々に上達し進歩する。明治初期の日本が西洋の文物を巧みに模倣したことは、「我国の一進歩²³¹」であったが、西洋の本質まで理解できてはいない。西洋の本質を理解できるまでに成長することは、自分の生涯にはできないかも知れない。現在、民権論を説く者も、まだ本当の民権を理解していない。それでも、何もせずただ待つだけでは、明治千年になっても時期は熟さない。これは、漸進主義であっても、決して愚民観に根ざした尚早論ではない。以上のように外山は、巧みに隠喩を通して平民や学生の政治参加に期待を寄せている。

選挙権拡張についても外山は、明治15年頃、『横浜毎日新聞』紙上の、ある論説をめぐって、ベンサムが提唱した制限選挙制度に同意を示した。寄稿者の民権派論客島田三郎（1852-1923）は、ベンサムが読み書き能力のない人民に選挙権を与えないという制限を設けたことに異議を唱えた。それが、当時「世間」で説かれている普通選挙制度とは相いれないものであったためである。これに反駁する外山は、皮肉をこめて風刺した。島田ら自由民権家が唱える「普通選挙」とは、成人男子全員に無制限に選挙権を与える（universal adult suffrage）という選挙制度に相当する。しかし、いったいどこの「世間」にそのような理想的な選挙制度が存在するのか、『横浜毎日新聞』社中ばかりではないか。つまり、全ての成人男性に無制限に選挙権を与えるという意味での普通選挙制度は世界中どこも実施していない、と外山は理解する²³²。だから、外山からすれば、島田ら民権論者は「普通選挙権」を短絡的に universal adult suffrage と取り違えており、ベンサムの提唱した制限選挙制度を不当に貶めている。むしろ、ベンサムの主張は、極限された日本の有権者数を拡大する最初のワン・ステップとして十分有意義である、と外山は暗黙裡に示唆した²³³。

²³¹ 「開成学校講義室開席での演説」明治10年3月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、5頁。

²³² ヨーロッパ史（ナチドイツが専門）のエヴァンズによると、1900年よりも以前に成人男子全員に選挙権が与えられた国は、1829年の建国の柱の一つに成人男性の参政権を掲げたギリシャ、1848年革命以降のフランス、そして、1871年に統一をはたしたドイツである。しかし、ギリシャでは無職の人には選挙権が与えられず、プロシアでは総選挙のみで実施された。他方イギリスでは、1867年の選挙法の改正により議席の数が増え、成人男性の内三人に一人が選挙権を持っていた。財産を所有することが選挙権を有するための条件であることに変わりはないが、1832年の法律と比較するとその額は少なく、都市部の中間層や一部の専門職業人にも選挙権が認められた。1884年になると、この1867年の改正が地方でも実施され、成人男性の内三人に二人が選挙権を持つようになる。そして、重要なことは、1872年に無記名投票が原則となったことである。Richard J. Evans. *The Pursuit of Power*. London: Penguin Books, 2017, p. 568. (C. by Allen Lane, 2016.)

²³³ 「ベンサム氏の普通選挙論者なることを証明して毎日記者の蒙を説く」『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、434-444頁。

また、選挙権の拡大をめぐり外山は、門閥・世襲的身分・土地所有や納税額などに由来する政策的な制限と、個人の努力で克服できる制限とを区別した。前者については否定的であったが、ベンサムが提案したような教育上の制限については条件付きに肯定した。また、努力次第で克服可能な「教育上の制限」について、イギリスと日本とでは大きな違いがあり、それを考慮しなければならない、と指摘した。というのは、英語圏ではアルファベットの26文字を学べば読み書きができる。だから、ベンサムが設けようとした制限は小さなものである。これに対して日本では何十倍もの努力と時間が必要とされる。さればこそ、教育の普及に勤しむべきである。そもそも、国際競争を生き抜くためには、少数のエリートだけが知識を独占するよりも、大多数の国民が一定の知的水準を達成した方が、断然有利である。有権者数を増やし国力を増大するという観点からも、日本語表記を簡略化し、識字率の引き上げに努めなければならない²³⁴。

この線に沿って外山は、矢田部良吉らとともに羅馬字会を明治18年に設立し、漢学排斥と国語改良を推し進めた²³⁵。他方、大日本教育会では、従来の文部省に推進された西洋主義一辺倒の姿勢をも批判し、日本人の特性にあった教育方法、学科課程などの模索を訴えた²³⁶。大分後のことではあるが、生徒・児童が学習すべき最低限の漢字とその学習する年限などが定めた常用漢字が制定され、生徒・児童・一般国民の識字率の向上に繋がった。明治10年代に外山が始めた種々の活動は、間接的にとはいえ有権者の枠を拡大するという長期的で大きな目的を包括するものであり、当時として相当に進歩的な役割を果たすものであった、といわねばならない。

平民や旧士族の抱く不満を解消する手段として、外山は国会開設を主張した、という指摘にも一定の妥当性が存在する。急進的民権派からみれば、外山の思想は不徹底であり、その活動も生ぬるい。しかし、外山は、西南戦争などのような士族反乱・武力闘争ではなく、国民の意見を尊重する政党が言論で戦い、平和裏に政権交代が実現する社会を望んだという点では、早期の国会開設を肯定した。当初は、国会運営がいかに拙劣でも、経験をつみ重ねてゆき、かつ教育水準を向上させることで、日本人もイギリス人のような国会運営がいずれ可能になる、というオプチミズムを持っていた。また、旧士族だけが政治に関与するのではなく、平民の政治参加を慎重、かつ、漸進的に拡張することも期待した。外山は、藩閥政府の絶対的かつ永久の支配、或いは、民権派の過激な政権転覆のいづれをも望まなかった。

²³⁴ 「市町村立小学校教員年功加奉国庫補助法案特別委員会」明治29年3月11日 貴族院 第9議会議本会議 第33号。

²³⁵ 外山正一「漢字を廃し英語を熾に興すは今日の急務なり」明治17年6月25日『東洋学芸雑誌』第33号、70~75頁。外山正一「羅馬字会を起すの趣意」明治17年12月25日『東洋学芸雑誌』第39号、228-233頁。

²³⁶ 「日本教育会を起さずんばあるべからざる理由」明治16年9月頃『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、64-84頁。（『日本教育会雑誌』にも掲載。）「日本の教育——附 正則予備校日本教育研究会」明治23年4月『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、3-34頁。

第二節 任他主義の奨励：「政府職権の範囲」

古い秩序の崩壊に伴う制度や価値観の揺れ、そして、個人の自由が増すなかで、外山自身も、官民の関係がどうあるべきかを模索していた。「政府職権の範囲²³⁷」は草稿のまま『山存稿』に収録されており、日付がないが、明治13年の『民権弁惑』とほぼ同じ頃に書かれたものと考えられる。この二点の史料は、本来、ワン・セットにして読むべきであるが、先行研究者にはこの配慮が欠けている。前節で見たとおり、『民権弁惑』では、ヨーロッパ史における王朝の圧政ならびに臣民の抵抗と権利獲得の過程とを描き、政府内の「権道家」に対する革命回避の妙策として、国会開設を提案した。一方、「政府職権の範囲」では、ヨーロッパ近世以降に出現した *laissez faire*（外山の訳語は「任他主義」）という概念を紹介している。しかし、読む側として見逃してはならないのは「範囲」という制限の語である。要するに、外山は、政府に許される職権内の事柄を限定することで、職権外の事柄を暗示し、「自由」に関する民権運動家がもつ誤解を解こうとした。

「任他主義」とは、「政府と云ふものは、個人をして自由になさんと欲する事業を営ましむることさへ勉めれば善い。政府が自ら手をおろして事業を営みたり、世話を焼きたりすることには及ばぬことなり。されば、政府本来の職掌外に渉るものにして害ありて利なきものなり²³⁸」という考え方をいう。そして任他主義には、罰や制裁を加える「説不的^{よがちぢ}」なものと、特定の人を保護したり恵与を与えるなど「説正的^{よじちぢ}」なものがあることを、外山はミルの『自由論』・バックルの『開化史』・スペンサーの『社会平権論』を例に説明する²³⁹。

ミルは、説不的でも説正的でも、天下一般、あるいは、社会の一部の人達の目のために必要なことであれば、政府の職権内であると考え。従って、初等教育を法律で義務づけることや学者を保護することも、政府の職権内となる。個人もしくは私立の会社などで行っても到底金銭上の利益がない性質のもので、その効果が社会一般に還元されるようなことは、政府がなすべきだとミルは考える。これに対して、バックルの考える任他主義は、人の自由を妨げるものを罰するという説不的なものであるから、特定の人を保護することには基本的に反対である。しかし、ミルと同様にバックルも、社会全体のためになる衛生上の措置や、労働時間の制限を通して子供が不法に働かされることを阻止するなど、個人ではどうにもならない事柄に対して社会の一部の人を保護することは、政府の職権の内だと考える。このように、ミルもバックルも、政府の「世話」は常に悪いというのではない。特定の場合には、世話をすることも善いと考える。しかし、スペンサーに至っては、説不的は

²³⁷ 「政府職権の範囲」『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、445-483頁。

²³⁸ 「政府職権の範囲」『山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、445頁。

²³⁹ ルビは原文のまま。「政府職権の範囲」『山存稿』（前編、上）東京、丸善、445-450頁。

もちろん、説正的な任他主義をも一切否定する極端な立場であった。外山は、スペンサーの『社会平権論』の第二十一章を自ら部分的に翻訳した。

外山のスペンサー解釈によると、「自由」とは己の「能力」を充分に發揮して、己が欲することをなす（己の目的を達成する）ことができることをいう²⁴⁰。人には、己を取り巻く様々な「事情」に対応するための「能力」が種々備わっている。「完全」な人は、己が欲するだけのことを自力で得るだけの「能力」を有する。従って、政府の助けを借りずとも「福祉[幸せ]を得る」ことができる。人間とは、本来「完全」を目指して努力する生き物であるから、「不完全」な人でも、政府の「助け」は不要であるのみならず有害でさえある。つまり、政府が不完全な人を「改良」しようと、税をとりたて、本人が行うべきことを代行するならば、それは却って個人が能力を使うための「材料」を奪い、かつその人の「能力」の働きを止める良からぬ結果を招く²⁴¹。こうして、政府が個々人を「助け」ることは、「世話」を焼くとか「善政」を施すなどの主観的な意図に反して、当人が本来持っている「能力」を充分發揮させることなく、「福祉」=幸福をその分だけ損なわせる皮肉な結果を招くことになる²⁴²。

では、外山にとって「政府職権」とは何か。国家というものは、元来、人の生命財産の安全と権利を守るために便利であるから、知らず識らずのうちにできあがるものである。また、人間が大なる「自由」を獲得するためには、別な小なる「自由」をいくらか棄てなければならない。したがって、政府の役割は、人に「倫理の法」を履ませることにより、小なる「自由」をいくらか損なわせ、結果的に個々人の己が能力を最大限に發揮できるよう「不義理の在り方を平等」にすることである。一種の社会契約説にそって、政府がいまだ出来ていない時代には、個々人は小なる「自由」がある代わりに、それは生命や財産の危害を加えられる危険を伴う。従って、全員が少しばかり小なる自由を放棄すれば、被害が起こってもそれを均等に分けることができる。ところが、もし、政府が納税者以外の人に保護を与えたならば、必ずこれに不平不満を持つ者が現れるので、せつかくの政治的・社会的団結は損なわれ、国家は「保護者でいる代わりに、^{やぶりに}侵犯者」となってしまう²⁴³。

また、「政府職権の範囲」で、外山はフランスを例にとりながら「真権利」と「偽権利」とを区別し、過激と思われた自由民権運動家を牽制する²⁴⁴。生存の権利や、一個の国民として独立しているなどを「真権利」と解釈する。しかし、多くの人が「権利」をいい出せば、大抵が「偽権利」の方に転ずる。換言すれば、生存権

²⁴⁰ 「政府職権の範囲」『\山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、449頁。

²⁴¹ 「政府職権の範囲」『\山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、457頁。

²⁴² 「政府職権の範囲」『\山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、456-458頁。

²⁴³ ルビは原文のまま。「政府職権の範囲」『\山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、466頁。

²⁴⁴ 「政府職権の範囲」『\山存稿』（前編、上）東京、丸善、1909年、475頁。

などごくわずかの「真権利」以外に、ルソー流の「人は生まれながらに権利を有する」発想を、外山は拒絶する。政府があつて初めて生命、財産が守られる。個々人の権利とは、それ自体が神聖不可侵なものではなく、条件つきで人為的なものである。この点が、天賦人権説、ひいては、政府転覆など革命権の妥当性を主張する植木枝盛ら急進的民権論者と異なる。しかし、他方で外山は、政府が「最初から存在する権者」ではなく、「委任者」である国民の「代理」に過ぎず、したがって、条件つきに「委任者の命令を実行する外は責任なきもの」と定義したのである²⁴⁵。

こうした *laissez faire* 概念を教育制度の変遷に外山がどのように対応させたかについて、「政府職権の範囲」の中で、以下の論理展開がされている。人間の不完全な能力を政府が補ってもよい箇所が一つだけある。人が互いに慎み、互いの権利を犯さずに集合することができない場合、国家が人々を一箇所に生活させ、人為結合をもって社会と成すことが必要となる²⁴⁶。そして、人が社会の一員であることに慣れ、少しずつ正義をただし、他人の権利を保護し、侵犯を妨げることが可能になったとき、人為結合に拠らずとも自然に結合した状態でいられる。つまり、「人為結合」と「自由結合」とでは、許されるべき政府の干渉に程度の差がある。未開社会や徳川時代のような半未開社会では、政府の圧政なくして人々が団結することはできない。それを文明的教育体系の構築に関連して考えるならば、明治4年に文部省が成立し、明治19年に帝国大学令が公布されるまでの段階が、「自由結合」への移行期となる。以前からある寺子屋や私塾などを大幅に改良して、西洋の近代的な学校制度に組み替えるためには、新しい制度とそれを運営する教員の養成が急務となる。外山の教育方針に関する一貫した主張は、教員養成と地方教育の拡張であった。自発的な団結が不可能な教育制度の黎明期において、上からの制度設立以外に、新しい秩序を作る方法はないと考えたのである。

以上で述べてきた外山の「任他主義」は、彼自身の原体験にもとづくものである、という点を本稿では特に強調したい。第一章でも触れたように、彼の体験した英米社会には19世紀的な機会均衡が存在した。時に、彼が留学した当時のアメリカ社会には、貴賤・貧富の差に関係なく個々人の勤勉努力と運、もしくは神のご加護により、立身出世が叶うというアメリカンドリームが社会通念であった。イギリスでも、アメリカほどではないにしても、似通った状況があったことは、スマイルズの *Self Help* (1859) からもうかがえる。中村正直 (1832-1891) が『西国立志編』(明治4年)として翻訳したこの書物がベストセラーとなり、日本青年の立身出世の意欲を高めたことは、よく知られている²⁴⁷。外山は、イギリスよりもアメリカに長期滞在したので、スマイルズと類似したアルジャーの著作に触れた可能性が高い

²⁴⁵ 「政府職権の範囲」『山存稿』(前編、上)東京、丸善、1909年、474頁。

²⁴⁶ 「政府職権の範囲」『山存稿』(前編、上)東京、丸善、1909年、458-459頁。

²⁴⁷ イギリスではスマイルズが、アメリカではアルジャーがベストセラーとなった。Alger, Horatio, Jr. *Ragged Dick and Struggling Upward*. Viking Penguin Inc., 1985. (*Ragged Dick* originally published in 1868).

248. 外山は、底辺民衆の実状をアメリカで観察し、プロテスタント倫理、つまり、勤勉・儉約・実直という価値観を確認した。個人の能力には生まれつき差があるとはいえ、己が弱点を努力で補うことはできる。それとは別に、社会的不公平な点多々ある。己が力ではどうにもならない不均衡がある場合にのみ、政府の干渉は許されると外山は理解した。晩年には、貧民救済は政府の責任ではなく、富者の義務であるというのが持論となった²⁴⁹。また、寄付金などで学校建設の資金が集まる裕福な道府県には政府が出資する必要はないが、その反面、経済的余裕がなく人口の少ない県には政府が高等学校を立てるべきだとの見解を繰り返し提示した²⁵⁰。

第三節 英米系政治学

ややもすれば、現在の東京大学の英米系政治学の系譜が英米系なるが故に、また、小野塚喜平治・美濃部達吉・丸山眞男等との関連においても、進歩的・リベラルな傾向が強いと思われがちである。ところが、外山に関する先行研究が指摘してきたとおり、このイメージと歴史的現実とは異なる。急進的な要素を含んだフェノロサの哲学講義が存在したのは事実であるが、他方では、アメリカ人の法実証主義者で東京大学教師をつとめたヘンリー・テリー（Henry T. Terry 1847-?）は、自著『法の第一次的諸原則』でフランス革命を念頭に置きながら、「自然法は、一種のにせの法」でありヨーロッパ大陸諸国ではこれが「法における少なからぬ混乱とあいまいさ」を招き、その「理論化」が「粗暴の行動の源」となったことを力説した²⁵¹。テリーの自然法嫌悪論・体制維持の思想と、外山のフランス革命に対する疑念との間には共通項がある。

確かに、戦後・現代風の民主主義理念につながりそうな進歩的・リベラルな構想は、自由民権運動家が唱えたが、外山からみれば、彼等の果たした役割は、社会改良のワン・ステップとして評価に値するとはいえ、その西洋政治思想の理解は浅く、しかも、自然法など抽象的な既成概念を安易に借用することにより、いたずらに人心を迷わす側面が大きかった。また、第五章で述べるように、十九世紀ヨーロッパを通して、打ちつづくフランス流の政治的不安定および社会的混乱を考察した外山が、明治中期急進的民権論者に否定的見解を示すようになったことは、ある意味当然のことであったと思われる。

もとより自由民権運動と私立法律学校との結合を恐れていた伊藤博文や井上毅ら政府首脳部は、官立学校教授の東京専門学校への出講を禁止した。その背景には、

²⁴⁸ Alger, Horatio, Jr. *Ragged Dick and Struggling Upward*. Viking Penguin Inc., 1985. (*Ragged Dick* originally published in 1868).

²⁴⁹ 「社会学上の問題」明治23年12月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、380-408頁。

²⁵⁰ 「高等学校及び大学増設に関する建議案」明治33年1月31日 貴族院 第14議会本会議 第15号。

²⁵¹ マイニア「若き日の穂積八束——明治日本の保守主義的系譜の機関に関する新史料——」『思想』（513）1967年3月号、105-117頁、108頁に引用。

フェノロサの政治学講義から得た知識（特に、ベンサム功利主義的政治哲学）をもとに、高田早苗（1860-1938）ら東京大学卒業生が立憲改進黨の綱要を作成し、東京専門学校創設に携わったという事実があった²⁵²。フェノロサは、明治15年7月の卒業式での演説で「学生輩ガ政治ニ籠絡セラルルコト」を戒め、「賤劣ナル意志ヲ以テ党派ニ加入シ、政治論ニ従事スル者」を厳しく批判した²⁵³。なお、明治15年10月21日の東京専門学校開校式に外山も出席している²⁵⁴。

東京大学では、フェノロサに代わって、明治14年度からドイツ人カール・ラートゲン（1856-1921）が政治学講義を担当するようになった²⁵⁵。フェノロサがもう一つ担当していた社会学（世態学）講義も、外山正一が引き継いだ²⁵⁶。結果的に、英米系政治学系譜のなかで、ラジカルな部分が除外され、帝国大学には官製国家主義と矛盾なく、すんなり受け入れられるダーウィンやスペンサーの進化論が残った。その保守派の思想を部分的に受けついでのが、明治26年に最初の社会学講座を担当し、「スペンサーの輪読の番人²⁵⁷」とまで称された外山である。しかし、後節で検討するように、外山は決して現状維持に汲々としたのではない。あくまでも帝国大学内部から、政党政治を肯定し、学問の独立を主張した。また、秩序を維持しつつ、教育の機会がより均衡になるよう、組織改革や運営方法の改善など漸進的な修正と穏健な人材の育成を試みた。

対照的に、伊藤博文や井上毅は、帝国大学こそが国体・皇室の「藩籬²⁵⁸」であるとする発想を持った。ドイツの官房学（19世紀以降は国家学・国家科学）は、特定の方法を持ち純粋な学問の理論によって研究するものではなく、体制側の要請に応じて目的志向的につくられた学問である²⁵⁹。伊藤は、これを参考にして、帝国大学

²⁵² 山下重一「フェノロサの東京大学教授時代——社会学・哲学・政治学講義を中心として——」『国学院法学』第12巻、第4号、156-159頁。

²⁵³ 「学生ヲ誡ム 於大学校 フェノロサ演説」『演説集誌』明治15年。（山下重一「フェノロサの東京大学教授時代——社会学・哲学・政治学講義を中心として——」『国学院法学』第12巻、第4号、156頁、160頁の註8。）

²⁵⁴ 「東京専門学校の開校式（21日）詳報」『読売新聞』明治15年10月22日

²⁵⁵ 勝田有恒「カール・ラートゲンの『行政学講義録』——ドイツ型官治主義の導入——」『明治法制史政治史の諸問題——手塚豊教授退職記念論文集』東京、慶應通信、1977年。

²⁵⁶ *Sociology* の訳語としては、明治初年に世態学、社会学何れも使用されたが、東京大学での公称としては、明治14年のカリキュラムに世態学と記され、明治18年の改正にあたって、始めて社会学の名称が使用された。『東京大学社会学科七十五年概略』昭和28年、5-6頁。（山下重一「フェノロサの東京大学教授時代——社会学・哲学・政治学講義を中心として——」『国学院法学』第12巻、第4号、139頁の注12。）

²⁵⁷ 三上参次「外山正一先生小伝」『山存稿』（前編）東京、丸善、1909年、29頁、33頁。

²⁵⁸ 「政治ノ外、社会ヲ組織スル重ナ元素ハ文学、芸術、徳業ノ三者ナリ。帝室ノ基礎ヲ固クスル一法ハ是等ノ諸元素ヲシテ帝室ヲ親愛セシメ、帝室ハ実ニ己ノ為ニ最モ手厚キ保護者タルヲ自覚シムルニ外ナラス。是等ノ諸元素ニシテ、隠然ト帝室ノ藩籬タルニイタラハ帝室ノ弧弱ヲ防クニオイテ其功実ニ言ウ可ラス。是レ立憲国ノ帝室カ大ニ其力ヲ致サザル可ラザルモノナリ。」「立憲制度施行ニ付文学、芸術、道德三元素を帝室ニ親近セシムルノ議」『秘書類纂 帝室制度史料 上巻』復刻版 東京、原書房、1969年、424-430頁。（秘書類纂刊行会、昭和9年刊の複製）

²⁵⁹ 中山茂『帝国大学の誕生——国際比較のなかでの東大』東京、中公新書、1978年、90-91頁。

法科大学・文科大学の卒業生を藩閥政府に従順な官吏とすることを期待した²⁶⁰。東京大学文学部政治学科の移築に伴い「法政学部」と改称され、その生徒は「ソノ試験ノ法ヲ嚴ニシ、生員ヲ限り、独り優等ノ生徒ノミ、入学ヲ許ス²⁶¹」べきである。つまり、政府に従属する優秀な学生に限定すべきと伊藤は前々から考えていた。

伊藤は、私立学校卒業生を下等官吏とすることも期待した。明治19年8月25日の文部大臣森有礼より帝国大学宛の「私立法律学校特別監督条規」は勅令でも省令でもなく、内訓のような形で大学に伝達された。それにより、特別認可学校に認可された五大法律学校の卒業生は、無試験で判任官見習いになる資格が与えられた²⁶²。この「私立法律学校特別監督条規」によって、明治政府は、帝国大学総長兼法科大学長を通して私立大学統制に乗り出した。プロイセン型立憲君主制に立つ帝国憲法の制定と、帝国大学令とは、伊藤博文首相、井上毅法政官僚、森文部大臣、渡辺洪基帝国大学総長という人的政策的流れが見られる。

第四節 大学と学問の独立

アメリカ人歴史学者リチャード・マイニアによれば、明治15年に『東京日日新聞』で連載された主権論の論争で頭角を現した学生時代の穂積八束は、英米系政治学の系譜に所属していた²⁶³。社会の発展を五段階に分けた彼は、その最終段階にあたる主権国家の在り方として、君主が人民の意志を受け入れて統治するイギリス流の議会政治の方が、君主が君臨し統治もするドイツ流の皇室議会より優れている、といった。こうした指摘は、外山の考えに近い。しかし、明治21年にドイツ留学から帰国後、法科大学長兼教授になってからの穂積は、以前より強い保守性を帯び、彼の憲法論は「高天カ原憲法」と呼ばれ、これ以外の学説では高等文官試験を通ることができないとまで言われるに至った。

これに比べて、外山が構想した国家と大学との関係は、大学が官吏養成所となるのではなく、大学が学問の進歩を「本然の目的」とするべきであるというものであった。しかし、帝国大学教授であり、官吏でもあった外山は、立場上、あからさまに政府を批判することができなかった。そこで、旧東京大学法学部学生で『東京新

²⁶⁰ 滝井一博『伊藤博文：知の政治家』東京、中央公論新社、2010年。

²⁶¹ 伊藤博文「教育議」明治12年『日本近代思想体系6 教育の体系』東京、岩波書店、1990年、80-83頁。

²⁶² 寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』東京、評論社、1979年、178頁。

²⁶³ ドイツ留学前の穂積は、多数の学者の論説の要点を借用し、特定に思想や派閥に捕らわれない客観的な視点をもっていた。五段階の発展の最終は君主制であるが、議会内閣（英）と皇室内閣（ドイツ）のいずれかが理想かと問われると、穂積はイギリスと答えた。しかし、国家の発展段階に応じて必然的に制度は変わる。その制度を決める一つの目安が政党の有り方だ。以上が、マイニアが読み込んだ穂積の史料の解釈である。マイニアは、日本人研究者が穂積、イコール、ドイツ主義の提唱者と見做すが、実は、学生時代の穂積は、決してドイツ一辺倒ではなく、むしろ、東京大学英米系政治思想の系譜に位置すると主張する。明治17年にドイツに留学し、明治21年に帰国、東京大学教授となつてからは、一層ドイツに傾倒し、己の地位を確立していく。マイニア「若き日の穂積八束——明治日本の保守主義的系譜の機関に関する新史料——」『思想』（513）1967年3月号、105-117頁。

報』の新聞記者朝比奈知泉（1862-1939）を通じて、自身の意見を代弁させた節がある。朝比奈の回想によると、「大学はこれまでさまざまな人材を出したが、エディターはいない。お前なってみないか」と外山から薦められて、明治21年に帝国大学を中退しジャーナリストとなった²⁶⁴。朝比奈の明治22年4月19日「大学の独立を論ず」（『東京新報』記載）は、外山と鳩山和夫が立案した明治22年「帝国大学独立立案私考²⁶⁵」を含む大学内部の諸独立案を熟知した上で記されており、しかも、外山らの論旨をより徹底させ、これに世論の援護を与えようとしたものであると寺崎昌男は分析する²⁶⁶。

講説授業共に自由を以て大主義とし、各科の専門学生は其必修の学科のみを定め、其他は材に従て器を成すの余地を與ふるをきすへし。（中略）帝室か学芸に関する保護奨励等をなすには大学常に之か顧問の府たるへきは論を待たす。試験の成績及び教授全体の推薦により、名誉総長の名を以て学位を授与するは専ら大学の特権に属すべし。而して高等教育は固よりその眼前咫尺の利用を問ふものに非ざるか故に、大学は惟た学芸に長する人材を養うを以て唯一の目的とし、其用途を論すへからず。去れば、文官登用試験の如きは全く之を政府に委ね（教授か政府の委託を受けて委員となるは差支なければ）大学は毫も之に干係せず。大学の試験は純然たる学力を検定して学位を与ふるに止め、而して文官登用規則を改正して、大学の卒業生と雖も、特別の政府試験を経るに非されは、文官の候補となること能はずとせば、以て利用の為に学芸の進路を左右することを免るべく、以て文官に必要な人物を収むるを得べく學術と吏治と併ひ進みて両なから全く而して大学か往々にして招く彼の一種の嫉悪を免れ超然世紛の外に卓立して国民一般の尊敬を瞻仰する所となるを得へきなきや必然なり²⁶⁷。

ここに表現されている朝比奈の意見は、帝国大学内部で大学の独立を考える外山等、および、学生の意見を代表するものである。つまり、帝国大学内の英米系政治学の系譜は、明治14年政変を境に保守化したのが、外山・矢田などアメリカ留学組や朝比奈などのジャーナリスト達を通して、世間に学問の独立の必要と大学が世間一

²⁶⁴ 朝比奈知泉「新聞記者としての回顧」『朝比奈知泉文集』水戸：朝比奈知泉文集刊行会、1927年。

²⁶⁵ 寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』東京、平凡社、1979年、187-191頁に全文復刻。

²⁶⁶ 寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』東京、平凡社、1979年、235頁。朝比奈と明治政府の関係について、補填しなければならない点がある。明治21年12月に発刊された『東京新報』は、山県有朋の資金援助により発行されたものである。『東京新報』以外に、伊藤博文、井上馨、三井財閥の支持のもとで発刊された『東京日日新聞』（福地源一郎主筆）がある。両紙とも長州系の新聞である。明治22年の山県内閣成立後は、朝比奈自身が御用記者を自負していた。長州系の末松謙澄、伊東巳代治の後援を受け、都筑馨六なども度々寄稿している。大学在籍中にドイツ法学の影響を受けた彼は、帝国大学卒業生の新官僚群の代弁者としての役割も果たした。朝比奈が唱えたのは、明治維新期の暴力に訴えるような政治変革ではなく、「秩序的進歩主義」と「立憲主義」であった。この点は外山とも共有している。

²⁶⁷ 朝比奈知泉 明治22年4月19日~21日「大学の独立を論ず上、中、下」『東京新報』。

般の尊敬に値することとを主張したと本稿は考える。そして、朝比奈は別の記事で大学生が政治を論じることについて言及する。

殊に学術的眼孔を以て公平冷淡偏倚する所なく、遠く利欲の外に超然たるの見を發し、以て時勢の問題を解明するは、実に大学生の専長に帰すべし。彼の五六年前、穂積八束、渡辺安積、高田早苗等諸氏か、身大学に在りて、時事を評論し、以て大に世に益する所ありし、人々の今も猶記憶する所なるへし。(中略)大学の大学たる所以は、思想の自由を許して、その争鬪し分裂し割拠するに任せ以て真理を叩出すに至り、一門の儒流一家の私学を伝ふる家塾と大いに其選を異にするは其の要義誠に此に存す。故に大学生は政談をなすへし。政党に入るへし。大学は決して政談の場所政党の団体と定まるへからず。(中略)帝国臣民中有識者の代表人として、国家の要務を論ずるは余輩が大いに称揚する所なり。殊に政治法律を以て専門の科程となすものに在りては、今日積累の学識、多年経験の基礎、共に世事を離れず、至当私人の羽翼爪牙となり徒に奔忙を事とするは又、余輩のとるところに非ずと雖も、超然独得の見を發し以て極公極平の批評をなすに於ては、政府に人民に各種の党派に皆益する所少なからざるへし²⁶⁸。

以前から強調してきた外山の公論重視の考えは、朝比奈が主張するような大学生の積極的な政治に関する議論に支えられている側面がある。また、外山は井上文部大臣就任後の一連の大学改革で、学問の停滞を防ぎ競争原理を導入する観点から、教員の俸給は講座制による定額給と生徒の授業料の二種類とするべきといった。明治33年の『教育制度論』では、帝国大学卒業生が私立学校卒業生よりも官吏登用において便宜を受けていることや、帝国大学学士号に特権が伴うようになって以降、大学は暗記中心の詰め込み主義が顕著になり、一定の課程さえ踏めば何百人の学生全員に卒業証書を与え、まるで「心太か柘菜」のように取り扱うといった。改善策としては、定期・学期末試験を廃して、非定期的に試験を実施するなどの「大学制度上一大根本的の改革を為すの必要」を訴えた²⁶⁹。「十九世紀の流儀」やドイツの大学の精神にもとづき、卒業や学位を目的とするのではなく、学究そのものを目的とするべきである、というのが外山の明治22年から晩年に至るまで一貫した考えであった²⁷⁰。

外山と似た考えを持つ者に、福沢諭吉がいる。全国の人材を集め「学事の会議」を開き、それを「学問社会の中央局」と定め「文書学芸の全権を授け、教育の方法を議し、著書の要否を審査し、古事を探索し、新設を研究し、語法を定め、辞書を編成する等、百般の文事を一手に統轄し、一切の政府の干渉を許さずして恰も文権

²⁶⁸ 朝比奈知泉 明治22年10月2日「政治世界における大学生の位置」『東京新報』。

²⁶⁹ 「教育制度論」明治33年『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、717頁。

²⁷⁰ 「教育制度論」明治33年『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、719頁。

の本局たる可」し²⁷¹。つまり、学問上のこと一切を「学者の集会」であり、「文権の本局」たる「学事会」が担当するべきだと福沢は主張した²⁷²。学士会ができたときに、この会が自身が考える「学問の府」となると期待したが、明治13年田中不麿（1845-1909）文部卿が省を去ると同時に、失意のなか、福沢は弟子の小幡篤次郎（1842-1905）をつれて学士会から脱会した²⁷³。福沢とは違い森有礼は、学士会を拠点として学位令を制定することを念頭に、明治17年11月学士会会合で以下のような組織改正案を提示した。「政府ハ本会ノ助力ヲ要シ、学士ハ文部ノ下ニ在リテ、冥々中ニ世ノ風化ヲ裨補スルノ事業ニ従ハントスルノ企望ナルベシ、是レ学士会ト文部トハ其関係ノ親密ナル所以ニアラズヤ。然ラズシテ、此関係ナクバ学士会ハ廃スルモ可ナリ²⁷⁴。」このように、森は、学士会を文部省の付属機関としての役割を期待した。帝国大学内部からも学位授与の権限を主張する者もいたと推察される。

外山の学問の独立志向は、国史編纂事業についてもあてはまる。明治26年3月14日付の井上毅文部大臣宛「修史及史料事業に関する意見」でその精神が読み取れる。文相就任直後の井上に対し、外山は「人文未開」の時代ならいざしらず、民間の歴史家が多くいる「昭代文明」の現在、「国家が自ら官吏を登用して国史を編纂することは害あっても益がない²⁷⁵」と批判した。国史は「公平を旨とし、皆が最も信頼をおく」もので、局外中立に正邪の基準、因果の関係などを確定しなければならない。しかし、「国史編纂に当たる吏員」も人間であるから、「多少の偏頗心を免れ²⁷⁶」得ない。ならば、政府は史料収集にのみ専念し、国史の編纂と出版の事業を帝国大学に委譲すればよい。ここで、外山は、中華文明の「正史」との関連で「国史」を捉えている。すなわち、新王朝が、滅ぼされた前王朝の正史を編纂するのであるが、「正」とは「内容に誤りがなく正確に」ではなく、「皇帝のお墨付き、正当な」という意味である。従って、外山からみれば、官権の下命を受けて編纂される公定記述は「歴史書が本来持つ意味を一切消失し、権力に奉仕する支配装

²⁷¹ 福沢諭吉「学問の独立」明治16年 石田雄編『福沢諭吉集 近代日本思想大系②』東京、筑摩書房、1975年、256頁。

²⁷² 福沢諭吉「学問の独立」明治16年 石田雄編『福沢諭吉集 近代日本思想大系②』東京、筑摩書房、1975年、257頁。

²⁷³ 大久保利謙「福沢諭吉と明治初期の学界——学問独立論と官民調和論——」『佐幕派論議』東京、吉川弘文館、1986年、154-170頁。

²⁷⁴ 東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 通史①』東京大学出版会、1984年、808-809頁。

²⁷⁵ 明治26年の井上宛の意見書は、本来は「『政府』が自ら官吏を登用して国史を編纂する云々」とあるべきところだが、この史料のなかでは外山の「国家」と「政府」の使い分けが曖昧だ。史料全体を読み、また、他の社会進化に関する演説等も併せて読むと、外山は、「国体」あるいは「国家」とは永遠のもので、「政府」とは政権交代によって変わる一時的な存在として使い分けていたことがわかる。「修史及史料事業に関する意見（文部大臣井上毅宛の意見書）」明治26年3月14日『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、151-154頁。

²⁷⁶ 「修史及史料事業に関する意見（文部大臣井上毅宛の意見書）」明治26年3月14日『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、151-154頁。

置の道具となる」²⁷⁷。換言すれば、権力を勝ち取った薩長側の行動を美化・正当化
するおそれがある。だが本来は、歴史とは「政府」のためではなく、「国家」のた
めに書かれるべきものである。徳川から明治へと時代が変わったように、「政府」
は「新陳代謝」するものなので、政府史誌編纂係の国史編纂事業は廃止するべきで
ある。その代わりに、政府は史料収集に徹し、編纂事業は実証主義を旨とする専門的
訓練を積んだ学者に委ねるべきことを外山は主張した。帝国大学文科大学の役割の
一つがこのような専門的訓練を受けた歴史学者の輩出にあると外山は考えた²⁷⁸。

政府から独立した専門家による学問の追求は、旧幕臣福沢諭吉に共通している。
東京大学と政府との関係が密になるのを受けて、大学内外から批判が上がった当
時、学問と政治の分離を主張した福沢は、加藤弘之が推進していた計画に対抗し
て、文部工部省直轄学校を「本省より分離」して「一旦帝室の御有」とし、これを
民間有識者に任せて「共同私有私立学校」の体を作ることを提案した²⁷⁹。帝室から
「一時巨額の金円」をいただき「永世保存の基本を立る」か、あるいは、年々帝室
の予算から「学事保護の為」に「定額を賜はる」べきとしたのである²⁸⁰。学問の独
立を保障するために皇室を利用するという着想は、現在の観点からすれば、確かに
甘いと思われるが、後年の天皇制軍国主義の下での皇国史観の出現を見通せなかつ
たとして、明治中期の外山と福沢を断罪するのは、非歴史的な見解である。

²⁷⁷ 竹内康浩『「正史」はいかに書かれてきたか』東京、大修館書店、2002年、96-100頁。

²⁷⁸ 重野安繹は、実証主義的な歴史学を大学で提唱した。重野安繹「国史編纂の方法を論ず」『東京
学士会院雑誌』第1号第8冊、163-181頁。

²⁷⁹ 福沢諭吉「学問の独立」明治16年 石田雄編『福沢諭吉集 近代日本思想大系②』東京、筑摩書
房、1975年。

²⁸⁰ 福沢諭吉「学問の独立」明治16年石田雄編『福沢諭吉集 近代日本思想大系②』東京、筑摩書
房、1975年、256頁。

第四章 地方教育振興と学制改革

大学で専門教育を受けられる人数を増やさなければ、結局は、一地域や一階層の出身者ばかりが登用され、機会の均衡や社会的上昇はおろか、実力主義の徹底にはならない。文部省は、明治10年代を通して優秀な人材を中央に集めること、大学新設、そして、帝国大学を官吏養成の機関に仕立て上げることに傾倒していた。他方で、野党は第一回帝国議会から政費削減を掲げ官立学校（特に高等中学校廃止）と帝国大学の特権の排除に向けた運動を展開した。対する外山は、過度な教育の中央集権化に反対し、高等中学校の断固継続を訴え、これを実現する一方法として教員養成を通じた地方教育の底上げを実践した。一部の帝国大学教授とは異なり、外山は、大学予科教育の私立学校への拡張を訴えた点が特徴的である。

文明の階梯をのぼるために必要な高等普通教育、換言すれば、人間形成において不可欠な文学・倫理・歴史などのリベラルアーツに加えて英語、をできるだけ多くの人に受けさせることが外山の目標であった。殖産興業を重視した井上文部大臣は、明治27年6月の高等学校令で、従来は大学予科課程と低度の専門教育課程を併設していた高等中学校から、専門部に一本化された高等学校へと改組し、専門教育の早期開始を促し、間接的に帝国大学のレベルを下げることを意図した。しかし、外山ら帝国大学関係者はこれに強く反対した。

第一節：東京大学予備門とその改革

東京大学予備門とは、東京大学法理文三学部に入學するための予備教育を行う教育機関として、明治10年4月12日に設けられた。当初、法理文三学部の長である綜長の管理下に置かれた。その後、法理文三学部と医学部とが組織統合され、旧予備門を本齋、旧医学部予科を分齋と改称した。明治17年に、教育課程が統合され、9月1日からこの呼び名が廃止された。明治18年が予備門長であった杉浦重剛（1855-1924）が大学からの独立を文部省に提案し実現した²⁸¹。明治19年4月の中学校令で、尋常と高等中学が置かれ、東京大学予備門は、第一高等中学校（明治27年に第一高等学校と改称）となる。

外山は、帰国直後から東京大学法理文学部と予備門で教鞭をとる。明治14年に、東京大学文学部長となってから一年あまりたった頃に、東京大学予備門に全国から優秀な人材を広く集めるためには、推薦入学の制度を含む入試改革と、入学後の経済支援が不可欠だと意見した。「大学へ天下の人材を輻湊せしむるの法」（明治15年2月）と後に研究者が仮題を付けた史料は、東京大学内部で起案・決裁の稟議を経て、法理文三学部綜理加藤弘之の添え書きとともに文部卿宛に出された、大学与論を代表する意見である。長文であるが、重要な史料なので引用する。

²⁸¹ 大木喬任関係文書93-1、国会図書館憲政資料室所収

彼ナポレオン帝ノ下ニ良将多ク有之シハ果テ何ノ故ニ候哉。蓋シ、帝旧慣ニ戻リ、貴賤ヲ問ハス、貧富ヲ論セス、勇氣多クシテ智略ニ富メル者ハ、士卒ト雖ドモ擢シテ以テ将帥ト成シ、広ク人才ヲ取レルガ為ニ可有之。又、明治政府ノ人材ニ富マレタルハ果シテ何ノ故ソト申セバ、蓋シ其官吏ヲ取ラル、ノ範圍タル、旧幕政府ノ如ク狭隘ナルモノニアラズシテ三府三十八県ノ人民ノ内少シク取ルベキ所アル者ハ、旧幕ノ残党会津ノ討洩サレ【シ】嫌ナク挙ゲテ以テ貴任重職ニ満テラル、ガ故ト被存候。蓋シ、明治政府ハ全国人才ノ輻湊セル所ナカルカ故ト被存候。若シ、明治政府ヲシテ特ニ一ニ二県人ノ内ヨリ其官吏ヲ挙ゲシメンニハ、今日ノ如ク、人材多キヲ固ヨリ望ムベカラザルヲ可有之。到底大学ノ学生ヲシテ人材多カラシメント欲セハ、予備門生徒ヲ人才ナラシメザルベカラズ。予備門生徒ヲ人材ナラシメント欲セバ、之ヲ募集スルノ法ヲ改良セサルヲ得サル儀ト被存候。今日ノ如ク大学ノ学生鮮ク、鮮キ学生ノ内、人材尚ホ鮮キ時ハ、莫大ノ金額ヲ費サレテ大学ヲ設ケ置カル、モ、実ニ其甲斐ナシトノ批評ヲ免ヌカレサルノ勢ナシト申シ難シ。蓋シ、今日ノ有様ニテハ此批評ヲ受クルモ固ヨリ怪ムニ足ラザル儀ト存ジ候²⁸²

東京大学や、諸省付属の高等な専門学校では、外国人が原書を用いて講義をしていたため、入試には、英語の発音や会話の能力まで試された。日本人が漢文を読む調子で、辞書を片手に原書を読み、文法を中心に学習することを「変則」英語といい、これに対して、発音と会話中心の教育方法を正則といった。「正則」英語を学ぶためには、広島、大阪、新潟の外国語学校が最も適切であったが、数が限られていた²⁸³。外山が心配したのは、現在の入試のままでは、正則英語教育を受けられない大多数の受験者が、予備門に入学できないという問題である。これでは、明治政府が意図した人材登用が不徹底になる。そこで正則英語を入試科目から外し、かつ、地方の尋常中学校内で受験できるように全国選抜入試をとり入れることで、東京以外の地域の優秀な学生を予備門に集めようとした。

外山は、明治13年以来廃止されていた推薦入学制度の復活も提案した。かつては、諸藩から石高に応じて一定の人数の推薦入学者が大学南校に国内留学を命じられた。穂積陳重や鳩山和夫らも、最初の貢進生として南校で学び、海外で専門知識と大学学位を土産に明治14年頃に帰国した²⁸⁴。外山の上記の政策は、明治15年11

²⁸² 原文の引用箇所は「三十八」県とあったが、同じ史料に後程朱色で「四十一」との訂正があった。『文部省往復』Mo50、625-639頁。外山正一「大学へ天下の人材を輻輳せしむるの法」明治15年2月『文部省往復』（所澤潤「文学部長外山正一の建言『大学へ天下の人材を輻輳せしむるの法』明治15年2月」『東京大学史紀要』第13号、1995年、115-153頁。）

²⁸³ 外国語学校は、明治6年（1873）4月の学制二編追加により設置された、小学校卒業者を対象とした通弁養成機関と専門学校予備教育を行う機関のことであった。専門学校の入学志望資格には、外国語学校四年間の修業年限の内少なくとも二年間の下等語学の教科を卒業することが求められていた。全国に7校あった外国語学校の内、東京外国語学校は、紆余曲折を経て東京大学予備門となり、残りの6校は明治10年の西南戦争後の財政難のために次々と閉校した。

²⁸⁴ 明治3年（1870）7月20日太政官布告によれば、「貢進制」とは、16歳から20歳までの俊秀を各藩の石高に応じて一人から三人ずつ新政府に「差出」させるという制度である。この学生たちを「貢

月 20 日の学事諮問会にかけられ、全国選抜入試は採用されたが、推薦入学制度は不採用となった。

全国選抜入試制度の導入により、全国の中学校と大学予備門との連絡が整い、予備門への入学年齢も 17 歳に引き上げられた。全国選抜入試実施以前は、地方の予備門受験生は、地元の尋常中学を中途退学し、上京して、私立の語学学校に通った。他の科目と比べて、外国語において予備門生の能力に大きく差があることを実際の授業で把握していた外山は、その理由が、不完全な教育方法で、詰め込み主義的な教育を施す「府下幾多の営業的私立学校」で青年達が悪い癖を身に着けてしまっていることによると指摘した²⁸⁵。これらの私立学校に代わって、そして、入試改革後は新入生の外国語能力を補うために、明治 16 年 1 月に英語専修科が校内に設置された。お雇い外国人教師は、生徒に文学や詩を読ませているが、このような高度な語学力を前提とする授業よりも、最初は、変則的英語教育を行い、文法の知識を十分に身につけて後に文学や詩に移るべきことを提案し、後に、東京大学英語教師チェンバレンとともに『正則文部省英語読本』を編纂している。

第二節 高等中学校の二重構造

日本の近代的教育制度の最大の特徴は、高等中学校の二重構造にある。帝国大学に進学を希望する者を収容する本科（大学予科）と、低度の専門知識を求める者が入る分科（専門部）があった。分科は、旧東京大学時代、邦語で低度の専門知識を授ける目的で設置された速成科が移築されてできたものである。本来、府県の監督する尋常中学校から、中央政府が監督する高等中学校本科・分科に直接進学できるはずであったが、地方の尋常中学校のレベルが一定ではなく、特に、外国語能力において青年が高等中学入学のレベルに達していなかったために、多くは、予科を経て本科に進学した²⁸⁶。

東京を中心に多数存在した私立学校は、高等中学校本科への入学を目指す地方青年が収める授業料で成り立っていた。私立学校は、いわば高等中学校入学の予備教育組織であった。明治 24 年には、各都道府県に一校の尋常中学校設立が義務付けられたため、尋常中学校卒業生の数は着実に増加したが、多くは帝国大学進学を目指し

進生」とよび彼らをすべて引き受けたのが南校である。南校はこの制度によって 300 名余りの学生を獲得した。彼らがやがて最初の専門学修得者あるいは海外留学生に育っていく。鳩山和夫、小市公威、杉浦重剛、平賀義美、中村恭平、古村寿太郎等がそれである。石附実『近代日本海外留学史』東京、中公文庫、1992 年（初版はミネルヴァ書房、1972 年）。

²⁸⁵ 「高等中学校存廃に関する意見」明治 24 年 1 月 9 日『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909 年、113 頁。

²⁸⁶ 学制改革論者は、高等中学校の入学基準が帝国大学の要請によって高く設定されているために、尋常中学校卒業生が高等中学校大学予科（本科）に直接入学できず、その下にある補充科に入ることを余儀なくされていると問題を指摘した。これに対して外山は、本来尋常中学校で十分な教育が行われていない理由は良質の教員の数が少ないからだの一貫して主張した。

て高等中学本科を受験しつつも、途中で挫折し、就職も進学もしない高等教育難民となった。

高等中学校を巡っては、二つの文脈がみられる。一つ目の文脈は、国際社会で競争するためには、青年にできるだけ早くから専門教育を施し、実社会に有用な人材を多く育てねばならないとするものである。平均寿命が短い日本人が大学卒業までに外国人よりも数年も長くかかるのという事実を踏まえて、学科課程の見直しや学制短縮のために帝国大学の解体と改組が検討された。明治23年から42年まで東京府尋常中学校校長を務めた勝浦軼雄（1850-1926）は、明治25年6月の意見書で、高等中学校の設備と定額を利用して新しい「大学」を作り、現在の分科大学を「大学院」と改称し、学問的研究機関として残すことを提案した²⁸⁷。二つ目の文脈は、経済論に立脚するものである。文部省が予算の大半を帝国大学、高等中学校、および他の官立高等教育機関に費やしているにも関わらず、地方の高等中学校は在籍者が殆どいない。ならば、不要な高等中学校を廃止して、浮いた経費で新たな大学を地方に設置するべきだと、自由党系の長谷川泰衆議院議員は、明治23年の第1回帝国議会で高等中学校全廃を主張した。そして、翌年には、帝国大学の第一高等中学校と京都の第三高等中学だけを残し、他の地方の高等中学は全廃し、その経費を京都大学の新設費に充てるという折衷案を提供した²⁸⁸。地方の高等中学在籍者の多くが、東京の官僚の子息であるから、今これを廃しても、誰にも迷惑はかからないという与論もあった²⁸⁹。高等中学校は、一旦、廃止が決まったが、改進黨議員が提出した修正動議により、明治26年1月の予算委員会で第三、第四、第五高等中学校の復活が決まった²⁹⁰。

勝浦の意見の裏には、最初から実用重視の低度の専門教育を受ける者と、外国語重視のエリート教育を受ける者とを別々の教育体系に入れようという、ヨーロッパ型複線教育制度導入論があった。そして、長谷川のような意見の裏には、「初等中等教育は私立学校が担うべきであり、官立主導で行う必要はない」、あるいは、「普通の教育はとにかく、高等教育、いわゆる小数の人に教えることまで国家が世話をするには及ばぬ²⁹¹」ので、高等中学校に属する費用は一切削除するべき、と主張する誤った「自由教育論」があった。

もちろん、明治10年代から私学関係者の間では、西洋語で外国人が授業をする東京大学を変則的な「一種特別の学校」とし、研究機関として充実を図る一方で、日

²⁸⁷ 勝浦軼雄「中学校改正に関する意見書」明治26年5月 梧陰文庫 B-2589

²⁸⁸ 明治24年7月31日「高等中学を二とするの議」『読売新聞』。明治24年12月10日「大学設立の意見」『朝日新聞』。明治25年12月「関西に帝国大学を新設する建議案」『京都帝国大学史』京都、京都帝国大学、1943年、9-10頁。

²⁸⁹ 明治24年7月26日「本年の衆議院に於ける高等中学校問題」『読売新聞』

²⁹⁰ 明治26年1月10日「高等中学復活」『朝日新聞』

²⁹¹ 「衆議院議員堀内賢郎の意見」明治23年12月23日 衆議院予算委員会速記録 第11号、5頁。

本語で教育を施す小中高等学校とは別の体系に置くべきという議論は存在した²⁹²。しかし、外山はこのような二重の教育体系は格差を拡大すると懸念した。彼の心配は的中した。明治26年の勝浦の意見書では、「貴族紳士等財産豊饒ナル者」のために、尋常小学校を卒業後そのまま中学校の予科に進学させる「特別ノ制」を設け、その他は高等小学校卒業後、校長が推薦する者だけ試験を受けて中学校初級に編入する「普通ノ制」に従うものとする提案された²⁹³。また、久保田讓（1847-1936）も、明治32年帝国教育会臨時講談会での演説で、中学校に進もうとする中産階級以上の層と初等教育だけで終了する貧困層とが混同されているのは「双方ともに不便を免れない」ので、中学進学をする者には私立学校で初等教育を受けさせ、公立の小学校はヨーロッパ諸国に倣って教科をなるべく簡単にし、実用を主とし、国民たるに必要なことのみを教えることを提案した²⁹⁴。そうすれば、「豪農の子弟にむかつて免除を行う理由がない」と考える文部省の問題も解決する²⁹⁵。最後に、第31回帝国議会予算委員会での奥田義人（1860-1917）文相も、「下級の者の子供」と「中流以上の人の子供」とは、教育上「欧羅巴諸国に於けるが如く出来得べくば二種類の小学校を設ける様に」して、下等の教育は私立学校に期待するといった²⁹⁶。高等中学校存廃論が最も盛んに議論された明治24年当時、専門学務局長であった浜尾新（1849-1925）は、「此程の電報に英国にてフリー、エジュケーションアクトが可決せられたる旨記せしを『自由教育』と訳すものあり。されどもこれは無月謝義務教育の誤解なり」と、誤解と解いて後、高等中学存続論を主張した²⁹⁷。外山も同様の論であった²⁹⁸。

第三節 高等中学存続・大学予科教育拡張の主張

明治24年1月9日「高等中学存廃に関する意見」で外山は、「政費削減」のため官立高等学校の全廃を主張することは、日本人が外国人「お助け学校」に子弟教育を任せるというまさに「亡国の策」だと述べ、地方の高等中学を含む諸官立学校（師範学校・音楽学校・美術学校など）に不要なものは何一つないと主張した²⁹⁹。

²⁹² 神田孝平「邦語ヲ以テ教授スル大学校ヲ設置スベキ説」『東京学士会院雑誌』第1号、第3冊、51-60頁。

²⁹³ 勝浦軼雄「中学校改正に関する意見書」明治26年5月 梧陰文庫 B-2589

²⁹⁴ 明治32年11月帝国教育会臨時後援会における演説。久保田讓「教育制度改革論」『明治文化資料叢書 第8巻教育編』東京、風間書房、1961年、256-279頁、270頁。

²⁹⁵ 久保田讓「教育制度改革論」『明治文化資料叢書 第8巻教育編』東京、風間書房、1961年、271頁。

²⁹⁶ 「予算委員第一分科会議録」大正3年2月4日 衆議院 第31回議会、第6号、67頁。吉岡剛「私学論議の展開」山本幸彦編『帝国議会と教育政策』京都、思文閣出版、1981年、329-370頁、342頁。

²⁹⁷ 明治24年8月29日「中学校の聯絡に関する浜尾局長の意見」『読売新聞』。宿南保『浜尾新』京都、河北印刷株式会社、1992年。

²⁹⁸ 「高等中学存廃に関する意見」明治24年1月9日『山存稿』（前編、下）、東京、丸善、1909年、111-125頁。

²⁹⁹ 「高等中学校存廃に関する意見」明治24年1月9日『山存稿』（前編、下）、東京、丸善、

新島譲の同志社はキリスト教主義を前面に掲げ、総合大学設立に向け東京専門学校
の協力のもと東京で募金活動を行っていた³⁰⁰。キリスト教宣教師に対する強い警戒
感をアメリカ留学時代から持っていた外山は、宗教的教育を目的とした学校に子弟
を送るのは父兄の任意であるが、非教徒にこれを強制するべきではない。また、も
し地域にキリスト教系の学校があるならば、公立学校は益々拡張せねばならぬとい
う考えを持っていた。「文明教育は今日尚外国教会の専任する」清朝やインドなど
の植民地を例に、「一国の独立を維持するためには、一国の臣民を鞏固にするため
には、一国の国体を保護せんためには、その子弟を教育するの学校は、其国の学校
たらずんばあるべからざるなり³⁰¹」と述べた。また、東京専門学校のような「政党
的学校」や同志社のような「宗教的学校」ではなく、「官立と私立とを問はず、真
正教育的の学校」に子弟の教育を任すべきである³⁰²。

外山は、先述の勝浦・久保田の学制短縮論に対して、改革論者は高等な普通教育
と大学予科教育が全く別物だと誤解しており、学制規則改正という表面上の改革を
実行しようとしていると反論した。さらに、尋常中学校卒業後直ちに高等中学校大
学予科に進学することは、正しい教育方法を身に着けた教員（特に外国語教師）を
量産することで可能になる。従って、文部省は、教員養成（特に外国語教員の養
成）に主力を注ぐべきだ³⁰³。学士はまだ数が少ないが、これから数が増える。社会
への貢献にも大いに期待できる。もし、高等中学校を廃止したらば、低度の専門教
育を受ける者ばかりが社会に溢れ、日本は文明の階梯をのぼることはできない。帝
国大学が海外の大学と競争できるレベルを維持することも不可能となる。

最初入学の時に於て...将来果して、中学以上の学校に進入するかせんかと云
ふことを決定するのは、甚だ困難...外国語も漢学も、共に中学教育には、必
要であるとするわけならば、二種の中学を設ける必要はそれ程認むることは
できぬ...普通中学と予備中学とを確然殊別して、最初より、生徒将来の方向
を決定せんければならぬと云ふ如きことにするのは、決して得策ではない³⁰⁴

1909年、115-117頁。

³⁰⁰ 明治21年11月「同志社設立の旨意」で新島譲は、政府が帝国大学を設立した所以は、人民に率先してその模範を示すためである。しかし、帝国の大学がすべて官立である必要はない。人民の手で設立された私立大学は、大いなる感化を国民に及ぼし、生徒に独立一己の気性を発揮させ、自治独立の人民を養成することに長けているといった。そして、教育の方法や内容について、日本人の方向が定まっていない今、知識を運用する品行と精神を養成しなければならない。そのためには特定の理論や検束法を論じるのではなく、キリスト教の主義をもってしなければならない。新島襄「同志社大学設立の趣意」明治21年11月 新島譲全集編集委員会編『新島襄全集 第1巻』京都、同朋舎出版、1983年、130 - 141頁。

³⁰¹ 「高等中学存廃に関する意見」明治24年1月9日『\山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、114頁。

³⁰² 「高等中学存廃に関する意見」明治24年1月9日『\山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、114-115、124頁。

³⁰³ 「分科大学新設意見」A006562。「外国語教員養成に関する意見」『\山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、155-157頁。

³⁰⁴ 「教育制度論」明治33年『\山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、710-711頁。

高等中学校の在籍者が希少であった明治27年7月³⁰⁵に外山は、健康・資力・やる気がある者には高等中学校への進学を許し、私立学校にも大学予科教育課程を設置することで、官立学校以外からの帝国大学入学の道を開くべきといった。

大学豫科能学科ハ特リ高等学校豫科ニ於テ授ケ得ヘキモノト為サスシテ、公立或ハ私立ノ学校ニテモ亦授ケ得ル様ニ奨励之途ヲ開クヲ（中略）最後ニ、大学豫科教育之事尔付テ一言センニ、従前ニ在テハ高等中学ニアラズンバ、大学予備之教育ハ授ケ得ベキ場所ハ無キ能姿奈リシガ、今後ハ私立学校ト雖モ、唯々一種（能）大学豫科学科ヲ設ケンヲハ、左マデ難キニアラザル奈ラン。就中、法文ニ大学ノ豫科学科之如キハ之ヲ設備センヲハ決シテ難キニアラザルル奈ラン（然ル奈ラン）³⁰⁶。

外山の理屈では、文部省が適当と認定した尋常中学校を卒業している者には無試験で入学を許すことが決まっているが、これを覆して、入試制度を設けるよりも、かえって、進学意欲がある者で、高等中学本科に収まりきらないものを、高等中学校の専門部に入学させ、入学試験ではなく、学期末の進級試験の制度によって成績や進学を決定する仕組みを作るべきであるとする。さらに、学期末試験を一般公開し、私立学校卒業生や一般の人も受けられるようにすれば、個人の実力を正確に測定するだけでなく、生徒同士の競争心を刺激する。結果的には、高等中学校入学志望者の枠の拡張にもつながる。

此ノ試験ニハ特リ、高等中学校ノ生徒而已奈ラス、他ノ学生ト雖モ尋常中学ノ卒業生ニシテ卒業後一年以上ヲ経過志多ル者ハ、共ニ加ハリテ之ノ試験ヲ受ケルヘキ者トシ、及第者ニハ大学予科何等学科卒業ノ証書ヲ与フルヲトスヘシ。而シテ第三年ノ試験ヲ受ケントスル者ハ必ス、第二年ノ卒業証書ヲ有スル者ニ限ルヲトスヘシ。（中略）即チ、高等学校ノ専門科ヲ利用スヘキ奈リ。高等学校専門科之卒業生ニ於テ、大学予科卒業証書ヲ有スル者、大学ニ於テ成規之試験ヲ経多ル時ハ、大学卒業生ヲ同一之称号ヲ授与スル者トスヘシ。（中略）天下ニ大学々生ト成リ行ヘキ資格ヲ有スル者ハ、当分多ナル事ナラン。然レハ、其中ニテ大学生ト成リ行ク者ハ、学資ト健康ト志望トヲ兼有スル者而已ニ限ルハ勿論ナラン³⁰⁷。

³⁰⁵ 日付の特定について、宛名が井上文部大臣殿とある。井上の文部大臣就任は明治26年3月6日。病気のために文相を辞したのが明治27年8月である。明治28年3月13日に没した。草稿には7月とあり、年度は書かれていない。本文で「高等中学」も「高等学校」も併用されており、内容が尋常から高等中学校進学についてであることから、明治27年6月23日の高等学校令の制定後、7月の入学規定制定前と推定する。

³⁰⁶ 明治27年7月「大学予科教育に関する意見」A00 6562

³⁰⁷ 明治27年7月「大学予科教育に関する意見」A00 6562

以上みてきたように、外山は、藩閥政府に対抗するだけの知識と国家利害を第一に優先するという姿勢をもつ青年達を育てる場が高等教育(大学)であると考えた。一部の帝国大学連中とは異なり、大学を帝国大学に限るべきだという閉鎖的な考え方をせず、私立学校のなかには大学の学部匹敵するものがあることを認めている³⁰⁸。そして、私立(尋常)中学校から高等中学校への入学、専門学校(私立、官立などを含む)を卒業し、高等中学校の学科課程を修了した者には、大学で試験を受けさせ、学士号も与える考えである³⁰⁹。

第四節 教員養成の試み

大木喬任(1832-1899)文部卿や森文部大臣は、帝国大学令と同じくらい師範学校令に重きを置いたが、文部省の関心は概ね小学校教師の安定的な供給にあり、尋常中学校や高等中学校の教師の養成は後回しになっていた³¹⁰。特に、官立の高等中学校に良質の教員が不足しているという帝国大学側からすれば重要な問題が存在していた。明治23年頃と推定される外山の史料「分科大学新設意見」は、この重要な欠落を帝国大学学士によって補おうとする試みである。外山は、既存の高等中学校を分科大学に拡張し、関西、あるいは、他の地方に大学を低コストで新設するのみならず、そこで地方の尋常・高等中学校の教師となる人材を官費で養成するという一石二鳥ともいえる提案をした。

蓋シ、コノ教育上ノ中央集権、即チ、東京府下ヘノミ学生生徒ノ輻湊スル弊ヲ矯正セン為メニハ、一方ニ於テハ帝国大学ノ外ニ尚ホ一個他ニ大学ヲ設ケ、一方ニ於テハ地方ノ高等中学ヲシテ、第一高等中学ニ劣ラサルモノト為シ、且全国ノ中学校ヲ改良シテ、高等中学ノ豫科ニ当ル教育ハ充分〔尋常〕中学ニ於テ受ケ得ヘキモノト為スニアルナリ。(中略)然レトモ、俄カニ一ノ大学ヲ新設セントスレハ巨額ノ資金ヲ要スルガ故ニ、先ヅ差当リニ、三ノ分科大学ヲ設立シ、漸次ニ他ノ分科大学ヲ増設シテ、遂ニ数年ノ後ニ一ノ大学、即チ、ユニヴェルシティートナスヘシ³¹¹。

³⁰⁸ 明治23年8月「専門学校令案ニ関スル意見」A00 6562

³⁰⁹ 学士号の授与に関する外山の意見は、本稿第一章第三節ですでに論じた。

³¹⁰ 大木文部卿は、教育改革の多くを当時配下であった森有礼に立案させ、彼を全面的に信頼していた。森は後に初代文部大臣に就任した。明治18年1月から、一府県一師範学校の体制となり、同年10月から、東京師範学校は、小学校教員の養成をやめ、主として、府県立師範学校の学校長の教員を養成することになり、府県立師範学校は、県内の小学校教員を養成することになった。このように、教員養成の仕組みが二段階となる。そして、大木文部卿は、明治18年10月の地方官会議で、小学校教員の養成について以下のようにいった。これからは、「小学校教員ノ資格ヲ完ニ」するために、師範学校に入学する者の基準を厳しく定め、教員の待遇を改善するために給費は、区町村費ではなく地方税から払う。これは、府県立連合中学校構想と並行して、安定的な小学校教員の供給を目的とする措置であった。倉沢剛『教育令の研究』東京、講談社、1975年、867-870頁。

³¹¹ 「分科大学新設意見」A00 6562

この意見は、後の井上文部大臣の実業教育重視の姿勢とは別の角度から論じられている。外山は、高等な普通教育をできるだけ広範囲に及ぼすことが必要だからこそ、大学の増設よりも教員養成こそが急務であるとする。外山が考える「大学」とは、明確に総合大学を示し、「単科大学」や「地方大学」などの低度の「大学」とは異なる。そして、高等中学校を廃止するのではなく、むしろ拡張して、これを母体として法理文科大学を建て、そこで高等中学校や尋常中学校の教員を養成したならば、全国の中等教育の水準は自然に上がり、尋常中学校卒業後に高等中学校に進学できないという不遇の生徒の数が減ると考える。

地方ノ高等中学及ヒ尋常中学ヲ改良スル為メニハ、地方ニ良教員ヲ増スル第一ノ必要ナリ。而シテ地方へ良教員ヲ得ルハ今日ニ於テハ最モ至難ノ事ニナリ居レリ。然レトモ、之ヲ得ルノ方法決シテ難キニアラス。帝国大学ノ外ニ更ニ尚ホ一個ノ大学ヲ設立シテ、教育ニ身ヲ委子ントスル如キ志望ノ者ニ学資シ給シ、教員養成ノ道ヲコノニ大学ニ於テ大ニ開クニアリ³¹²。

外山の上記の発言は、帝国大学文科大学内の中等教員短期養成プログラム特約生教育学科が発足後、かつ、その廃止が決まっていた時期のものである。特約生教育学科は、明治20年に教育学・ドイツ語教師として招聘されたドイツ人、エミール・ハウスクネヒト（1853-1927）が提案し、明治22年に実現した。定員は20名。特約生は授業料免除のほか、毎月30円以内の給与金を受けたが、給与金の額に応じて卒業後に服務義務を負った。応募資格は、文科大学及び理科大学の卒業生、両大学の選科修了者、その他、入学試験に合格した中等学校教員である。第一期の募集では文科・理科大学卒業生は応募がなく、文科大学選科修了者一人と、残りは、すべて中学校で教育に従事した経験者であった。外山は学士が積極的に教員とならないのは、官吏登用の特権を得ているために、より社会的地位も給料も低い教員という職業に学士が魅力を感じていないことが原因だと考えていたものと思われる。その証拠に、普通学務局長沢柳政太郎（1865-1927）は、卒業直前に特約生教育学科に入るよう誘われたが、文部省に就職が内定していたので断った、と回想する³¹³。

特約生教育学科は、講義、演習、実習の三段階から構成されたプログラムで、ハウスクネヒトは、日本国民の意識や観念をどのように「造成」するべきかを特約生自身に考えさせたという。演習で書かれた論文の中で外国語教育に関するものが多い理由は、彼も外山と同様に、外国語教育に特に力を入れていたからであろう。両者は、会話・読み方・文法などをすべての要素を授業に盛り込むことで合意していた。卒業生の多くは地方の尋常中学校や尋常師範学校に就職している³¹⁴。なかで

³¹² 明治23年「分科大学新設意見」A00 6562

³¹³ 新田義之『沢柳政太郎』京都、ミネルヴァ書房、2006年。

³¹⁴ 外山が編輯出版した『文部省正則英語読本』にもこの態度が表れている。明治22年4月から翌年7月までのわずか1年4ヵ月であったが、開設期間に12名の卒業生（式は明治23年7月7日）をだし。修了者と就職先は以下の通り：福島本勝（大阪府尋常師範学校・同府尋常中学校）、菅沼岩蔵

も、本莊太一郎は、日本で初めて実施された文部省検定試験に合格して、中学・師範学校の英語、心理、動物、植物、教育学科の免許状を得た³¹⁵。尋常中学校教師養成は、帝国大学理科大学でも行われていた³¹⁶。上記の帝国大学内での教員養成の試みは、ハウスクネヒトの解雇などもあって比較的短期間で終わる。

また、外山が常々重要と考えていた外国語教師の養成については、嘉納治五郎（1860-1938）の高等師範学校校長時代に書かれた、外山のものと思われる意見がある。それによると、高等師範学校で行われているように、数多き学科中の一科として、一週数時間の授業を受けるだけでは、到底、良質の外国語教員を養成することができない。これに対して、帝国大学卒業生などは、高等師範学校の本科・専科の教員になるだけの学力を持っている。だから、彼らを

すべて研究生として、高等師範学校に入学せしめ、便宜授業上の理法を研究し、かつ実地の練習になれしむることとせば、初めて完全なる資格ある良教員を造り出すことを得るべしとせん。就中、外国語の教授のごとき、殆ど一種の技術にして、なるべくくば、授業に精通せる外国教師を聘用し、その発音及び読み方のごときにおいては、注意に注意を加ふるを要すべきも、是れ今日経済の事情において、決して言ふべく行わるべきことにあらず...乃ち、帝国大学卒業生の如きに有りては、其の語学と言へる点に於て、まさしく尋常師範学校尋常中学校の教師たるべき学力に富めりと為すを得るべきをもつて、之をして専ら其の授業法の研究に従事せしめ得るに至らば、併せて正しき国語を用いて之を訳解するにおいて、両々便宜なるべし³¹⁷。

この新聞記事は、梧陰文書に高等師範学校の改革に関する案の次にあったもので、外山の名前はないが、帝国大学側の視点から述べられており、外国語教員養成の機関を設置するよう文部大臣・伊藤博文首相に働きかけた外山の意見³¹⁸と一連のものである可能性が高い。また、外山が以前「夫れ文科大学理科大学の教員は、其

（静岡県尋常師範学校・同県尋常中学校）、田中義五郎（東京府尋常中学校）、木村牧（高等師範学校付属校）、本莊太一郎（東京府尋常中学校）、谷本富（山口高等中学校）、稲垣末松（栃木県尋常中学校）、松井簡治（国文学科選科）、岡田五兎（福島県尋常中学校）、新井甲子三郎（東京府美術学校）、米山長太郎（佐賀県尋常師範学校）、山口小太郎（第一高等中学校）。寺崎昌男編『御雇教師ハウスクネヒトの研究』東京、東京大学出版会、1991年、61頁。

³¹⁵ 寺崎昌男編『御雇教師ハウスクネヒトの研究』東京、東京大学出版会、1991年、55-73頁。

³¹⁶ 明治22年7月27日には、理科大学で、「簡易講習科」が「理学ニ通ジタル者ノ急要ヲ充サカン為メニ当分〔略〕設」けられた。第一部（数学、物理学、化学専修）と第二部（動物学、植物学、地学専修）で構成され、講習年限が二年、入学志願者の資格は、18歳以上、品行方正で尋常中学校卒業以上の学力を有するものとされた。明治26年7月の第三回卒業証書授与式までに、総数で67名の卒業生を出した。東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 通史②』東京、東京大学出版会、1984年、138-139頁。

³¹⁷ 明治26年「高等師範学校に関する編成上の改正如何」『大日本教育新聞』梧陰文庫B-2740

³¹⁸ 「外国語教員養成に関する意見」『山存稿』（前編、下）東京、丸善、1909年、151-157頁。

学科の性質たる高等中学の授業を兼ねるに最も適したるものなり³¹⁹」と断言した事実とも矛盾しない。

要するに、学士こそ、西洋の実学を正確に理解し、これを正しく教える実力があると外山は位置付ける。彼らを高等中学校・尋常中学校の教員、あるいは、校長に就任させ、地方教育を監督し、日本全国を一定の教育水準にまで引き上げるための仕組みが必要であった。もし、これが実現したならば、新しい教育方法を実践させることも容易になる。これらの主張は、帝国大学至上主義の肯定というよりも、より緊急の問題である地方と中央との教育格差の是正のための施策である。

³¹⁹ 「分科大学新設意見」 A00 6562

第五章 逆説的思考にみる小国主義

帝国憲法が發布された明治22年2月と同月、即ち、『民権弁惑』の発表(明治13年)から9年後、外山は、『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』と題する三部構造(社会結合³²⁰、日独伊の人民が成し遂げた国家統一までの歴史的過程³²¹、ロシア帝国主義の大恩³²²)の講演を行い、文章化した³²³。

外山のパラドックスとアイロニーは、以前と同様顕著に示されているが、西洋史をさらに研究した結果、オプチミズムとリアルポリチックの両方を受け入れ、以下の点で思考を大きく転換させた。

①国際社会での競争を不可避とする前提から、周りの環境に多く適応できる社会のみが生存するという社会進化論(ソーシャル・ダーウィニズムと現代では呼ばれている)に到達する。②エスニシティ・イデオロギー・外的脅威による民族的一致団結、あるいは分裂が行われる。③ヨーロッパ全域に及んだ1848年革命が、自由やナショナリズムの要求と絶対君主制の否定とによって引き起こされたことを発見し、これに関連して日本の自由民権運動や欽定憲法との関係に注意を払う。④戦争、外国による内政干渉、または、それへの恐怖などが、人民のナショナリズムを煽ることで、国家建設に有効な役割を果たしたのを見た。⑤スラヴ民族(具体的にロシア人)が勢力を拡大するなかで、欧亜に進出する可能性を指摘する。⑥ロシアという外的脅威は、逆説的にも、「善人原」、つまり、ユートピア理想主義者が称賛する「万国同盟の共和政治」の成立につながる「下稽古」に相当する。

こうした外山の思考の変化を理解する上で不可欠な、『社会結合、三大一統、露西亜の大恩』という史料は、『山存稿』に収められており、国会図書館のオンラインデータベースでも閲覧が可能であるにも拘わらず、先行研究では、全くといっていいほど取り上げられていない。以下では、この演説の要点を解釈し、まとめ、1880年代において、外山によるかなりの的確な国際情勢の捉え方が持つ重要性を高く評価したい。

第一節 社会結合

「開化進歩」は、人口の増加と領土の拡張を伴う。古代ローマ帝国が崩壊し、民族の大移動が始まって以来、強者が弱者を戦争や脅迫によって、強制的に合併を強いることで「開化進歩」を達成してきた。外山はこれを「脅迫合併」と呼ぶ。以前

³²⁰ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909年、47-58頁。

³²¹ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909年、58-93頁。

³²² 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909年、96-103頁。

³²³ 西洋史の背景知識のため以下の文献を参照した。Richard J. Evans, *The Pursuit of Power*. London: Penguin Books, 2017. (First published by Allen Lane, 2016.) John Merriman, *A History of Modern Europe: From the French Revolution to the Present*. 2nd ed. New York: W. W. Norton and Company, 2004. (c. 1996.) R. R. Palmer and Joel Colton. *A History of the Modern World*. 3rd ed. New York: Alfred A. Knopf, 1965. (c. 1950.) Eugen Weber. *Europe Since 1715: A Modern History*. New York: W. W. Norton and Company, 1972.

は「中華文明」と呼んでいたが、明治22年には「支那」と呼ぶようになった。「支那」も、十九世紀のイギリス、フランス、ドイツ、そして、ロシアの場合と同様の歴史的発展を辿った。人間は、知恵がつくにつれて、バラバラでいるよりは民族間や他国間で合併している方が有益だと気付く。このような自発的合併を外山は「随意結合」と呼ぶ。しかし、純粹に自由や随意による自発的な団結は無理である。例えば、旧英領の北米13州は、アメリカ合衆国を作って独立を果たしたが、自由をこよなく愛するそのアメリカ人でさえも、脅迫合併を余儀なくされた。つまり、1861-1864の南北戦争において、分離独立を図った「南部連合」に対して、北部政府が武力で一国のなかに繋ぎとめた。同じく、イギリス領のアイルランド人、ドイツ領のアルザス・ロレーヌの住民、独仏露によって分割され、国の再興を願うポーランド人も皆、独立を夢見るが、いずれも無理だと観念している。

原始的・平和な社会では、分子間の結合力が弱い、生存競争がこれを強化させる。圧政束縛を必要とする社会ほどこれを厭わない傾向があると外山は観察する。例えば、ドイツ人もフランス人も一致団結するにあたっては、圧政束縛を必要とするから、これをさほど厭わない。他方で、自発的に団結するイギリス人やアメリカ人は、自由を尊びかつ政府の個人に対する圧政と干渉を忌み嫌う傾向がある。しかし、最近イギリス国内でも政府による市民の社会的・経済的活動に対する干渉が「家屋飲食、種痘、車賃、移住、図書館、芝居並に雪隠の事まで³²⁴」及んでいる。海外競争に勝つために必要だから、止むを得ないと考える者が増えたことが原因だと外山は考える。つまり、明治22年になって外山は、従来肯定していたスペンサー流の社会経済上の「任他主義」を明確に否定するに至る。社会結合なくして、国際競争に勝利はできない。従って今後イギリスも、ヨーロッパ本土や世界情勢から局外中立を維持することは困難だ、と外山は推測する。

第二節：日独伊の近代国家形成の過程

民族内の「親和力」や「引着力」、つまり求心力が乏しいか不足している場合には、外的脅威を上手に利用してでもこれを作り出して、一国の団結を図らねばならない。団結に向かう潜在的な力や可能性は、日本人・イタリア人・ドイツ人に存在していたが、それでも、海外からの脅威という外圧なくしては近代国家の成立はままならなかった。

日本³²⁵は、ある意味では太古から「一統国」であったが、「統括力」に乏しく、内的結合能力が比較的弱かった。加えて、19世紀まで続いた「封建制度」のもとでは、「強藩諸侯が各々独立国のような有様」であった³²⁶。それでは、日本はどのようにして「王政復古」を遂げたのか。「水戸者流」の「勤王家」と潜在的な団結心

³²⁴ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、57頁。

³²⁵ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、58-62頁。

³²⁶ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、58頁。

があったという説もあり、確かに一理ある。14世紀の南北朝の時代から水戸学流の尊王思想はあったが、それだけでは封建的覇者を北条→足利→織田→豊臣→徳川へと置き換えるにとどまった。

1868年の「王政復古」が上記の政変と決定的に相違する点は、それが「国体の一変」を意味したことにある。つまり「封建制度」から中央集権体制の「中央政府」へ移行し、そしてそれがことのほかたやすく成し遂げられた点にあると外山は指摘する。幕末の尊王家は、「攘夷」を実行し「鎖港」を守ろうとしたが、その「愚かなる者」は、倒幕さえかなえば、それが実現すると考えた。対照的に、「思慮ある」尊王家で戦略的に巧みな者は、西洋列強の開国要求を呑んだうえに幕府を倒した³²⁷。ただし、従来どおりに、毛利や島津を将軍に据えるのではなく、天皇中心の中央集権国家体制を構築した。それはなぜなのか。下関で西洋列強から賠償金を請求されて以降、幕府、長州、薩摩などの狭い料簡をうち捨てて、日本全土に対する脅威としての認識を持つようになったためである³²⁸。外山の目には、皮肉にも、西洋の外圧という「恩」が、諸藩に分散されていた日本人を一気に近代国家へと導いた、と映る³²⁹。

イタリア民族³³⁰も、小国に分裂していた。そのために、スペインのボルボン王朝、フランスのナポレオン・ボナパルト（一世、後に皇帝）、ナポレオン三世、そして、オーストリアのメッテルニヒ侯爵らの対外勢力から侵略や干渉を招いた。イタリア人は、フランスに押し付けられたナポレオン法典がもたらす自由や立憲政治を歓迎した。ナポレオン法典は外敵の干渉によって強制的にもたらされたものであると同時に、イタリアの一統にとって一つの「恩」、「賜物」であった³³¹。1815年のウィーン会議以降、ロシア皇帝アレクサンドル一世、プロシア王フリードリヒ・ウィルヘルム三世、オーストリア皇帝フランツ一世が、反革命・反リベラルの「神聖同盟」を作り、自由を求める改革勢力を取り崩しにかかる。これを受けて、サルデーニャ王ヴィットリオ・エマヌエル二世は、フランス革命後にイタリア人が得た自由や権利を反古にした。

フランツ一世とメッテルニヒ侯爵は、ネーブルズ王、フェルディナント四世（後のオーストリア皇帝フェルディナント一世）とともにイタリア人を弾圧した。1812年のリベラルな憲法を撤廃し、新しく統一されたネーブルズ・シシリー王国内で絶対王権政治を敷こうとした。「神聖同盟」を背景に、メッテルニヒ侯爵は、トロップウ協定を作成し、オーストリア、ロシア、プロシアが、1820年にネーブルズに軍

³²⁷ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、60-61頁。

³²⁸ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、61頁。

³²⁹ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、62頁。

³³⁰ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、62-78頁。

³³¹ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、67頁、68頁、75頁。

隊を派遣して、革命家を鎮圧した。しかし、イタリアの愛国者ガリバルディとマッツィーニは、「ドイツ人排除」をスローガンに、リソルジメント (*Risorgimento*) を展開した。(ここでは「ドイツ人」とは、オーストリア人を指す。) それは「思慮ある」西郷や大久保が日本で展開した攘夷運動と同じようなことであった³³²。ガリバルディとマッツィーニは、イタリア半島の革命家、共和主義者、ナショナリストなどに働きかけ、一般民衆をも巻き込み、各地で仏墮軍に対抗し、ローマ法王の政治権力を削ぎ、ようやく、イタリアの統一を 1871 年に達成した。外山に言わせれば、イタリアでは、「国の独立と云ふこと々人民の自由と云ふこと々、伊太利の一統と云ふこと々は殆ど同一の事でありました³³³。」ガリバルディとマッツィーニは、以前から、これらを得ようとしていたが、外敵のお陰で、はじめて同時に三つとも達成することができた。

ドイツ民族も³³⁴、都市国家、公国、領邦国家、王国など多種多様の詳細な行政領域に分かれていた。各々が自由独立を望んでいたが、外的脅威の助けと(ビスマルクの知略と)により、近代国家へと変容を遂げた。フランスのナポレオン・ボナパルトが仕掛けた戦乱のために、プロシアは焦土と化し、プロシア王室は屈辱的な敗北を喫した。そこで、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世と[男爵 Karl Vom]シュタインは、行政・軍事改革を進めた³³⁵。(このシュタインは、伊藤に憲法に関する助言をした Lorenz von Stein とは別人である。) 対仏敗北の記憶は、ドイツ民族の愛国心を掻き立て、外敵を追い払う秘密結社を結成する者も出た。現状維持政策に固執したオーストリアのメテルニッヒ侯爵は、できるだけプロシアを中心とするドイツの民族的団結を阻止しようとしたが、シュタイン男爵が、一致団結を奨励した³³⁶。一例として、全ドイツ人の繁栄を目的として関税同盟が設置され、二百七十万人がこれに含まれるようになった³³⁷。

1847 年に、ヨーロッパ各地で民権運動が起こり、例にもれず、ドイツ民族も、主君(王・王子・皇帝など)からの独立を求め動いた。自由・立憲政治・代表選挙・出版の自由・公平な裁判・その他の権利を求めて立ちあがった。ウィーンでは、学生や労働者が政府軍と衝突し、メテルニッヒ侯爵はイギリスに亡命に追い込まれた。1848 年革命はこのように始まり、ドイツ圏内のボヘミア人やオーストリア内のマジャール人(=ハンガリー人)にも広まった³³⁸。ここで、外山の注目を引いたの

³³² 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909 年、68 頁。

³³³ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909 年、77 頁。

³³⁴ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909 年、78-93 頁。

³³⁵ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909 年、78 頁。

³³⁶ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909 年、79 頁。

³³⁷ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909 年、80-81 頁。

³³⁸ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治 22 年 2 月『\山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909

は、敵対することが当然と思われがちの、異なった民族（外山は「人種」という）同士が、国内外の圧政者に立ち向かうために一致団結した、ということであった³³⁹。しかし、共通の敵が消えうせると、この連携は脆くも崩れた³⁴⁰。

ウクライナ・スロヴェニア・ダルマチア・クロアチア等に住むスラヴ民族³⁴¹は、ドイツ・オーストリア・ハンガリー内に住むスラヴ民族と同様の権利、たとえば、母国語の公的使用と古代に開かれていたとされる議会の再建等を要求した。これは、後の（特に、セルビア人による）民族間の闘争の種となった³⁴²。ドイツ領では、ボヘミア人がドイツ民族であるプロシアとの合併を拒み、オーストリア（同じくドイツ民族）に援軍を頼んだ。援軍は来ず、ボヘミア人だけで抵抗したが、あえなく合併されることとなった³⁴³。オーストリアの統治下のハンガリーでは、多数派のマジャール人と少数派のとの間で闘争が起こった。マジャール人は、オーストリアからの分離独立を求め反乱を起こした。また、ウィーンでも革命活動が激化し、オーストリア皇帝フェルディナンド一世は、ウィーンを一旦退いた。しかし、陸軍元師ビンディッシュグレーツを派遣し、ウィーンの反乱を鎮圧した。1848年革命以前は、皇帝フェルディナンド一世が民権運動家にも一定の理解を示し、譲歩もしたが、ここで退位を余儀なくされ、フランツ・ヨーゼフ一世が皇位についた³⁴⁴。

プロシアでは、革命家が立ち上がってベルリンで騒動が起こった。プロシア王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世は、その要件に応じてリベラルな改革を行ったが、革命家がより過激な要求をしたので、王は軍隊を指し向けかつロシアからの援軍も求めた。王が公布した憲法は、革命家の要求をいく分か盛り込んだものだったが、ウィーン同様革命そのものは失敗に終わった³⁴⁵。フランクフルト集会は、自由と民権に基づく憲法は否定されると考え、活動をシュトゥットガルトに移した。ウエルテンベルク政府も、民権運動家が過激過ぎると判断して、軍隊を用いて鎮圧にあたった。こうして、ドイツにおける革命家の挫折は、彼らの不満を高め、より過激ならしめた。1848年以降、ドイツは政治闘争に陥る一方、オーストリアはロシアから

年、82-83頁。

³³⁹ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、83頁。

³⁴⁰ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、83頁。

³⁴¹ 外山は、「人種」と使っているが、民族のことを指す。

³⁴² 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、84頁。

³⁴³ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、85-87頁。

³⁴⁴ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、82頁、87頁。

³⁴⁵ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、87頁。

援軍を頼んで、マジャール人との「人種」（民族）闘争を鎮圧した。革命勢力は弱まり、自由は抑圧され、ドイツ民族の統一は失敗に終わったかに見えた。

双方ともドイツ民族に属するプロシアとオーストリアは、1866年の普墺戦争に及び、サドワでプロシアが大勝利を収めた³⁴⁶。これが、北部ドイツ統一の第一歩である。そして、統一の決定的な次の契機は、1870-1871年の普仏戦争でのプロシアの勝利にあった。ビスマルクは、国内外に、プロシアの行為が正当と見えるようナポレオン三世を巧みに誘導して、フランスを侵略者に仕立てて戦争を仕掛けた。プロシアは容易に勝利し、ヴィルヘルム一世がドイツ第一帝国の皇帝となる。外山の分析によれば、以前ナポレオン・ボナパルトのドイツ民族に与えた屈辱感が、結果としてドイツ統一のための「賜物」となった。

一方、オーストリアは、南部ドイツ民族を統一した³⁴⁷。マジャール族は、以前から人口も多く、武力も、経済力も持っていたので、分離独立の機会を伺っていたが、ロシアからの助軍をもって、オーストリアが旧ハンガリー地域を鎮圧した。よって、現在、オーストリアのドイツ民族と、ハンガリーのマジャール民族は、新オーストリア・ハンガリー帝国として統一されている。皮肉なことに、独力ではロシアに対抗する力がないことを悟った双方は、互いに独立をもくろむよりも一致団結をより強固にすることで生存する方法を選んだのである。この実例からもわかるように、外山に言わせれば、異なる「人種」（民族）でも共通の愛国心を持つことができるということになる。（マジャール民族は、実際にはドイツ民族でもスラヴ民族でもない。）

1866年にプロシアに大敗したオーストリアは、プロシアに復讐の念を抱いても不思議ではないにもかかわらず、ロシアという共通の脅威が増せば増すほど、両国の友好関係は不動のものになる³⁴⁸。オーストリアは、同じ戦争で、イタリアに領土を譲与させられたから、イタリアに対しても憎悪の念を抱いてもおかしくないにもかかわらず、現在、イタリア・オーストリア・プロシアの三国は、力を合わせてフランスとロシアに対抗している³⁴⁹。トルコ（オズマン帝国）も、オーストリアを憎んでいても不思議ではないが、近年、著しく国力が衰えているので、ロシアに対抗するためにはオーストリアの援助が不可欠だと認識している³⁵⁰。

³⁴⁶ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、89-93頁。

³⁴⁷ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、93-96頁。

³⁴⁸ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、93頁。

³⁴⁹ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、96頁。

³⁵⁰ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、96頁。

第三節：ロシアの大恩

「随意結合」や「脅迫結合」、またときには軍事的併合により、さほど遠くない将来に「万国同盟の共和政治」、換言すれば、一種の世界政府という理想的な状態が実現されうる、と外山は示唆する。一般的に「侵略主義」として不当に誹られているロシアの行動は、逆説的思考方法をもって考察すれば、目に見えないところで称賛すべき業績がある。即ち、プロシアの北部ドイツ制圧、オーストリア・ハンガリーの二重王朝政権の樹立、1866年戦争後のプロシアとオーストリアの和議と協力関係の成立など、いずれもそれである³⁵¹。ロシアは「万国同盟の共和政治」の第一歩として「親睦同盟」の「下稽古」を世界万国につけている。これは従来の教育や宗教によっては、達成が不可能な「賜物」である³⁵²。

ヨーロッパに限らず、アジアでも、同様のプロセスが展開されている³⁵³。今や、ロシアを牽制する必要から、イギリスが「支那」に近寄り、東アジア特有の朝貢冊封体制に理解を示し、朝鮮を大清帝国の隷属国として承認している。日英支の三国関係を良好に保つことは、ロシアによる対外強硬姿勢の前には必要であるから、三者は、「朝鮮の處分」、つまり朝鮮民族の所属問題について論争をしている場合ではない³⁵⁴。もし朝鮮が、「支那」から分離独立したら、独力で強敵ロシアに立ち向かわざるを得なくなる。このような事態は、三国のみならず朝鮮人民にとっても由々しき事だ。だからこそ、隷属国のままでいようとする清朝寄りの「事大党」(Sadaedang Party)の方針は、あながち馬鹿とは言えないだろうと外山は考える³⁵⁵。

いずれにせよ、むやみにロシアの行動を侵略主義と非難するのは賢明ではない。ロシアは、黒幕のように国家間の親睦や団結を陰で促して、将来の「万国同盟共和政治」を達成すべく、「下稽古」を実施している³⁵⁶。むしろ、ロシアの「侵略主義」に感謝せねばならない。また、「露西亜の如き強大なる国が『貴様達は中を好くしないと頭を打るぞ』と云はぬ計りに見張って居て呉れるのは、何より必要なこと々思はれます。又、弱い国でも多く合体して居れば、強い国と雖もそう侵す訳には参りません³⁵⁷。」「万国共和政治」とは、「善人原」の絵に描いた餅である。

【Helmuth von】モルトケ【Sr.】(1800-1891)が皮肉ったように、それはただの

³⁵¹ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、94-95頁。

³⁵² 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、97頁。

³⁵³ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、97-103頁。

³⁵⁴ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、97頁。

³⁵⁵ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、98頁。

³⁵⁶ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、98頁。

³⁵⁷ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『\山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、98頁。

「ウェリ、ファイン、ドリーム (very fine dream)」に過ぎない³⁵⁸。それを実現させるには、特別な教育が必要である。つまり、戦争に備えて自発的に他国と連合が賢いとのことを諸国民に悟らせる必要がある。そういう意味では、イギリスのグラッドストーンが主張する、「無暗に国内の経済上より兵備の拡張を不可とする」議論は間違っており、「吾輩に於ては決して感服する能はざるなり³⁵⁹。」こうした、新時代の必要に対応する教育は、現在欠如している。

以前は、ラテン民族が世界を制した。今日は、ゲルマン民族の時代である。将来は、スラヴ民族が世界を制するだろう。ロシアは、スラヴ民族に属する超大国である。ヨーロッパでは、スウェーデン、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、トルコ(=オズマン帝国)に接しており、アジアでは、ペルシャ、アフガニスタン、清朝、日本、そして、間接的にはインドを通して、イギリスとも接している。以後、ロシアの人口がさらに増え、領土がさらに拡大するにつれて、アジアやヨーロッパでは、ロシアと合併するか、あるいは、それを避けるために他国と友誼を結んで団結するか、の二つの選択肢しかない。

ヨーロッパでは、恐らくフランスとロシアが連合して、他国と対立する。アジアでは、ロシアがインドを味方に引き入れようとするだろう。イギリスは、現在、インドを支配しているが、民族・カースト・宗教など、複雑に分立された社会であるから、植民地経営をするのにいかに臆しないように努めても、不平分子はでてくる。将来、インド民族が開化・進歩するにつれて、自由と独立を求めて立ち上がる。そのときに、以前イギリスから受けた屈辱や理不尽さが、「思慮ある」愛国者に利用される可能性は十分に考えられる³⁶⁰。イギリスが、そうした動きを阻止できないとしたら、ロシアはこの好機を見逃すはずがない。もし、ロシアがイギリスほどインド人を虐げなければ、露・印両国は合併する道を選ぶ公算が高い。しかし、イギリスにとって、インドは限りなく貴重な植民地であるから、支配下に留めておくためにインド人の友誼を得ようとする。まだ、ことの成り行きは予断を許さないが、大まか前述の通りである。

以上が、『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』の筆者が理解した要点である。

第四節 小国主義と楽観的アイロニー

『民権弁惑』(明治13年)では、マグナカルタ(1215)などの中世ヨーロッパ史について外山は論じた。明治22年の『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』では、十九世紀ヨーロッパ史と当時の世界情勢を分析した。歴史学が専門ではない彼は、ランケ(Leopold von Ranke)が提唱し、リース(Ludwig Riess)が東京大学に取り入れた

³⁵⁸ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909年、99頁。

³⁵⁹ 「志願兵諸君に告ぐ」明治23年3月『山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909年、107頁。

³⁶⁰ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909年、101-102頁。

厳格な実証主義に縛られていたわけではない³⁶¹。外山の理解には誤認、誤解、欠落もあったが、彼が得た見解は概ね正確であった。そして、彼のミスは、特定の理論やイデオロギーに追随していたから発生したのではない。例えば、スペンサーの思想、特に任他主義や社会進化論などを決して墨守しなかったと同じように、当時流行しはじめていたヘーゲル・マルクス・エンゲルスが編み出した理論にも傾倒しなかった。むしろ外山は、独自に二つの大きな世界の潮流を見極め、そして、東アジアにおける日本の役割は、イギリスに倣って小国主義をとるべきだと結論づける。

外山が西洋史を通して見抜いた第一の潮流とは、諸民族の発展を通じて以前よりも複雑な政治・行政単位が構成されていることである。この政治・行政単位を国民国家 (nation state) と現代ではいう。これは三つの方法で形成される。①日本・イタリア・ドイツの例にあるように、対外的脅威を契機に一致団結する場合 = 「脅迫的合併」である。②アメリカ合衆国のように、社会を構成する分子が自ら進んで一致団結する場合 = 「自発的団結」である。③強大国が弱小国を併呑する・併呑すると脅して合併を促す場合。近い将来、インドが、それに相当すると外山は考える。①と②の場合、民族は国の独立を保った。これに対して、③の場合は独立を失った。

イタリア・ドイツ・日本の場合、統一国家の条件がほぼ整っていたが、その自覚や愛国心は、フランス・イギリス・アメリカのような既存の「一統国」ほどには強くなかった。だから、一致団結が必要であること自覚し、愛国心に燃える英雄の存在が必要であった。しかし、未だに一致団結の必要に目覚めていない民族や、昔は統一国家であったのに強敵によって分断された民族よりも、日独伊は優れていた。こうして、決定的な要因は、民族全体に危害を加えかねない外敵の存在と、「思慮ある」戦略的思考を持った英雄である。大久保利通・西郷隆盛・マツィーニ・ガリバルディ・Karl vom Stein (Lorenz von Stein ではない)、そして、ビスマルクは、巧みに外敵の脅威を逆手にとり、民族を統一に導き、中央集権的新政権に結びつけた。もし、状況判断を誤った「愚かな」英雄に、政治の実権を握られたならば、日独伊の三民族は、未だ統一国家には纏まらず、列強の餌食にされたであろう。

ここで、外山の一番大切な結論を挙げれば、イタリア、ドイツ、日本は、外敵という一大危機に直面しながらも、「社会一統」を達成することで、脅威を「賜物」にかえて、また、外国の「大恩」にあずかった、ということである。したがって、外山から見れば、日本の対外危機は、王政復古で概ね終わった。それ以降、外敵をそれほど警戒する必要はない、との自覚を持った。そのために、征韓論やその他の対外問題に関心をほとんど示さなかった。

外山が気づいた第二の世界的潮流は、フランス革命と欧州全土に及ぶ戦乱以降、ナポレオン法典が交付されたことにより、ヨーロッパ全土でリベラリズムとナショナリズムが立憲政治という形で一体となったことである。ヨーロッパと日本におけるリベラリズムという概念を外山は、「民権」と訳す。イタリア人にとって、民権

³⁶¹ Margaret Mehl, *History and the State in Nineteenth-Century Japan*. (New York: St. Martin's Press, 1998), pp. 93-112.

は、独立と国家統一と不可分である³⁶²。イタリア民族に限ったことではない。ヨーロッパ中のナショナリストは、憲法の布告や選挙権の拡大など、既存の権利の強化・拡張を政府に強く迫った。外山の考察では、政府の対抗姿勢が強い場合は、民間側も武力使用をいとわず、より強硬な態度を示しかつ要求を激化させた。1848年には、短期的にみれば民権家の活動は失敗したかに思われたが、長期的にみれば生活改善の自覚を持った市民による政治参加は増加傾向にある。他方、共通の民族性、または強力な敵国に対抗するためには、より大きな政治的団体や行政単位（＝国家）を作る必要が生じる。

1880年代の世界情勢は、外山が明治13年の『民権弁惑』でかつて主張した、民権家と明治政府との双方に対する意見を裏付けた。外山は、薩長藩閥が、欽定憲法という形で、比較的早い時期に民権派の要求に答えたことに同意した。もし、民権家の要求を完全に拒絶し、言論の自由を法律で禁じ、民権家の活動を警察権力で封じたならば、明治政府を脅かすような極端な過激分子が生まれたであろう。西洋史は、加藤弘之や明治政府内部の尚早論が誤りであることを証明した。外山は、過激な民権家を絶対に許さない一部の薩長藩閥のような、反革命主義とは異なる。彼は、漸進的改革論者で、福沢のような官民調和を主張した。つまり、政府も、国民も、協力してフランス流の共和政治ではなく、英米流の政治制度を日本で実現しなければならぬと考えた。

富国強兵政策も文明開化も一応達成されたかにみえた明治22年頃には、日本社会のこれまでの変化に外山は相当程度満足していた。そして、彼は、キリスト教・西洋人・西洋文明・教育・教育者の社会的役割などに関する思考に修正を加えるにいたった。『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』で示されたように、西洋列強は、弱小国をいまだに侵略し、支配し、あるいは、内政に干渉している。しかし外山は、アメリカ留学中とは異なり、日本の独立を危惧することがなくなった。むしろ、日本を含め、イタリアやドイツの国家統一が、対外の危機によって達成された既成事実を重視した。憲法発布の頃の外山は、宣教師は、もはや日本の独立を脅かすことはないという楽観的確信を持った。キリスト教は依然として日本の文明開化を進める手段ではあるが、教会組織や讃美歌という道具を通して間接的に人民の道徳を純化させるよりも、宣教師という戦力を活用して直接的に邦人女子の教育を施すか、日本人のための学校設立に財政面で利用することに関心が移った。

このように、明治22年にもなると、外山の新たな認識は、世俗的・楽観的なリアルポリチックを重視しつつ、軍事的戦略に基づいた同盟を結ぶことが必要だとの考えにいたる。また、日本は、外国語教育も含め、一定の教育水準にまで達したと考えた。以後の教育目標は、以下の通りである。

①機会の不平等をできるだけ取り除くことで、薩長藩閥の増長を防ぐ。②特に大学を皇室の保護下に置くことで、政治と教育とを分離させる。③国民が税金を納め、生命を賭して国を守るという奉仕精神や納税義務に対し、抵抗を感じないようにさ

³⁶² 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、77頁。

せる。④日本がインドや清朝と共に、アジア進出を目論むロシアに対して、イギリスの防衛線となる。

西洋人でユートピア社会主義者が、国際情勢に関して、「今日の開化の度では、共々悪み、且つ、恐れる敵もないのに、違った国の人民が一つに成って睦間敷やっで行かう³⁶³」という理想論を外山は引用した。日本人で同様の発想をした人として、秋山清聳「宇内ニ一大政府ヲ設クベキ論」（明治9年）、植木枝盛「戦は天に対して大罪あること雑へたり、万国統一の開所なかるべからざること」（明治5年）、同「無上政法論」（明治13年）、中江兆民（1847-1901）「論外交」（明治15年）、同「外交論」（明治21年）などが挙げられる³⁶⁴。しかし、外山は、こうした理想論者と違い、各国が自発的に連合同盟を結ぶのがおぼつかない。それよりも、ロシアが武力行使するか、その可能性をちらつかせるかという形で、世界の憲兵をつとめ、他国をこの連盟に加盟させる公算が高い。換言すれば、「万国平和同盟」は、対外的脅威という「大恩」なくしては望めないと外山は考えた。

明治22年頃には、日本の多くの知識人の考えと同様、外山も、日本が世界のなかでは小国であり、アジアのなかでもイギリス領土のインドよりも存在感が薄いと考えた。「イギリスの藩屏なり」という表現こそ外山は使わないが、日本はイギリスと互恵的な同盟関係を結ばずにはいられないことを暗黙知していた。この認識は、死後、明治35年に、日英同盟という形で実現した。武威を海外に轟かすべく、対外強硬論者の勇ましい宣伝とも違い、外山は『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』の段階（明治22年2月）で、日本が海外雄飛の夢をみず、大英帝国の守護を甘んじていれば良いと思った。

尚、1880年代において、朝鮮民族に対する同情から、その独立運動支援を考えた福沢諭吉とも、外山は一線を画する。『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』で、「開化党」とも「日本党」とも呼ばれた朝鮮の「独立党」（Tokriptang）を支援せず、守旧派で清朝寄りの「事大党」（Sadaedang）にこそ共感を示した³⁶⁵。外山は、あえて、朝鮮を清朝の「属邦」のままに残しておき、旧来の華夷秩序や朝貢・冊封体制

³⁶³ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』（後編、上）東京、丸善、1909年、93頁。

³⁶⁴ 秋山に関しては、家永三郎『植木枝盛研究』東京、岩波書店、1960年、115頁。植木に関しては、『資料日本社会運動史 第1巻 自由民権思想』東京、青木書店、1968年、261-262頁。中江に関しては、松永昭三編『近代日本思想体系③ 中江兆民集』東京、筑摩書房、1974年、233-240頁、279-283頁。

³⁶⁵ 14世紀に始まる、明（後に清）王朝と朝鮮との朝貢冊封関係とは、朝鮮が決められ回数と手続きによって、明・清に朝貢（儀礼）を行い、明の皇帝が定めた歴を使用することと引き換えに、朝鮮の内政と外交を委任されることをいう。朝鮮が宗主国明・清の「属邦」となっても、内政や外交においては「自主」が認められていた。朝貢冊封体制は、東アジアに伝統的に存在する安全保障装置である。明治に入ってからできた、「独立自主」という訳語は、西洋の independent に相当する。しかし、朝貢冊封関係において、「自主」と「独立」とはイコールではなく、「自主」でありながら、「属邦」でもあることは矛盾しなかった。これが、問題化したのは、明治9年の日朝修好条規の第一款で「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ」と規定したことによる。朝鮮側からすると、「自主」ではあるが、「独立」ではないというのだ。月脚達彦『福沢諭吉と朝鮮問題』東京、東京大学出版会、2014年、41-45頁。

を維持した方が、朝鮮民族のみならず、日本にとっても有益な策であるとの立場をとった³⁶⁶。「文明」の看板を掲げて活躍する同時代のリベラルな知識人達からは、アジアの開化と発展を妨げる無知蒙昧な考えであるとの謗りを受けた可能性が高い。

外山の示した反干渉主義・対外的退嬰主義は、いわば小国主義の主張である。明治20年に「朝鮮は日本の藩屏なり」と高らかに主張した『時事新報』などと大いに異なる。(福沢諭吉ではない)同紙の論説委員は、後年、朝鮮の内政に干渉を唱え、軍事・政治・経済の面で、朝鮮を日本の防衛線に収めるべく論陣を張った³⁶⁷。また、家永三郎が指摘したように、植木枝盛ですら明治20年に『土陽新聞』で、「東洋をして衰頹の極に陥らしめ」る「支那主義」を有難がる朝鮮は、「実に亜細亜の大患」である、とまで断定した。植木によれば、清朝が朝鮮を属国とする根拠が一切なく、「実際の上にては、鶏林八道[朝鮮全土]を日本の植民地となすほどにまで至らしむるを望む」と、一種の経済的侵略説を主張するようになる³⁶⁸。

要するに、明治22年の『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』の時点で、外山は、自国防衛のため、或いは、福沢諭吉のような相手国を義侠心から撫育するつもりでの、アジア大陸への介入には無関心であった。その点で、中江兆民とも微妙に異なる立場をとった。中江が『東雲新聞』(明治21年)で、小国日本が、ベルギーやスイスと同様に積極的に非武装中立をとり、直接民主主義と道義的愛国心を尊重しさえすれば、自国独立が保もてると書いた³⁶⁹。他方で外山は、露仏独による領土割譲の末に国家を失ったポーランド人の過去を知っていた。その見識は、西洋史の研究から得たのである。それにもかかわらず、日本に関していえば、明治維新を経て、皇室のもとに国家統一が確固たる既成事実となった今、ロシアの動きに警戒しつつ、いわば楽観的なリアルポリチックに浸りながら、西洋列強の植民地獲得競争を眺めていたのである。

第五節 三国干渉と怨恨のアイロニー

日清講和条約調印のほぼ二か月前、明治28年2月14日に、ロシア国公使ヒトロヴォー(Mikhail Khitorovo)が、「台湾の割地は露国に於て固より異存なし。然れども、若し日本が島国の位置を棄て々大陸に版図を拡張するは決して日本のために得策に非らざるべし」との忠告を示した。それに対して、陸奥宗光(1844-1897)は、「日本自己の利害得失に至りては、我輩自ら考量すべき所なり」と突っぱねた³⁷⁰。ところが、ヒトロヴォーの恫喝には、まさしく「友邦の忠言」というべきものであ

³⁶⁶ 「社会結合 三大一統 露西亜の大恩」明治22年2月『山存稿』(後編、上)東京、丸善、1909年、98頁。

³⁶⁷ 月脚によれば、「福沢が日本による朝鮮の植民地化を唱えたことは一度もない。」月脚達彦『福沢諭吉と朝鮮内政問題』東京、東京大学出版会、2014年、iii頁。

³⁶⁸ 家永三郎『植木枝盛研究』東京、岩波書店、1960年、464-465頁。

³⁶⁹ 松永昭三『中江兆民の思想』東京、青木書店、1970年、61-97頁。

³⁷⁰ 陸奥宗光『蹇蹇録』東京、岩波書店、1933年、276頁。

った。実は、『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』で、外山も、本土非干渉主義に関して、ほぼ同一の見解を示したことは既に述べた。すなわち、目先の利益を求めるより、大陸の紛争に巻き込まれない方が賢明だと。明治22年の外山の忠告が聞き入れられていたら、日清開戦はなかったかもしれない。また、ヒトロヴォーの指摘したとおりになっていたならば、あるいは、日本もアジア諸国も、多くの苦しみを味わわずに済んだであろう。しかし、両者の構想とは逆に物事は進んだ。

明治28年4月23日の三国干渉の結果、従来イギリスの保護に甘んじると考えていた外山は、「弱者」であることは罪だと強く自覚するに至る。三国干渉を契機に執筆した「忘るゝな此の日を³⁷¹」（明治28年5月）には、外山特有の鋭いアイロニーと怨恨の念とが入り混じる。

遼東半島の返還を「某々友国」に強制された。しかし、彼は、その見返りとして「更に数倍の価値ある宝」、「最も大なる恩恵」を「我に惜し気もなく恵与した」、まさに、「恩者なり」³⁷²。外山は、反復質問の形で、その訳を説明する。差し当たって日本国民が最も警戒しなければならないのは何か。復讐を狙う清朝だろうか。新興国家日本の勢力拡大を嫉む西洋列強か。いや、そうではない。国民が最も警戒すべきなのは、大国清に楽勝したあまり、自己満足に浸かっている慢心である³⁷³。その意味では、「某々国の忠言の我に対する友誼実に厚し³⁷⁴。」なぜなら、我が国民に世の中の真実を教えてくれた。これは、「某々友国の恩賜」に他ならず、「某々友誼邦の恩は実に大なりと云うべきなり」と³⁷⁵。

では、世の中の真実とは何か。外山は寓話によって読者に教え諭す³⁷⁶。ある日、荷台につながれた牛が重荷に耐えかねて倒れた。飼い主は「畜生」=ロシアであり、牛に容赦なく鞭をあてて動かそうとする。しかし、群衆=世界各国が無言に嘆くうちに、牛は悶死する。もう少し先では、違う群衆が、布に包まれた小さい何かを見ている。群衆の一人がその布を取り払うと、「小兒」の死骸がでてきた。「小兒」を死なせて遺体を放置したのは「鬼」=イギリスである。また、群衆が無言に嘆く。そこで、語り手=外山はいう：「非道の世なり、無慙の世なり。」牛も赤子も「無辜」の犠牲者であるのに、なぜ、このような悲しい最期を遂げなければならぬのか。そこで語り手は再考してから、またいう：「然れども、彼の馬彼の小兒、彼等

³⁷¹ 「忘るゝな此の日を」明治28年5月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、314-319頁。

³⁷² 「忘るゝな此の日を」明治28年5月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、316-317頁。

³⁷³ 「忘るゝな此の日を」明治28年5月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、317頁。

³⁷⁴ 「忘るゝな此の日を」明治28年5月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、316頁。

³⁷⁵ 「忘るゝな此の日を」明治28年5月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、316-319頁。

³⁷⁶ 「忘るゝな此の日を」明治28年5月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、318-319頁。

は果たして無辜なりしか。犯せる罪とては果たして一もあらざりしか。」否、「彼等は共に弱者と称する最大最悪の罪者…弱者たる勿れ弱者たる勿れ」。

明治22年に外山は、ロシアが世界の覇者として、陰で偉大な業績をあげていると指摘した。ロシアによる対外膨張と干渉主義が、皮肉にもイタリアやドイツの近代国家統一を助けたのみならず、将来、多国間の同盟を育み、バランス・オブ・パワーを通して世界中の安全保障を保つ機能も期待できる。我々はロシアのそうした隠然たる「賜物」や「大恩」に感謝するべきであり、決してロシアに弱い者いじめとの酷評を下すべきではない。明治28年にいたっても、全く同じロジックを用いる。今回も、ロシアの脅迫と干渉によって、日本は自惚れと自信過剰という危険から救われている。ロシアの行いは実に「大恩」であるから、ありがたいと思わねばならない。昔日の楽観的な姿勢はすでになく、鋭敏な比喩的表現が衰えをみせぬまま、今や怨恨に満ちたアイロニーに変わってしまった。外山は、ロシアが「万国共和政治」の大役を担い、日本もその利益に預かるであろうと、かつて考えていた。しかし、明治28年になると、日本は完膚なきまで弱肉強食のディストピアに吞まれてしまい、スペンサーの理想的「産業型社会・商業時代」は、半永久的、もしくは、それ以上にも長く、実現不可能なものとなったのである。

建部遯吾は、恩師外山の伝記に「忘るゝな此の日を」を引用して、三国干渉が外山のなかで怒りに基づくナショナリズムを掻き立て、復讐を誓わせた、と主張している³⁷⁷。ところが、この限りにおいては、日本国民共通の感情であり、外山独特なものではない。一体、外山の反応にどういう特徴があったか、建部の記述からは知るべきがない。また、建部は外山の皇室崇拜についてごく軽く触れる程度に過ぎず、具体的に、いかなる形で崇拜したのか、また、後年、それがどのような結果を招来するかについては、なんら指摘が見当たらない。

外山の三国干渉に対する反応に関しては、陸奥宗光のそれと比較して吟味することが肝要である。陸奥は、三国干渉の経緯を『蹇蹇録』で、次のエピソードによって紹介する。明治28年4月23日、ロシア公使ヒトロヴォーが口頭で次の意見開陳を行った：「遼東半島を日本にて所有することは、畜に常に清国首府を危ふくするの恐れあるのみならず、是と同時に朝鮮国の独立を有名無実と為すものにして…露国政府は日本皇帝陛下の政府に向て重ねて其誠実なる友誼を表せむが為め茲に日本政府に勧告するに、遼東半島を確然領有することを抛棄すべきことを以てす³⁷⁸」。数日後、陸奥は、「日清講和条約は既に我 皇上の御批准迄済みたる 今日にお及び、遼東半島を抛棄するは頗る至難とする所なり」、また、重ねて「その條約は既に我 皇上の御批准を経たる 今日に在りて之〔遼東半島〕を抛棄するは甚だ至難とする所³⁷⁹」である、と念を押した。

³⁷⁷ 建部遯吾「教育家外山正一先生」『教育』第1巻、第9号、1933年。

³⁷⁸ 陸奥宗光『蹇蹇録』東京、岩波書店、1933年、250頁。

³⁷⁹ 陸奥宗光『蹇蹇録』東京、岩波書店、1933年、250頁、258-259頁。

外山も陸奥とは同感であった。清朝による遼東半島の割譲が明記された下関条約を、政府が天皇の承諾を得て4月17日に批准した。ヒトヴォーが横車を押して抗議を行ったのは4月23日である。こうした、ロシアによる暗黙の恫喝を拒み切れない明治天皇は、やむを得ずヒトヴォーの「勸告」を受け容れる他ないとの勅語を5月10日に発布して、それが13日付の官報に掲載された³⁸⁰。「忘るゝな此の日を」との題名は、1895年5月13日を指す。そのなかで、外山は、「我が英聖文武なる 天皇陛下が大御心に適し、間然する所なしとせらるゝに拘わらず、友邦の忠言を容れ給ひて半島地域還付の事を特に政府に命じ給ひし³⁸¹」との心境を吐露した。

天皇が「間然する所なし」（非の打ちどころがない）と捉えているにも関わらず、これを理不尽にも撤回させたことに外山は憤慨している。天皇の意思を尊重しないという行為自体は、外山が賞賛した「思慮ある」大久保と西郷がかつて幕末期に演じた「非義の勅命は勅命にあらず³⁸²」という詐術と理屈において何ら変わらない。しかし、明治28年になると外山は、もはや、天皇がいったん認めた条約に異を唱えることは絶対に許されないと考えるに至っている。ヒトヴォーの押しつけた無理難題は、忍耐の限度をはるかに超えていた。それにも拘わらず、外山は「友邦の忠言」というあざけりに満ちた婉曲表現を使っている。つまり、今の日本は小国であるが故に三国干渉を甘受せざるを得ないが、将来は「大御心に適」なうように軍事力を蓄えねばならないという自覚ともとれる³⁸³。

ことの重大性は、国力の強弱、遼東半島の返還などに限ったものではない。また、問題の核心部分は、外山が狭隘な排外主義に身を任せたことでもない。それよりも、日本国政府首脳みずからが、神格化した天皇の意思表示を差しおいて、外国と合意に達したことの方がはるかに深刻である。外山自身がそこまで予期しようはずもないが、後年「人民の名において」結んだ1928年不戦条約も、海軍の兵力量を軽減した1930年ロンドン軍縮条約も、受諾された三国干渉と同様に、天皇大権干犯に相当する³⁸⁴。今日まで見落とされてきた、「忘るゝな此の日を」のもつ歴史的意義が、そこに潜んでいる。

³⁸⁰ 藤村道生『日清戦争』東京、岩波書店、1973年、178頁。

³⁸¹ 「忘るゝな此の日を」明治28年5月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909年、315頁。

³⁸² 井上「統一国家のヴィジョン」、橋川文三、松本三之助編、『近代日本政治思想史』東京、有斐閣、1971年、122-123頁。

³⁸³ 遼東半島をめぐる詔勅について、別の見解もある。佐々木雄一「近代日本における天皇のコトバ——遼東還付の詔勅を中心に」御厨貴編『天皇の近代——明治150年・平成30年』東京、千倉書房、2018年、141-174頁。

³⁸⁴ 統帥権の独立については、大石眞『日本憲法史』東京、講談社、2020年、319-326頁参照。

終章 結びに代えて

外山の直弟子にあたる三上参次と建部遯吾は、親しい間柄であっただけに、外山の生涯について詳細に描くことができたが、思い入れやバイアスもあり、時代的制約からも逃れられなかった。よって、戦後の実証主義的・科学的研究水準からすれば、彼等の伝記には問題がある。また、戦前・戦後に活躍した清水幾太郎や、戦後世代の清水瑞久や斎藤正二は、外山の自由主義を強調しすぎた傾向がある。また「戦争型社会」から「産業型社会」への発展という概念に注目するあまり、外山のスペンサー解釈が歳月の経過や状況の推移につれて変化したことを考慮せず、早計な分析を行った。

本稿は、外山をリベラル・保守・ナショナリストのどれかに区分するのではなく、近代的国民国家を形づくるうえで、彼がどのように歴史的に重要な役割を果たしたかを、従来よりも幅広く史料調査を経て検討することが一つの目的であった。結びに代えて、先行研究の欠落を埋めつつ、外山の言行の一貫性あるいは歴史学研究に不可欠な「変化」(change)が、いつ、どのように、なぜ、起きたかなど、筆者なりの見解を述べる。そのカギになるのは、留学体験や東京大学時代の外国人教師との交流、本稿に翻刻・添付した三点の史料、そして、外山独特の論理構造である逆説的思考・アイロニーの分析にある。

①従来通り高等教育を旧士族に限定したい加藤弘之や、官僚養成機関たる役割を帝国大学に課すことで藩閥政権の増長を計る伊藤博文・井上毅・山県有朋等独逸国家学を押し人達と、英米系政治学の系譜にくみする外山とは、あるべき政治と行政・政治と学問の在り方を巡って対立していた。外山が考える学士の役割とは、政府に対してもときには厳しく批判するシビル・ソサイエティの担い手として、外国人と対等に交流するだけの外国語能力を有しつつも、自国の歴史と文化に精通したソフト・ポリチックを担うステーツマンである。しかしその裏には、孫子の「詭道」たる「己を知り彼を知らざる者は敗を取らん³⁸⁵」を実践しようという戦略的思考が働いていた。

②本稿では、新史料をもとに、中等教育から高等教育への接続の問題に関して、新たな視点を提示することに成功した。外山が目指したのは、個々人が己の本分を発揮できる、また個人の能力に沿った教育が受けられるような制度であった。ところが、現状は官立学校優位の制度が存在していた。教育史の天野郁夫によれば、公私立学校の卒業生の就職分布に差があったために、明治以降の経済的發展が効率よく進んだという側面がある³⁸⁶。しかし外山は、執拗に私立学校にも大学予科教育課程を設置するべきことを訴えた。これは、当時流行中の誤った「自由教育論」(高等

³⁸⁵ 「彼を知りて己を知れば、百戦して殆うからず。彼をしらずして己を知れば、一勝一負す。彼れをしらず己を知らざれば、戦うごとに必ず殆うし。」金谷治訳注『孫子』東京、岩波書店、1963年、41-42頁。

³⁸⁶ 天野郁夫『旧制専門学校』東京、日本経済新聞社、日経新書、1978年。

教育の自由放任主義) や、高等中学校廃止論などと対立する考え方であった。学制改革論者等の様に、義務教育だけで終わる貧民の子弟と大学まで進学するであろう中流以上の国民の子弟とを最初から別々の学校体系に振り分けるという考えに外山は同意しなかった。

外山は貧富や地方と中央の間の格差を是正するために、できるだけ多くの生徒・児童に中等教育を行き渡らせようと尽力した。もちろん、実際に進学できる生徒の数には限度があったが、それでも学期試験を誰でも受けられるようにオープンにすることで、入学後の生徒の競争心を掻き立てるなどの工夫をした。それは、英米社会に滞在したときに感じとった、アメリカン・ドリームと実力主義とに基づく自発的団結が国民国家を生み出す、という確信に由来したに違いない。アメリカン・ドリームとは、出自ではなく、人生の選択と努力によって、誰でも中流階級として社会的地位を得て、紳士として扱われることができるというものであった。この考え方が、明治初期の青年の社会的上昇や立身出世熱をあおった。帰国後、外山が取り組んだ教育改革—外国語教授法の改善、日本人にあった教育カリキュラムの編成、これらを実践する良質な教員の養成と全国的普及、女子教育を宣教師に委ねること—などは、社会的上昇をより現実のものにしたいという外山の願望の現れである。

③明治 13 年頃、政府が個々人に対する非干渉主義を唱える *laissez-faire* 思想を、外山は「任他主義」と訳した。当初は、外山もスペンサーの思想に倣い、できるだけ政府が個人の生活に干渉するべきではないと考えた。つまり、政府の積極的介入が許されるのは、自由競争の土台に個人の力ではどうにもならない構造上の不均衡が存在するときのみに限定するべきであると考えた。裏返してみれば、人間が生まれ持った能力を十分に発揮できる環境さえ整っていれば、社会は進歩し続けるというオプチミズムを持っていた。しかし外山は、徐々に職分論を全面に出すようになり、やがて明治 28 年の三国干渉後には、政府の干渉をより積極的に肯定する国家主義に傾倒した。機会均衡主義とは相いれない側面があるものの、外山は「上等」と「下等社会」の人々それぞれに対し、異なった役割を求めたが、差別はしなかった。「上等社会」の人には教育を通じて社会のトップに立つことを求め、「下等社会」の人に対しては広く一般教育を施し、リテラシーを高め、税金や兵役の義務を負うことに抵抗せず、一国民としての自覚を持って日々自分の職分を全うする「良民」となることを必要とした。しかし、これは「矛盾」とまでは断定できないだろう。この政策の中核には、どの職も有用であり、「尽忠報国の義務」を負うという点では、国民に優劣を付けるべきではないという考えが根底にあったからである。そして、当時男子にのみ使用された「公民」という言葉を女子にも使用した。

然らば、男子も女子も人類として、人間としてせねばならぬことがある。此点は男子と女子とに共に教育を受けて、その生来受け得たる性質を発達せしめて行かねばならぬ。又、男子も女子も国家の公民である。或は、政治上に於ては公民と云ふ語は、男子のみに使って女子には使はぬと云ふかもしれぬ

が、実際に於ては男子も女子も一国の臣民であつて、国家に対して男子と女子とが同じ用な義務を持っている場合もある³⁸⁷。

④しかし、28年の三国干渉によって、明治20年頃から外山が研究を進めていた皇室崇拜と、対外強硬策とが直接結びついた結果、国家と個人とを同一視する「没自的主義心」の大切さなどを強調するに至る。

生存競争は客観的の事実なり。而して、吾人自らも、亦、其の範囲内にあることを認知する者なり。国家の生存、社会の生存には国家的主義心、社会的主義心の必要成る事も、之また、吾人の認定する所なり。国家衰亡の一大原因は、此の没自的主義心の消滅にあることは疑ひなきが如し。希臘の滅亡の如き、羅馬の滅亡の如き、其の原因は、或は一に止まらざるべしと雖も、是れ等国民の中に、没自的主義心の消滅せしが如きは必ず、其の一大原因なりしならむ。現今、支那帝国の一大困難も、亦、此の精神の欠乏にあり³⁸⁸。

ここで、英米社会における個人の自由と国家の主権の対立という図式は見当たらない。従来、外山が強調していた「任他主義」理論も改められている。つまり、齋藤正二が強調したこととは異なり、外山は、ダーウィンの自由競争の原理や、スペンサーの軍務型社会から産業型社会への発展という理論的概念に「忠実なる信奉者³⁸⁹」ではなかった。アメリカ留学体験での教訓をもとに、種々の改革を提案していくなかで、外山は、スペンサー理論を鵜呑みにせず、日本固有の社会の発展と変化に柔軟に適応しつつ、自身の長期目標である自発的団結による国民国家形成を試みたのである。

⑤総じていえば、先行研究者が脱落させてきた最も大切な視点は、外山の対外認識によく表れていた逆説的思考である。例えば、明治13年の『民権弁惑』では、フランス革命の歴史的背景を批判的に紹介する形で日本の急進的革命家に対して、それを教訓として戒めた。同時に薩長専制政府に対しては、穏健な民権運動を力で弾圧せずに、国会の早期開設を促した。また、加藤弘之ら国会開設尚早論者に対しても、譲歩の姿勢を含む暫定的な政治改革路線の必要性を説いた。さらに、明治22年には、西洋史の解析を通して、欽定憲法発布を迎えた日本のアジアにおける優越性を賞賛しつつも、世論で喧しく唱えられていた対外膨張論に警鐘を鳴らした。

イギリスが、兵力や経費を損なうことなくヨーロッパ本土との同盟関係を利用して、交易中心の植民地政策を巧みに進めている実態を観察した外山は、日本もアジア大陸に可能な限り関与するべきではないことを説いた。つまり、朝鮮の「独立」を主張せずに、あえて清・朝の宗属関係を黙認したまま、イギリスと同盟関係を結

³⁸⁷ 「女子教育の方針如何」明治30年11月『山存稿』（前編、下）丸善、1909年、53頁。

³⁸⁸ 「人生の目的に関する我信界」明治29年4月『山存稿 前編上』丸善、1909年、640頁。

³⁸⁹ 齋藤正二「外山正一博士の社会学論」『日本法学』14巻、92号、1948年、91頁。

ぶことにより、ロシアと対抗した方が賢明だと考えた。イギリスの保護下であれば、たとえ東アジアの華夷秩序（換言すれば、非文明的固陋の因習）に基づいた朝貢・冊封体制を部分的に温存させることとなっても、国際秩序の安定および自国の安全が保障される。要するに、西洋流の文明開化を日本またはアジアの目標として掲げつつも、それらに盲目的に無条件に固執する態度をとることはなかった。

同時代の著名な人物と比較すれば、外山正一は、忘れられた教育者と言わざるを得ない。確かに、森有礼ほど大きな役割を果たしておらず、また、福沢諭吉ほど思想の幅と深さをもたなかった。しかし、外山の言行は、幕末から明治前半期にかけての激変期をそれなりに具現したのである。本稿で、外山に即して取り上げた様々な個別なテーマは、19世紀日本の歴史的展開を理解する一助となるであろう。

東京大学総合図書館 (A00 6562) より翻刻した史料3点：史料①「分科大学新設意見」
(明治22年から23年前半と推定)

帝国大学ノ他ニ尚ホ一ノ大学ヲ設立スルノ必要

- 一、如何ナル事業ト雖モ競争者ナキ時ハ腐敗ニ陥ルノ懼レアルガ故ニ大学事業ノ如キモ、コノ弊ヲ免カレンガ為ニハ全国ニ唯一個ノ大学ヲ置クヲ以テ足レリトセズシテ、帝国大学ノ外ニ更ニ尚ホ一個ノ大卒ヲ設立センコト甚ダ必要ナリ。
- 一、概シテ中央集権ハ国家隆盛ノ為メニ有害ナレドモ、就中弊害ノ甚ダシキハ教育上ノ中央集権ニ在リトス。今日ノ如ク東京府下ヘノミ学生生徒ノ輻湊シ来ル為メニ生スルノ弊害ハ、実ニ甚ダシト謂フベシ。是レ必竟大卒ハ特リ帝国大卒ノミニシテ、高等中卒ハ全国ニ七個アリト雖モ、第一高等中卒ノ外ハ有レドモ無キガ如キ事情ナルニ原因スルコト尠ナカラザルナリ。蓋シ、コノ教育上ノ中央集権、即チ、東京府下ヘノミ学生生徒ノ輻湊スル弊ヲ矯正セン為メニハ、一方ニ於テハ帝国大卒ノ外ニ尚ホ一個他ニ大学ヲ設ケ、一方ニ於テハ地方ノ高等中卒ヲシテ、第一高等中卒ニ劣ラザルモノト為シ、且全国ノ中卒校ヲ改良シテ、高等中学ノ豫科ニ当ル教育ハ充分中学ニ於テ受ケ得ベキモノト為スニアルナリ。
- 一、地方ノ高等中卒及ビ尋常中卒ヲ改良スル為メニハ、地方ニ良教員ヲ増スコト第一ノ必要ナリ。而シテ地方ヘ良教員ヲ得ルハ今日ニ於テハ最モ至難ノ事ニナリ居レリ。然レドモ、之ヲ得ルノ方法決シテ難キニアラズ。帝国大卒ノ外ニ更ニ尚ホ一個ノ大卒ヲ設立シテ、教育ニ身ヲ委子ントスル如キ志望ノ者ニ卒資ヲ給シ、教員養成ノ道ヲコノニ大学ニ於テ開クニアリ。
- 一、大卒ト称シ得ルニ足ルノ資格ナキ学校ヲ以テ大卒ト唱ヘ、大学教育ヲ授クルトイフ者アレバ、是等ノ学校ヘサヘ生徒ノ輻湊シ来ルハ、帝国大卒ノミニテハ尚ホ大学ノ足ラザルヲ證スルニ足ルナリ。
已上ハ即チ、帝国大学ノ外ニ尚ホ一個大学ヲ要スル理由ノ一二ナリ。然レドモ、俄カニ一ノ大卒ヲ新設セントスレバ巨額ノ資金ヲ要スルガ故ニ、先ヅ差当リ二、三ノ分科大学ヲ設立シ、漸次ニ他ノ分科大学ヲ増設シテ、遂ニ数年ノ後ニ一ノ大学、即チ、ユニヴェルシテイトナスベシ。而シテ、其分科大卒ヲ起スニハ、第三高等中学ノ如キ学校ヲ変化シ、第一着ニ法科、文科、理科ノ三分科大学ヲ設立スルニアリ。今其理由ヲ挙グレバ左ノ如シ。
- 一、法科大学ハ、世ニ需要最モ多キモノナリ。法卒ヲ卒バントスル者、今日甚ダ多シ。特リ帝国大学ノ法科大学ニ生徒ノ数非常ニ多キノミナラズ、私立学校ト雖モ、苟モ法学学校トサヘイエバ何レノ学校モ皆生徒ノ数甚ダ多シ。然レドモ不完全ナル法学校ノ多ク増殖スルコトハ、国家紊乱ノ基ナリ。帝国大学法科大学ノ外ハ尚ホ一個善良ナ

ル法科大学ヲ設立スルハ、今日ノ急務ナリ。

一、文科大学ト理科大学トノ如キモ、法科大学ト共ニ先ヅ第一着ニ新設スベキモノナリ。今日尋常中卒并ビニ高等中学ニ於テ良教員ノ欠乏スルハ何人モ知ル処ナリ。而シテ、之ヲ増加スルニハ、如何スベキヤト謂フニ、特リ文科大学ト理科大学ノ卒業生ヲ増加スルヲ謀ルノ一方アルノミニシテ、コノ目的ヲ達セン為メニハ現在ノ文科大学理科大学ノ外ニ、更ニ文科大学ト理科大学トヲ各一個ヅツ新設シテ、給費生ノ方法ヲ以テ、此等学校ニ於テ多クノ卒生ヲ養成スルニアリ。実ニ文科理科ノ二分科大学ハ教員養成ノ為メニハ、最モ必要ノ分科大学ナリ。

一、東都ノ高等中学ノ如キモノヲ変シテ文科大学理科大学ノ如キモノヲ新設スルハ教育上ノ一大儉約ナリ。夫レ文科大学理科大学ノ教員ハ、其学科ノ性質タル高等中学ノ授業ヲ兼ネルニ最モ適シタルモノナリ。左レバ、高等中学ノ豫科ヲ尋常中卒へ渡し、高等中卒ニハ特ニ高等中学ノ本科ノミヲ置クコトヲナサンニハ、他日高等中学ノ生徒及ビ分科大学ノ卒生非常ニ増加セン時ハ兎モ角モ、今日ノ所ニテハ、高等中学現今ノ歳出費用ヲ僅カニ増加セバ新設ノ理科大学文科大学ノ教員ニ於テ其ノ地方ノ高等中学ノ教授ノ多分ヲモ受持コトヲ得ルベシ。実ニ教育上ノ一大儉約ト謂フベキナリ。

論者或ハ曰ハン、高等中学ノ豫科ヲ尋常中学へ渡コトノ如キハ到底出来ザル所ナリト。如何様或ハ地方ニ於テハ、或イハ然ラン。然レドモ、コレハ大イニ高等中学ノ仕向ケト助成トニ依ルコトナルガ故ニ、其出来得ルト否トハ高等中学校長及ビ教員ノ人物如何ニヨルモノト謂フベシ

新設法科大学文科大学理科大学ノ歳出概算ハ左ノ如シ（若林注記：歳出は略す）

史料②「専門学校令案ニ関スル意見」明治23年8月

一、本令案ハ、概シテ干涉ニ過グルノ失アルガ如シ。中学校ノ如キハ純然タル教育事業ニ与ル處ナルガ故ニ、中学校令案ノ主義ノ如キ干涉主義ヲ取ルモ、其ノ謂レ無キニアラザレバ、専門学校ノ如キハ、其与ル處ノ業務ノ性質タル既ニ教育ヲ授クルニ非ラシテ、第一学藝ヲ授クルニアルガ故ニ、之ヲ整理スルニ、中学校ニ於ルト同一ノ主義ヲ以テスルノ必要無キノミナラズ、却テ益無クシテ害アルモノト云ルベキガ如シ。

一、専門学校ハ、強チニ一定ノ程度ナルヲ要サザルナリ。中学校ノ程度ノ一定ナラザルベカラザル如キトハ全ク異リタルモノナリ。サレバ府縣郡立市立私立専門学校ノ学科及修業年限ニマデ、文部大臣ノ許可ヲ要スルトスルハ、干涉ニ過グルガ如シ。認可若クハ、開申位ノコトニテ充分ナリ。教則ノ如キモ私立学校ニ係ルモノハ府縣知事ノ認

可若クハ之ニ開申スル位ニテ充分ナラン。故ニ、第三條ハ、右ノ主意ヲ以テ修正スベシ。

一、第四條定員ノ如キモ固ヨリ一定ノモノトアルベキ筈無シ。程度ノ高下ニ從ツテ教員ノ数ニ多少ノアルハ当然ノコトナリ。若シ専門学校ニ階級ヲ立テ、一級ノモノハ何ノ程度、二級ノモノハ何ノ程度、三級ノモノハ何ノ程度ト豫メ定ムル如キニ抛ラバ、定員ニ関スル許可ヲ為スニ当テ標準トスベキ處モアルベシ。左モ無クバ定員ハ何人ナルベシト判断ヲ下スコト六ヶシカルベシ。故ニ本條府縣知事ノ許可ノ如キモ認可若クハ開申ニテ然ベシ。然レドモ、高等ナル専門学校ニハ、其ノ程度ノ大学ノ学部ノ程度ト同一ノモノ無シトセズ。斯ル専門学校ト認メラレン為メニハ、其教員ノ定員ト大学ノ該当学部ノ教員定員ト同一タルベシト云フガ如キ規則ヲ設クルハ固ヨリ当然ノコトナリ。

一、第五條生徒ノ資格定員及学級ノ生徒員数ノ如キモ大学ノ学部ニ準セントスル如キ標準アルノ分ハ敢テ干涉スルニ及バザルガ如シ

一、第六條モ、同断許可トアル處ヲ認可若クハ開申ト改ムベシ

一、第七條ハ何種ノ専門学校トカ何様□ノ専門学校トカ、何認可ノ専門学校トカニ関スルモノナラバ、格別、□ナクシテ、一定ノ規定ヲ設ケンコトハ出来ザルベシ。而テ前段云ヘル如ク専門学校ニハ様々ノ程度ノモノアリテ固ヨリ妨ゲ無キガ如シ。

一、第九條ノ「大学ノ学部ニ準スベキモノトス」ノ準ズハ何ノ點ニ於テノコトナルヤ、分明ナラズ。

一、第十條ハ「高等中学校卒業ノ者、又ハ之ニ等シキ者ヲ入学セシムル所ノ専門学校ニシテ其程度ノ大学ノ学部ト同一ナルモノハ其卒業生ニ大学卒業生ト同一ノ学位若クハ称号ヲ授クルヲ得

「高等中学校ノ卒業ノ者、又ハ之ニ等シキ者ヲ入学セシムル所ノ専門学校ニシテ前項、程度ニアラザル者ノ卒業生並ニ尋常中学校卒業ノ者、又ハ、之ニ等シキ者ヲ入学セシムル所ノ専門学校ノ卒業生ニハ、文部大臣ノ許可ヲ受ケ、其学校ニ於テ得業士ノ称号ヲ授クルコトヲ得。

右ヲ以テ第二項ト為スベシ、原案ノ第二項ヲ第三項ト成スベシ

第二項ノ専門学校ノ上ニ「完全ナル」ノ四字ヲ冠スルヲ要サズ。何ントナレバ「文部大臣ノ許可ヲ受ケ」トアレバナリ

一、第十二條中私立専門学校ノ設立ニ関シテハ許可ノ權ヲ改メテ認可若クハ開申トスベシ

一、第二十六條ハ「官立専門学校及ビ之ト同等□ナル府縣郡市立及私立専門学校教員ノ資格ハ勅令ヲ以テ之定ム」ト改ムベシ

一、第二十七條、第二十八條ハ削條

一、第二十九條ハ「府縣郡市立専門学校及之ト同等ノ私立専門学校教員ハ、勅任官、又ハ奉任官、又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモノトス。但、其ノ待遇スベキ官等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト改ムベシ。

公立ト私立トノ故ヲ以テ、同等学校ノ同資格教員ノ待遇ヲ異ニスルノ不可ナルハ中学令ニ対スル意見書ニ於テ述ベタル如クナリ。書記待遇ノコハ云フニ及バズ書記ハ教員中ニ就キ任用スベキモノトアレバナリ

一、第三十條中「奏任官ノ待遇」ノ上ヘ「勅任若クハ」ノ六文字ヲ加フベシ

一、第四十一條中「監督上必要ト認ムルトキハ」ノ十二字ハ削除スベシ。其理由ハ中学校令案ニ対シテ意見書ニ於テ述ベタル如クナリ。

以上ハ即チ専門学校令案ニ対シテノ小官ノ意見ナリ。

文科大学教授

明治二十三年八月 日

外山正一

史料③「大学予科教育に関する意見」明治27年7月と推定

従来、当局者に於て高等中学学科改正の必要を主張せられ多る重なる理由は、大学を卒業する迄では学生をして過度奈る歳月を費さ志むる能弊ありとする尔てありき。今回改めて大学は豫科之年限を三年とせられんとするが如きは、学制上に於ては、従前に比して修学年限を一年増加するコル奈れども、實際に於ては却て之を従前よりは短縮せんとする能企画に出でしものならん。即ち、尋常中学校との連絡を實際に附ケんと能目的の為めなりと云はんか。果たして然らば、苟も文部大臣に於て正当能尋常中学校なりと認定せられ多る尋常中学校能学科を卒業し多る生徒尔在ては更に特別之入学試験を用ひずして直に高等学校に入学する（編入し）行せ志めて大学豫科能学科を履修するを得せ志めらるべき筈奈らん。何んと奈れば若し高等学校に入学して大学豫科能学科を履修せん為めには更に競争的入学試験を経べきものとせん尔は到底学生の修学年限を短縮する能望は絶え多コト云はざるべからざれば（るものなれば）なり。然るに過日専門学務局長之言に據れば、当局者之考案にては、今後も尋常中学卒業者が高等学校に入学して、大学豫科之学科を修むるを得るニハ、改めて競争入学試験を経べき者とせられんとす（る）□□□（の事）なり。果たして然らバ、実に憂ふべきコト云ふべきなリ。学生の修学年限は短縮せらるるコハ奈くして、却て長伸する能恐れあればなリらん。抑も高等中学に於て行はれんとする競争試験の性質多る、入学志願者が適當奈る中学教育を受けし者奈るや否を判定せん為め能もの尔非らず志て、单尔志願者互の学力の優劣を識別せんとする之目的にある者奈らん。実尔恐るべきの試験なり。受験

者は、特に正当尔尋常中学校学科を修め多る而已奈らず、受験者中尔て優等奈る学力を有するを要すべき奈り。此能試験之不正尔して、且つ、有害奈る事は小官能喋々を待多ず志て明白奈らん。此之恐るべき競争試験を不必要と廢する之途ハ、此際当局者に於て充分攻究せらるべき所奈らんが、（孰れは）其の方法に関して、聊か愚見を陳述志て文部大臣の御参考に供するヲ左の如し

一、大学豫科能学科は、特り高等学校豫科に於て授け得べきものと為さずして、公立若くは私立の学校にても亦授け得る様に奨励之途を開くヲ

一、右奨励之方法は、高等学校之大学豫科に於ては進級試験なるものを設置し、此の試験には特り、高等中学校の生徒而已奈らず他の学生と雖も尋常中学の卒業者に於て卒業後一年以上を経過志多る者は共に加はりて之（の試験）を受け得るべき者とし、及第者にハ大学豫科何年学科卒業の証書を与ふるヲとすべし。而して第三年の試験を受けんとする者ハ必ず、第二年の卒業証書を有する者に限るヲとすべし。

一、右の如くする時は、天下に大学々生と成り得べき資格を有する者は、甚だ多なるヲ□らん。然れば、其中にて大学生と成り得る者は、学資と健康と志望とを兼有する者而已に限るは勿論ならんが、之を兼有する者を悉く大学に入学せ志めて教授せんヲば、当底早晚出来べからざるに至らん。然らば如何にすべき可。即ち、高等学校の専門科を利用すべき奈り。高等学校専門科之卒業生に志て、大学豫科卒業証書を有する者、大学に於て成規之試験を経多る時は、大学卒業生と同一之称号を授与する者とすべし。

右の方法に依らん尔は、不正有害□酷極り無き競争試験の淘汰□に由て、無限尔人員を制限するを要せずして、学資と健康との許す限り、幾人にてても大学豫科之学科を修め学資と健康の許す限り、幾人にてても大学学科卒業生之資格を得せ志むるを得べし。最後に、大学豫科教育之事尔付て一言せん、従前に在ては高等中学にあらずんば、大学予備之教育は授け得べき場所は無き能姿奈りしが、今後は私立学校と雖も、唯々一種（能）大学豫科学科を設けんヲは、左まで難きヲにはあらざる奈らん。就中、法文二大学の豫科学科之如きは之を設備せんヲは決して難きにあらざる奈らん（然る奈らん）。されば、一旦高等学校に於て進級試験を公開之ものと為して、校外の志願者にも受験の権理を与ふる事と奈さんには一□奈りとも大学豫科学科之設備を為さんとする能学校は決して尠奈からざる奈らん。宣敷利用すべき奈り。

七月一日—————外山正一

井上文部大臣殿

<参考史料>

①外山正一関係史料：

外山正一「亜米利加国婦人倶楽部連合大会解説ニ付津田梅子他一名参列一件 附英国へ応招ノ件」明治31年5月30日-明治31年12月22日 外務省外交史料館所収
外山正一関係史料 東京大学総合図書館所収

外山正一「漢字を廃し英語を熾に興すは今日の急務なり」明治17年6月25日『東洋学芸雑誌』第33号、70-75頁。

外山正一述、三上参次編『山存稿』前編（上、下）、後編（上、下、英文史料）東京、丸善、1909年。

外山正一「新体誌鈔」明治15年8月『山存稿』（後編、下）東京、丸善、1909、203-232頁。

外山正一「大学へ天下の人材を輻輳せしむるの法」明治15年2月『文部省往復』Mo50、625-639頁。

外山正一「東京大学法理文学部第七年報」自明治11年9月至同12年8月『東京大学史東京大学年報』第1巻、127-128頁。

外山正一「羅馬字会を起すの趣意」明治17年12月25日『東洋学芸雑誌』第39号、228-233頁。

柳生四郎「外山正一の日記1~12」『UP』5巻12号-7巻10号 東京、東京大学出版会、1976年-1978年。

②その他、諸新聞史料、文書、年報史料：

Japan Weekly Mail. New Series: A Political, Commercial, and Literary Journal. Vol. 1 No.1 -Vol. 63. No. 14. Tokyo: Edition Synapse, reprinted 2006-2015. (Originally published weekly: Yokohama : Japan Mail Office, 1877-1915.)

国会図書館憲政資料室所収 大木喬任関係文書

国会図書館憲政資料室所収 梧陰文庫

国会図書館憲政資料室所収 森有礼関係文書

国会図書館憲政資料室所収 芳川顕正関係文書

『帝国議会議事録』

『東京学士会院雑誌』複製版 東京、鳳出版、1977年。

『東京大学年報』

『東洋学芸雑誌』

『朝日新聞』

『毎日新聞』

『読売新聞』

『東京新報』

『東京日日新聞』

③その他、個別史料、史料集：

Angell, James B. "Shall the American Colleges be Open to Both Sexes?" *Rhode Island School Master*. Vol. 17, No. 8, August 8, 1871.

Satow, Ernest. *A Diplomat in Japan*. Rutland, Vermont, 1983.

Macaulay, Thomas Babington. "Minute on Education." in Wm. Theodore de Bary ed. *Sources of Indian Tradition*. Vol.2 (New York: Columbia University Press, 1988), pp. 48-49.

"Are Our Foreign Missions A Success." *Japan Weekly Mail*. October, 5, 1889. Vol. 45, p. 311. (H. H. Johnson. "Are Our Foreign Missions A Success." *Fortnightly Review*. April, 1889. Vol. 45, issue 268, pp. 481-489.)

朝比奈知泉「新聞記者としての回顧」『朝比奈知泉文集』水戸、朝比奈知泉文集刊行会、1927年。

朝比奈知泉 明治22年10月2日「政治世界における大学生の位置」『東京新報』。

朝比奈知泉 明治22年4月19日~21日「大学の独立を論ず上、中、下」『東京新報』。

家永三郎編『植木枝盛選集』東京、岩波書店、1974年。

伊藤博文「教育議」明治12年『日本近代思想体系⑥ 教育の体系』東京、岩波書店、1990年、80-83頁。

伊藤博文編「立憲制度施行ニ付文学、芸術、道德三元素を帝室ニ親近セシムルノ議」『秘書類纂 第19巻 皇室制度史料(上)』復刻版 東京、原書房、1969年、424-430頁。(秘書類纂刊行会、昭和9年刊の複製)

江木千之経歴談刊行会編『江木千之翁経歴談 上巻』非売品、1933年。

大木喬任関係文書93-1、国会図書館憲政資料室所収

勝浦鞆雄「中学校改正に関する意見書」明治26年5月 梧陰文庫 B-2589

勝海舟『氷川清話』講談社、1974年。

加藤弘之「人種改良の弁」明治19年2月25日、3月25日、4月25日『東洋学芸雑誌』53号、54号、55号、385-390頁、421-426頁、478-483頁。

加藤弘之「米国ヨリ返還ノ下関賠償金ヲ東京大学ノ財本トシテ下附ヲ請フ上申」明治15年10月3日『重要書類彙集』自明治11年至明治24年、132~138頁。

金谷治訳注『孫子』東京、岩波書店、1963年、41-42頁。

神田孝平「邦語ヲ以テ教授スル大学校ヲ設置スベキ説」『東京学士会院雑誌』第1号第3冊、51-60頁。

木場貞長「『帝国大学令』制定に関する木場貞長氏の手記」『明治文化資料叢書 第8巻教育篇』東京、風間書房、1961年、184-186頁。

木村毅『西園寺公望自伝』講談社、1949年。

久保田譲「教育制度改革論」『明治文化資料叢書 第8巻教育編』東京、風間書房、1961年、256-279頁。

「高等師範学校の編成改革要項」国会図書館憲政資料室所収 梧陰文庫 B-2738

「高等師範学校に関する編成上の改正如何」明治26年『大日本教育新聞』、国会図書館憲政資料室所収、 梧陰文庫 B-2740

重野安繹「国史編纂の方法を論ず」『東京学士会院雑誌』第1号第8冊、163-181頁。

同志社編『新島襄書簡集』岩波、1954年。

「得業士学位創設」『東京大学年報第三号』起明治15年9月止同16年12月、25頁。

中村正直訳『西国立志編』東京、講談社学術文庫、1981年、58頁。（ス邁爾ス（スマイルス）著；中村正直訳『西国立志編：原名自助論』第1冊～第8冊 明治4年）。

新島讓「同志社設立の主意」明治21年11月『新島讓全集 第1巻』 京都、同朋舎出版、1983年。

秘書類纂刊行会編『秘書類纂 皇室制度史料 上巻』復刻版 東京、原書房、1969年、424-430頁。（昭和9年刊の複製）

福沢諭吉「文明論之概略」明治8年 石田雄編『近代日本思想体系② 福沢諭吉集』東京、筑摩書房、1975年。

福沢諭吉「学問の独立」明治16年 石田雄編『近代日本思想体系② 福沢諭吉集』東京、筑摩書房、1975年。

三上参次編『山存稿』前編（上下巻）、後編（上下巻）東京、丸善、1909年。

フェノロサ「学生ヲ誡ム 於大学校 フェノロサ演説」『演説集誌』明治15年。

陸奥宗光『蹇蹇録』東京、岩波書店、1933年。

文部省編『学制五十年史』東京、中外印刷株式会社、1922年。

文部省編『正則文部省英語読本』『英語教科書名著選集 第11巻-第12巻』東京、大空社、1993年。

文部省編『復刻版 尋常小学校修身 巻一 大正期』ノーベル書房、1970年、12頁。

芳川顕正「高等教育に関する意見」国会図書館憲政資料室所収 芳川文書 38

渡辺彰「大学独立の策について」『東京日日新聞』明治22年5月16日、17日

<参考文献（英語）>

Alger, Horatio, Jr. *Ragged Dick and Struggling Upward*. Viking Penguin Inc., 1985. (Ragged Dick originally published in 1868).

Evans, Richard J. *The Pursuit of Power*. London: Penguin Books, 2017. (First published by Allen Lane, 2016.)

Flexner, Eleanor. *Century of Struggle: The Women's Rights Movement in the United States*. Harvard University Press, 1959.

Gay, Peter. *Style in History*. New York: Basic books, 1974.

Kuper, Leo. *Genocide: Its Political Use in the Twentieth Century*. New Haven: Yale University Press, 1981.

- Lanman, Charles. *The Japanese in America*. New York: University Publishing Company, 1872. (reprinted in Y. Okumura ed., *Leaders of the Meiji Restoration in America*. Tokyo: Hokuseido Press, 1931.)
- Merriman, John. *A History of Modern Europe: From the French Revolution to the Present*. 2nd ed. New York: W. W. Norton and Company, 2004. (c. 1996)
- Palmer, R. R. and Colton, Joel. *A History of the Modern World*. 3rd ed. New York: Alfred A. Knopf, 1965. (c. 1950)
- Shaw, Wilfred B. ed., *The University of Michigan: An Encyclopedic Survey*. Volume 1. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1942.
- Wakabayashi, Megumi. “‘Crazy Verse about Christianity in the New Style’: Translation and Source Analysis.” *Windows on Comparative Literature*. No. 9, April 2013. Comparative Literature and Culture Program, University of Tokyo, Komaba.
- Wakabayashi, Megumi. “‘Think in English’—Toyama Masakazu and Mombushō Conversational Readers.” *Komaba Journal of English Education*. Vol. 6, 2015. Department of English Language, University of Tokyo, Komaba.
- Wayman, Dorothy G. *Edward Sylvester Morse : A Biography*. Cambridge, Mass. : Harvard University Press, 1942.
- Weber, Eugen. *Europe Since 1715: A Modern History*. New York: W. W. Norton and Company, 1972.

<参考文献（日本語）>

- 秋山ひさ「外山正一とミシガン大学」『神戸女学院論集』第29巻、第1号、1982年。
- 秋山ひさ「明治前半期の社会学——フェノロサと外山正一——」『神戸女学院論集』第24巻、第1号、1977年。
- 天野郁夫『旧制専門学校』東京、日本経済新聞社、日経新書、1978年。
- 家永三郎『太平洋戦争 第2版』東京、岩波書店、1986年。
- 石附実『近代日本海外留学史』東京、中公文庫、1992年（初版はミネルヴァ書房、1972年）
- 一ノ瀬俊也『旅順と南京日中五十年戦争の起源』東京、文芸春秋社、2007年。
- 井上久雄『近代日本教育法の成立』東京、風間書房、1969年。
- 伊村元道『日本の英語教育200年』東京、大修館書店、2003年。
- 大石眞『日本憲法史』東京、講談社、2020年。
- 大江志乃夫『靖国神社』東京、岩波書店、1984年。
- 大久保利謙「福沢諭吉と明治初期の学界——学問独立論と官民調和論——」『佐幕派論議』東京、吉川弘文館、1986年、154-170頁。
- 大久保利謙編『森有礼全集 第1巻』東京、宣文堂書店、1972年。
- 大島太郎「官僚制」『日本歴史 近代4』東京、岩波書店、1962年。
- 海後宗臣『井上毅の教育政策』東京、東京大学出版会、1968年。

勝田有恒「カール・ラートゲンの『行政学講義録』——ドイツ型官治主義の導入——」『明治法制史政治史の諸問題——手塚豊教授退職記念論文集』東京、慶應通信、1977年。

倉沢剛『教育令の研究』東京、講談社、1975年。

国立教育研究所編『日本近代教育百年史』東京、文唱堂、1974年。

後藤靖『資料日本社会運動史 第1巻 自由民権思想』東京、青木書店、1968年。

鳥海靖『日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念』東京、東京大学出版会、1988年。

齋藤正二「外山正一博士の社会学論」『日本法学』第14巻、第92号、1948年。

佐々木雄一「近代日本における天皇のコトバ——遼東還付の詔勅を中心に」御厨貴編『天皇の近代——明治150年・平成30年』東京、千倉書房、2018年、141-174頁。

佐藤秀夫「明治23年の諸学校制度改革案に関する考察」『日本の教育史学』第14巻、1971年、4-23頁。

品田悦一「近代日本の国学と漢学：東京大学古典講習科をめぐって」『University of Tokyo Center for Philosophy Booklet 24』Tokyo: University of Tokyo Center for Philosophy, 2012.

清水幾太郎『日本文化形態論』東京、サイレン社、1936年。

清水瑞久「外山正一にみるメディアと芸術：透明化されるメディアと国民の創生」『マス・コミュニケーションズ研究』第63号、2003年、130-143頁。

清水瑞久「外山正一の歴史社会学」『社会学評論』第54巻、第3号、2003年、250-264頁。

宿南保『浜尾新』京都、河北印刷株式会社、1992年。

所澤潤「文学部長外山正一『大学へ天下の人材を輻輳せしむるの法』明治15年2月」『東京大学史紀要』第13号、1995年、115-153頁。

隅谷三喜男『日本の歴史② 大日本帝国の試練』東京、中央公論社、1966年。

滝井一博『伊藤博文：知の政治家』東京、中央公論新社、2010年。

滝井一博『渡邊洪基』京都、ミネルヴァ書房、2016年。

竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』東京、中央公論新社、1999年。

竹内康浩『「正史」はいかに書かれてきたか』東京、大修館書店、2002年。

建部遯吾「教育家外山正一先生」『教育』第1巻、第9号、1933年112-128頁。

月脚達彦『福沢諭吉と朝鮮問題』東京、東京大学出版会、2014年。

寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立 増補版』東京、評論社、2000年。
(初版は1979年。)

寺崎昌男編『御雇教師ハウスクネヒトの研究』東京、東京大学出版会、1991年。

東京女学館百年史編集室編『東京女学館百年小史』非売品、1988年。

東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史史料目録② 外山正一史料目録』東京大学百年史編集室、1977年。

東京大学百年史編纂委員会編『東京大学百年史 通史①、通史②』東京、東京大学出版会、1984年。

永添祥太『長州閥の教育戦略』福岡、九州大学出版会、2006年。

中野実『近代日本大学制度の成立』東京、吉川弘文館、2003年。

中野実「帝国大学体制形成に関する史的研究——初代総長渡辺洪基時代を中心にして——」『東京大学史紀要』第15号、1997年、1-19頁。

中山茂『帝国大学の誕生——国際比較のなかでの東大』東京、中公新書、1978年。

新田義之『沢柳政太郎』京都、ミネルヴァ書房、2006年。

橋川文三、松本三之助編、『近代日本政治思想史』東京、有斐閣、1971年。

長谷川純三『嘉納治五郎の教育と思想』東京、明治書院、1981年。

原田敬一『日本近現代史③ 日清・日露戦争』東京、岩波書店、2007年。

平山洋『福沢諭吉の真実』東京、文芸春秋、2004年。

ひろたまさき『朝日評伝選⑫ 福沢諭吉』東京、朝日新聞社、1976年。

藤崎武男『歴戦1万5000キロ』東京、中央公論社、2002年。

藤村道生『日清戦争』東京、岩波書店、1973年。

マイニア「若き日の穂積八束——明治日本の保守主義的系譜の機関に関する新史料——」『思想』513号、1967年、105-117頁。

牧原憲夫『客分と国民のあいだ——近代民衆の政治意識』東京、吉川弘文館、1998年。

牧原憲夫『日本近現代史② 民権と憲法』東京、岩波書店、2006年。

松永昭三編『近代日本思想体系③ 中江兆民集』東京、筑摩書房、1974年。

松永昭三『中江兆民の思想』東京、青木書店、1970年。

三浦節夫『井上円了——日本近代の先駆者の生涯と思想』教育評論社、2016年。

三上参次「外山正一先生小伝」『山存稿』（前編）東京、丸善、1909年。

三上参次『明治時代の歴史学界：三上参次懐旧談』東京、吉川弘文館、2001年。

安川寿之助『福沢諭吉のアジア認識』東京、高文研、2000年。

山下重一「フェノロサの東京大学教授時代——社会学・哲学・政治学講義を中心として——」『国学院法学』第12巻、第4号、1975年、121-162頁。

山下重一「明治初期におけるスペンサーの受容」日本政治学会編『日本における西欧政治思想』東京、岩波書店、1976年、77-112頁。

山本幸彦編『帝国議会と教育政策』京都、思文閣出版、1981年。

吉田裕『日本軍兵士』東京、岩波書店、2017年。

利谷信義「日本資本主義と法学エリート（一）——明治期の法学教育と官僚養成——」『思想』493号、1965年、886-898頁。

利谷信義「日本資本主義と法学エリート（二）——明治期の法学教育と官僚養成——」『思想』496号、1965年、1376-1391頁。